

きらめく海・駒ヶ岳

やま

うるおいの湯郷

さと

第5次鹿部町総合計画  
2013～2022



## 第5次鹿部町総合計画







## ごあいさつ

鹿部町は、平成25年度から10年間のまちづくりの指針となる「第5次鹿部町総合計画」を策定いたしました。

この計画では、めざすまちづくりテーマを『きらめく海・<sup>やま</sup>駒ヶ岳・うら<sup>さと</sup>おいの湯郷』と掲げました。駒ヶ岳、噴火湾、温泉の3つの要素は、これからも本町の永遠のシンボルであることから、第3次、第4次計画のまちづくりテーマの「<sup>ユートピア</sup>湯郷」という言葉を「さと」と読み替え、継承することといたしました。

住民の皆様のご意見やご提案を重点政策として位置づけ、各施策を積極的に実施するとともに、住民と行政の相互理解を深めるため更なる情報の提供に努め、幅広い住民の参画を得ながら、より多くの人々が「住みたい」「住み続けられる」と思える魅力あるまちづくりを展開してまいりたいと決意しております。

近年、本町をはじめ、我が国をめぐる社会経済環境は、誰もが経験したことのないめまぐるしい変化を見せてまいりました。こうした時代の変化に適切に対応し、本計画がめざす将来像を着実に実現するためには、住民の皆様と目標を共有し、ともに考え、ともに行動していくことが大切であると考えています。

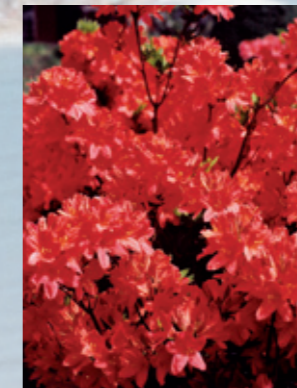
おわりに、この計画の策定にあたり慎重なる審議をいただきました総合計画策定審議会委員、町議会議員各位、さらに貴重なご意見、ご提言を賜りました住民の皆様をはじめ、絵画や作文に協力くださいました小中学生のみなさんに、厚く御礼申し上げますとともに、この計画の推進についても住民の皆様とともに取り組んでまいりますので、より一層のご協力をお願いいたします。

平成25年3月

鹿部町長 川村 茂



町の木 ナナカマド



町の花 ツツジ



鹿部町章

4つの片仮名の「カ」で鹿部の「鹿」を表し、これを輪にして町民の「輪」(「和」)を描き、町発展の基盤となるコンブと温泉が包まれています。

## 鹿部町民憲章

わたくしたちは、秀峰駒ヶ岳を仰ぎ、  
洋々とした大太平洋を望む恵まれた自然にはぐくまれた鹿部町民です。  
幾多の試練に耐えぬいた先人の偉業を受けつぎ、  
豊かで明るいまちづくりをめざしてこの憲章を定めます。

1. 話し合いのある明るい家庭をつくりましょう
1. 元気に働き楽しい職場にしましょう
1. きまりを守り互いの立場を尊重しましょう
1. スポーツに親しみたくましい心とからだを鍛えましょう

(昭和54年10月1日制定)



小学生のまちづくり絵画入選作品/平成24年実施



三味線滝から見た駒ヶ岳  
(中島 昂大さん)



いろいろな店があって魚もとれて  
おまつりがあるまち  
(阿部 美空さん)



漁師が頑張っている、自慢の海  
(毛利 若菜さん)



壁が水族館になっているトンネル  
(平井 李佳さん)



養殖漁業が盛んで新鮮な魚が食べられる、  
魚がたくさんとれるまち  
(奥山 雄太さん)



昔の文化にふれ、たこ焼きも食べられる  
「しかべ大通り」  
(大塚 凧紗さん)



若い人だけでなくお年寄りも楽しめて、  
動物も来る、もっといい公園  
(松川 久瑠見さん)



鹿部と室蘭をつなぐ橋  
(山口 ひよりさん)

中学生のまちづくり作文最優秀・優秀作品/平成24年実施

「I Love 鹿部」

「ザブーン、ザブーン」と聞こえてくる波の音。  
「ザーザー」聞こえる木がゆれる音。  
「ちゅんちゅんっ」聞こえる鳥の鳴き声。  
耳をすませると、この三つの音が聞こえてくる。この音は、あたりまえのようで、  
実際あたりまえではない。“鹿部”という町だからこそ、聞こえてくる音。  
「自然のにおい」  
「海のしおのにおい」  
ほかの町じゃ絶対にかぐことのできない“鹿部”の香り。  
「左手には、美しい海」  
「右手には、緑色の森林」  
「すぐ側にあるような駒ヶ岳」  
この景色は“鹿部”でしか見られないもの。  
こんなに小さな町でも、鹿部には良いことがいっぱいある。ほかの町にはないものが、鹿部には、  
たくさんある。だから、私は“鹿部”が大好きだ。鹿部に生まれてきて良かった。(高橋 萌李さん)

私のふるさと自慢

私は、春夏秋冬の鹿部の景色が好きです。  
春のはじめには、冬のさむさも少し残しながら、だんだんとあたたかくなり、桜が色づいた景色。  
夏は、温泉の祭でたくさんの人があつまり、いつもの静かな鹿部とはちがう、にぎやかな音、花火  
大会の景色。秋は、少しはださむく、駒ヶ岳がオレンジ色になる景色。冬は、雪が地面を白くする、  
そして、夜空を見上げると、キレイな星がたくさんある景色。どの景色も、すごくキレイだけど、  
わたしが一番好きな景色は、部活終わり歩いていて、駒ヶ岳を見ると、夕日で雲がオレンジ色になり、  
駒ヶ岳をてらしている景色。  
鹿部は、食べ物もおいしいし、景色もすごくキレイで、町民の人達もすごく明るい、とてもいい  
町です。私は、この町に生まれてとても幸せだと思いました。(阿部 瑞穂さん)

「私のふるさと自慢」

鹿部町の良い所。たくさんあります。  
ただの田舎だとか思われていないかもしれませんが、私の思う鹿部町は漁師町です。  
私の家が漁師ということもあるかもしれませんが、海の幸が豊富だと思います。昆布やホタテ、  
どれもとても有名です。海にはたくさんの漁師たちの船があり、海からは駒ヶ岳も見えます。とて  
も絶景です。夏には昆布をとり、手伝いをしたりします。昆布を干し終わって並べて干してある昆  
布を見ると、漁師まちならではだなあと感じます。  
鹿部には、まだまだ良い所はあります。人々も心優しい人ばかりです。人にあったらあいさつを  
したり、人口が少ないので知っている人がけっこういます。  
鹿部町民皆で築き上げてきた町なので、これからも町を大切に過ごしていきたいです。鹿部  
町という町がもっと皆に知れ渡ったらいいなあと感じます。(松本 冬美さん)



# も く じ

## 基本構想編

### はじめに

- 1 計画を策定するにあたって  
(1) 「第4次鹿部町総合計画」の検証 ..... 2  
(2) 計画策定の視点 ..... 3  
(3) 計画の構成と期間 ..... 4
- 2 町の概況と時代の潮流  
(1) 鹿部町の概況 ..... 5  
(2) 国内の動きとそこから生まれる課題 ..... 8  
(3) 鹿部町の課題 ..... 13

### 基本構想

- 1 まちづくりテーマ ..... 18
- 2 将来人口の見通し ..... 19
- 3 施策の基本目標 ..... 20
- 4 分野別のまちづくり方針 ..... 21

- 計画の体系 ..... 24

## 基本計画編

- 新しいまちづくりへの挑戦（重点プラン） ..... 26

### 第1章 人が育ち、つながりを大切にするまち【教育・コミュニティ・まちづくり】

- 1 社会教育 ..... 28
- 2 芸術文化、文化財 ..... 30
- 3 スポーツ ..... 32
- 4 幼稚園 ..... 34
- 5 義務教育 ..... 36
- 6 コミュニティ、町内での交流 ..... 40
- 7 まちづくり活動 ..... 42
- 8 交流、移住・定住、国際理解 ..... 44
- 9 男女共同参画 ..... 46

### 第2章 安心して暮らせるまち【保健・福祉】

- 1 地域福祉 ..... 48
- 2 保健・健康づくり、医療 ..... 50
- 3 高齢者の福祉 ..... 52
- 4 障がい者の福祉 ..... 56
- 5 子育て支援、ひとり親家庭の支援 ..... 58
- 6 子どもや若者の育成（青少年健全育成） ..... 60
- 7 食育 ..... 62
- 8 低所得者福祉・国民健康保険・国民年金 ..... 64

### 第3章 安全で住みよい美しいまち【生活基盤・環境・安全】

- 1 土地利用 ..... 66
- 2 道路、除雪 ..... 68
- 3 公共交通 ..... 72
- 4 住宅、宅地 ..... 74
- 5 上水道 ..... 76
- 6 情報通信 ..... 78
- 7 環境共生、自然保護 ..... 80
- 8 公園・広場、緑化 ..... 82
- 9 景観、環境美化 ..... 84
- 10 排水処理、し尿処理 ..... 86
- 11 ごみ処理、リサイクル ..... 88
- 12 防災 ..... 90
- 13 消防、救急 ..... 94
- 14 交通安全 ..... 98
- 15 防犯、消費者保護 ..... 100

### 第4章 活気ある産業をはぐくむまち【産業】

- 1 水産業 ..... 102
- 2 水産加工業 ..... 106
- 3 農林業 ..... 108
- 4 商工業 ..... 110
- 5 観光 ..... 112
- 6 企業誘致、新たな産業、勤労者対策 ..... 116

### 第5章 小さくても創意で行政運営を進めるまち【行財政運営】

- 1 広報、広聴、情報公開 ..... 118
- 2 行政運営 ..... 120
- 3 財政運営 ..... 122
- 4 広域行政 ..... 124

## 資料編

- 1 策定経過 ..... 128
- 2 諮問・答申 ..... 129
- 3 第5次鹿部町総合計画策定審議会名簿 ..... 130
- 4 第5次鹿部町総合計画策定委員会名簿 ..... 131
- 5 第5次鹿部町総合計画作業部会（ワーキンググループ兼ワークショップ委員）名簿 ..... 131
- 6 第5次鹿部町総合計画ワークショップ委員名簿 ..... 132
- 7 鹿部町総合計画の策定に関する条例 ..... 133
- 8 鹿部町総合計画策定審議会条例 ..... 134
- 9 鹿部町総合計画策定委員会設置要綱 ..... 135





## 基本構想編



# はじめに

## 1 計画を策定するにあたって

鹿部町では、これまで、まちづくり全体に関わる「総合計画」を4回にわたって策定し、それに沿ってまちづくりを進めてきました。

「第4次鹿部町総合計画」が、平成24年度で終了することから、この「第5次鹿部町総合計画」を、これから10年間のまちづくり計画として策定しました。

### (1) 「第4次鹿部町総合計画」の検証

この計画の前にあたる「第4次鹿部町総合計画」(平成15年～24年度)では、“きらめく海・駒ヶ岳うるおいの湯郷”をテーマに、「人づくり」「安心づくり」「賑わいづくり」「地域づくり」の4つの基本目標に沿って、まちづくりの各分野に取り組んできました。

この間、国主導で推進された市町村合併に対して本町は自立の道を選択し、国内経済の低迷にともない財政状況が予想以上に厳しさを増す中、重要性や緊急性に配慮しつつ、各種事業を進めてきました。

基幹産業である水産業においては、衛生管理型漁港の整備などハード事業のほか、豊かな浜づくりをめざし、子どもや産業団体と連携した植林活動に取り組んできました。また、防災行政無線の更新や学校施設の耐震化を進めるとともに、防災教育にも力を注ぎ、総合的な防災対策の推進に努めてきました。

保健・福祉・教育分野においては、いこいの湯の整備、妊婦健診や予防接種の補助の拡大、医療費無料化の中学生までの拡大、健康づくり事業の強化のための管理栄養士の配置、幼稚園での3歳児保育の実施など、健康を守る体制の充実や子育ての支援に取り組んできました。このほか、スポーツや観光分野においても、施設の整備に加え、地域に根ざした推進体制づくりやイベントの充実に努めてきました。

また、駒ヶ岳噴火に備えた避難道路として整備を要請していた国道278号「鹿部バイパス」が開通し、道央自動車が大沼インターチェンジまで延伸するなど、町内外の広域交通体系の整備が進められました。

一方、下水道整備や間歇泉公園周辺の整備などは積み残しの状況です。これらの実施には多くの財源と地域住民の理解が必要であり、この「第5次総合計画」に取り組みを継承していくこととなります。

### (2) 計画策定の視点

この計画を策定するにあたって留意したことは、次のとおりです。

#### 共有できる計画

総合計画は、行政がつくる計画ですが、その内容は鹿部町に住むすべての人に関わる内容です。めざす方向や取り組み内容を、行政・住民に関わらず、鹿部町民で共有していく計画にします。また、国や北海道、他の自治体には、鹿部町のまちづくり意志として示す計画にします。

#### そのため、

- 町職員はもちろん、住民のまちづくりに対する意向や提案などを、できる限り取り入れた内容にしました。
- 各分野で策定している個別計画の内容との整合性を大切にしました。
- 国内外の社会経済の動向、国や北海道の政策の動向などもふまえ、国内・道内における広域的な役割や位置づけもふまえた内容としました。

#### 分かりやすい内容

10年間という、長期的な視点で策定した計画ですが、できる限り、どのようなことをめざし、取り組んでいくのが具体的にイメージしやすい内容にします。

#### そのため、

- 難しい表現や用語の使用をなるべく避け、分かりやすい文章、編集に努めました。
- 「今ある町の課題や問題」を捉えたうえで、その解決方法を示すようにしました。
- この計画でめざすことについては、全体的・長期的な「将来像」と、各分野での「めざす方向」の双方の視点から示しました。
- 具体的な取り組み内容が計画されているものについてはなるべく記載し、イメージしやすいようにしました。





### (3) 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されます。

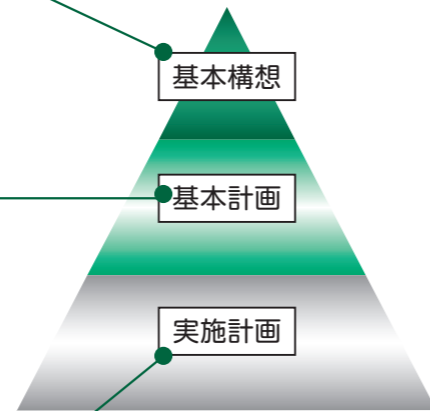
基本構想では、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間で、鹿部町がめざす将来の姿と、その実現に向けた基本的な考え方を示しています。

基本計画では、基本構想で定めた内容をふまえ、各分野で取り組んでいく方向や内容を示しています。

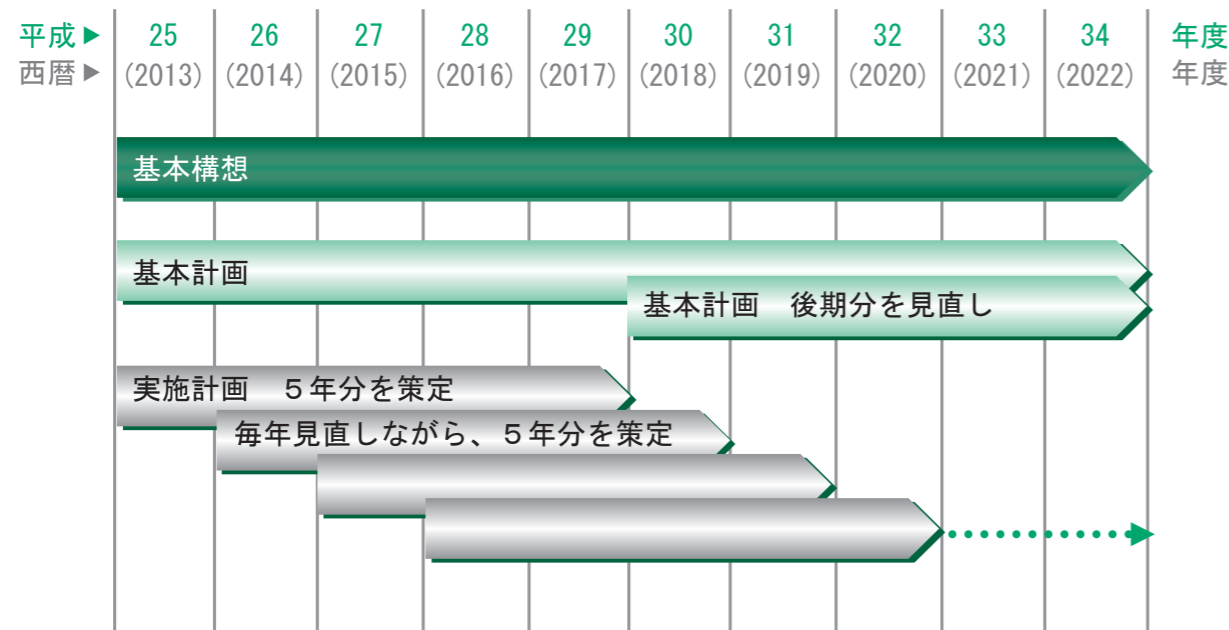
10 年間での取り組みを示しますが、前期（平成 25～29 年度）が終了する時点で後期（平成 30～34 年度）の内容を見直すこととします。

実施計画では、基本計画で定めた内容を進めるために、具体的な事業を示しています。各課は、この計画をもとに予算を立てて、事業化していきます。

当初の計画は、平成 25～29 年度までの 5 年間の計画とし、2 年目以降は、計画の実施状況などをふまえて、向こう 5 年分の計画として毎年見直していくこととします。



「基本構想」「基本計画」「実施計画」それぞれの計画期間は、次のとおりです。



## 2 町の概況と時代の潮流

### (1) 鹿部町の概況

#### 地勢・気候

鹿部町は北海道の南端・渡島半島の東部にあり、駒ヶ岳山麓の一角に位置します。東西 16.5km、南北 19.0km で、面積は 110.61km<sup>2</sup> です。

北東に太平洋内浦湾を望み、南東は中ノ川を境に函館市、北西はトドメキ川を境に森町、南西は横津岳山頂を境に七飯町と接しています。

気象は、北海道の中では1年を通じて比較的温暖で、春と秋が長く、湿度が低く爽やかで過ごしやすのが特長です。夏は南西から、冬は北西からの風が多く、気温は最も寒い時はマイナス 14 度前後、夏の最高気温は平均 25 度前後で、30 度を超えることはあまりありません。降水量は北海道の中ではやや少なく、雪も比較的少ない地域です。



基本構想

#### 沿革

鹿部という名前は、アイヌ語の“シケルペ”（キハダの木のある所という意味）に由来しています。元和元年（1615 年）、陸奥の国南部大湊から司馬宇兵衛が昆布を採取するために、この地に移住しました。その後、漁場が豊かで比較的温暖なこともあって移住者が増えはじめ、明治 12 年（1879 年）には戸長役場が設置され、同 39 年（1906 年）4 月、2 級町村制を施行し、鹿部村となりました。昭和 4 年（1929 年）6 月に駒ヶ岳が大噴火し、甚大な被害を受け、廃村の危機に陥りましたが、村をあげての復興活動により復興を遂げました。そして、昭和 58 年の町制施行により、鹿部町が誕生し、現在に至っています。

#### 産業

基幹産業が漁業で、町内には大小 3 つの漁港があり、スケトウダラやホタテをはじめ、昆布、タコ、ナマコ、カレイ、ホッケなどが水揚げされます。また、水産加工業も盛んで、たらこをはじめ多くの水産加工品が出荷されています。町内には温泉も多く、30 箇所以上の泉源があり、寛文 6 年（1666 年）には温泉場が設置されるなど、古くから温泉のまちとして多くの人を訪れています。大正 13 年（1924 年）に温泉掘削中に吹き上げた間歇泉は全国でも珍しい温泉で、「しかべ間歇泉公園」として整備されています。

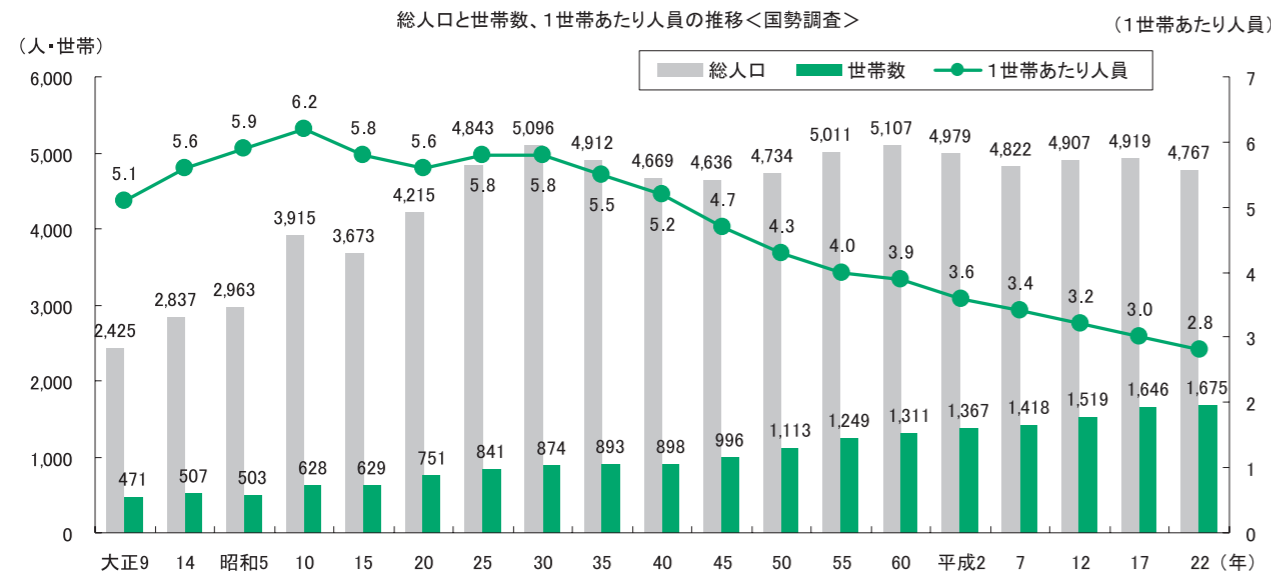




人口など

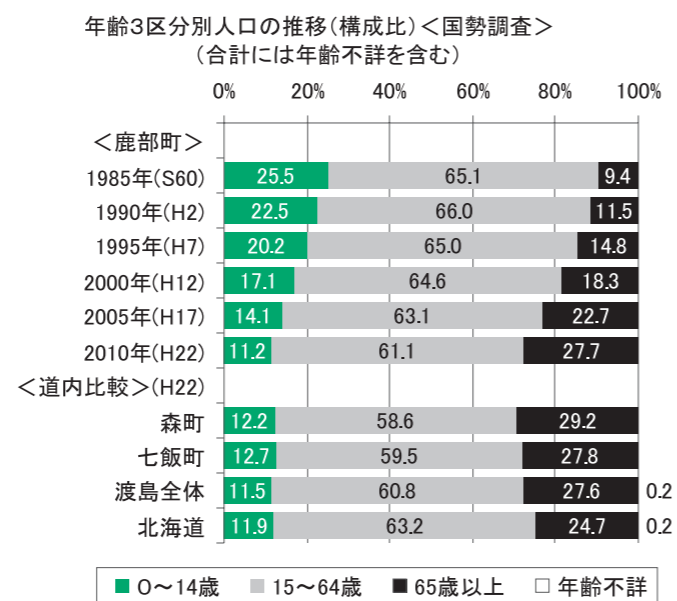
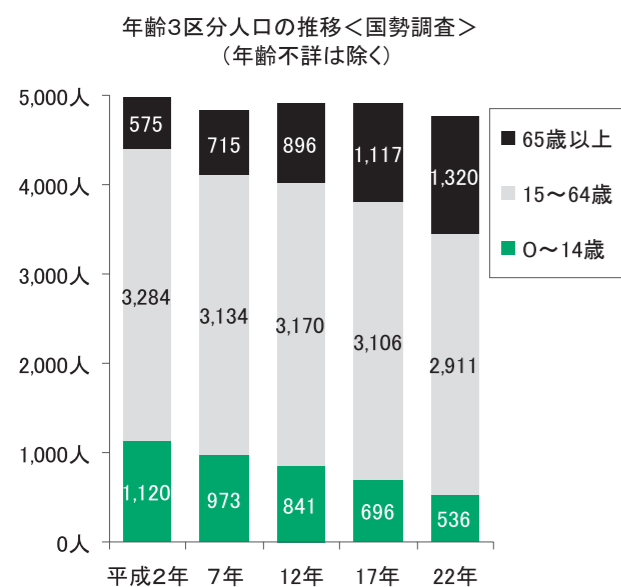
<総人口・世帯数の推移>

総人口は、昭和 60 年 (5,107人) をピークに緩やかな減少傾向が続いており、平成 22 年現在 4,767 人です。一方、世帯数は増加を続け、平成 22 年現在 1,675 世帯です。その結果、1世帯あたりの人員は長期的に減少し、平成 22 年現在 2.8 人となっています。



<年齢3区分人口の推移>

年齢3区分別人口は、平成 22 年現在、年少人口 (0~14 歳) は 536 人、生産年齢人口 (15~64 歳) は 2,911 人、老年人口 (65 歳以上) は 1,320 人です。老年人口が増加する一方、生産年齢人口と年少人口は減少しています。その結果、構成比は、老年人口が大幅に拡大する一方、年少人口は大幅に縮小し、少子化・高齢化の進行が顕著に表れています。

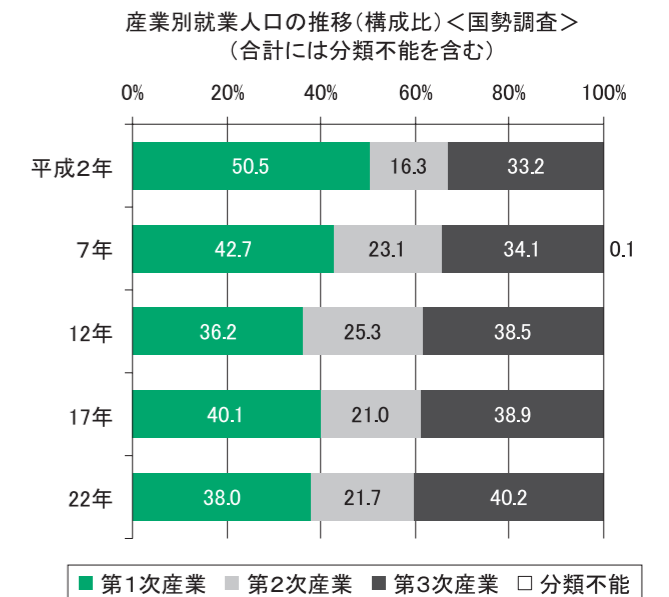
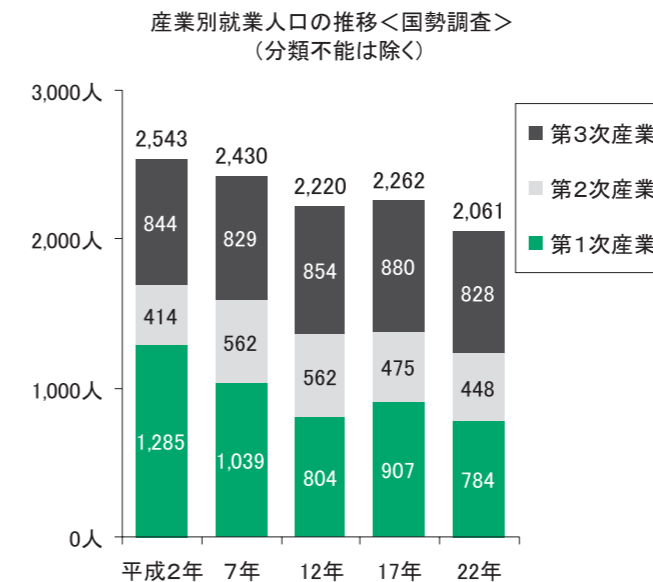


※ 2000 年 (H12) までの「森町」には、旧砂原町分を含みます。また、2000 年 (H12) までの「渡島全体」には、旧熊石町分を含みません。

<就業人口の推移>

就業者総数は、平成 22 年現在 2,061 人で、第1次産業人口が 784 人 (38.0%)、第2次産業人口が 448 人 (21.7%)、第3次産業人口が 828 人 (40.2%) です。

漁業を中心とする第1次産業の就業者数が減少し、構成比も縮小する中、第3次産業の構成比が増加する傾向にあります。





## (2) 国内の動きとそこから生まれる課題

国内で見られる今日的な動向と、それにともない、鹿部町を含む全国の自治体で生じている課題を大まかにまとめると、次のとおりです。

### 人口減少、少子化・高齢化の進展

#### 国内の動き

- 国勢調査によると、平成 22 年現在の総人口は1億 2,806 万人で、平成 17 年と比べて 0.2%増にとどまっています。今後総人口は減少し、平成 60 年(2048 年)には 1 億人を割ると推計されています。(国立社会保障・人口問題研究所平成 24 年 1 月推計より)
- 65 歳以上の高齢者人口は平成 22 年現在過去最高の 2,958 万人で、昭和 25 年(1950 年)には 5%に満たなかった総人口に占める割合(高齢化率)も 23.1%となり、5 人に 1 人が高齢者、9 人に 1 人が 75 歳以上という、本格的な高齢社会となっています。
- 出生数は、平成 22 年現在 107 万 1,306 人(概数)で、減少傾向が続いています。昭和 22～24 年には 4.32 であった合計特殊出生率(1 人の女性が生涯に出産する子どもの数の推計値)は、平成 22 年には 1.39(概数値)まで低くなっています。

#### そこから生まれる課題

- 人口減少とともに少子化・高齢化が進む中、労働力の不足や高齢者の生活を支える財源不足などが問題となっており、それらの改善が緊急課題となっています。
- 都市部に比べて人口減少や少子化・高齢化が進んでいる地方では、住民の半数以上が高齢者である集落も増えており、社会的な共同生活が維持できなくなるなどの問題が起きています。

## グローバル化の進展

#### 国内の動き

- 情報通信技術の高度化や情報通信網の広がりにより、地理的な距離を超えて、世界中と情報ネットワークでつながるようになりました。
- 交通ネットワークが拡大し、海外への(海外からの)旅行や居住など、人の動きも国境を越えて活発に行われるようになりました。
- 情報通信・交通ネットワークの拡大とともに貿易自由化が進み、経済活動も国際的に行われるようになりました。

#### そこから生まれる課題

- 世界経済との結びつきが強まる中、競争相手も世界中に拡大しており、市場や資源、人材などの獲得が激化しています。国内市場の縮小や円高が続いていることもあり、製造業を中心に海外移転する企業もみられ、雇用の減少が懸念されています。
- TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)への加盟交渉に向けて日本が関係国と協議に入ることを表明する中、加盟の賛否をめぐって意見が分かれています。
- 訪日外国人旅行者数は平成 19 年には 835 万人に達し、景気低迷等により一時落ち込みながらも回復し、平成 22 年は過去最高の 861 万人を記録しました。しかし、平成 23 年は東日本大震災の影響等により 622 万人と大幅に減少し、その回復が課題となっています。
- 外国人旅行や外国人居住者が安心して旅行や生活ができるよう、多言語化が求められています。





## 自然環境の変化、環境問題の深刻化

### 国内の動き

- 地球全体の大気中の二酸化炭素の平均濃度は、平成 21 年に過去最高水準を示しており、温暖化が確実に進んでいます。(気象庁・二酸化炭素分布情報より)
- 温暖化に起因すると考えられる猛暑、豪雪、集中豪雨、突風などの異常気象が地球上の各地で頻発し、国内においてもさまざまな問題を引き起こしています。
- 木材輸入の自由化により国産材の価格が低迷し、木材生産のために造林された人工林の手入れが滞り、荒廃が進んでいます。さらには、森林の伐採や荒廃にともない保水力が失われ、砂漠化が進んだり、土砂崩壊の危険性が高まっている地域も見られます。
- グローバル化とともに近年、海外からの外来種が国内に侵入し、広がっています。

### そこから生まれる 課題

- 温暖化防止に向けた取り組みが世界で進められていますが、それを上回って二酸化炭素が増加しており、解決の方向に向かってない状況です。
- 温暖化にともない、農産物の育成環境や水産物の生態に影響が生じるとともに、異常気象にともなう災害の危険性が高まっています。
- 砂漠化や森林の荒廃、農地や放牧地の拡大により水資源の欠乏が懸念されています。日本国内でも、外資による水源地为目的とした森林買収が問題となっています。
- 多様な生物の生存環境を脅かすおそれのある侵略的な外来種が国内に定着し、日本固有の生態系に対する影響が増大することが懸念されています。



## 安全への意識の高まり

### 国内の動き

- 平成 23 年、東日本大震災が発生し、建物の倒壊や地盤沈下などによる被害だけでなく、非常に高い津波によって甚大な被害を受けました。被災した地域の復興が日本の最重要課題となり、これらに向けた取り組みが進んでいます。
- 日本全体で防災意識が高まっており、食料の備蓄や緊急時の連絡先、行動についての確認などを行う人が増えています。
- 東日本大震災では原子力発電所も被災し、放射能が拡散するという事態が起き、近隣住民の生活環境だけでなく、周辺で生産・水揚げされる農林水産物にまで影響がおよんでいます。

### そこから生まれる 課題

- 地盤の揺れに対する防災対策に加え、沿岸部では津波に対する防災対策の重要性が高まっています。また、津波に対しては、防潮堤などハード面での対策だけでなく、連絡体制や避難行動などソフト面での対策が課題となっています。
- 原子力発電所の事故により、放射能汚染に対する関心が高まるとともに、これまでの原子力発電に頼っていたエネルギー政策の見直しを求める声も高まっています。
- 消費者の食の安全に対する関心・意識の高さを再認識し、生産者側は、安全で安心な農水産物の生産により一層取り組んでいくことが課題となっています。



## 地方自治の変革

## 国内の動き

- 地域に住む住民が地域のことを決め、自ら暮らす地域の未来に責任を持つという「地域主権」の考え方にに基づき、権限の委譲などが進められています。
- 人口減少や少子化・高齢化が進む反面、都市部への人口集中が進んでおり、地方では、集落の機能低下にとどまらず、自治体経営そのものに影響がおよびつつあります。このような中、国では、安心して暮らせるエリアを日本各地に形成し、都市への人口流出を食い止め、都市から地方への人の流れを創出するため、中心都市とその周辺で互いに機能を担い合い、そのエリアでの人口定住を促進する「定住自立圏構想」を立ち上げ、取り組みを進めています。

そこから生まれる  
課題

- 地域主権の推進には、地域住民の理解と協力が不可欠であり、これまで行政主導のスタイルが定着している自治体においては、地域主権の考えや、住民と行政の新しい相互関係のあり方を、住民と職員の双方に普及していくことが求められています。
- これまで個々の自治体で完結して進めてきた行政運営を、自治体相互の連携によって広域的な視点で見直し、より効率的な行財政運営と質の高い住民サービスの提供をめざすことが課題となっています。



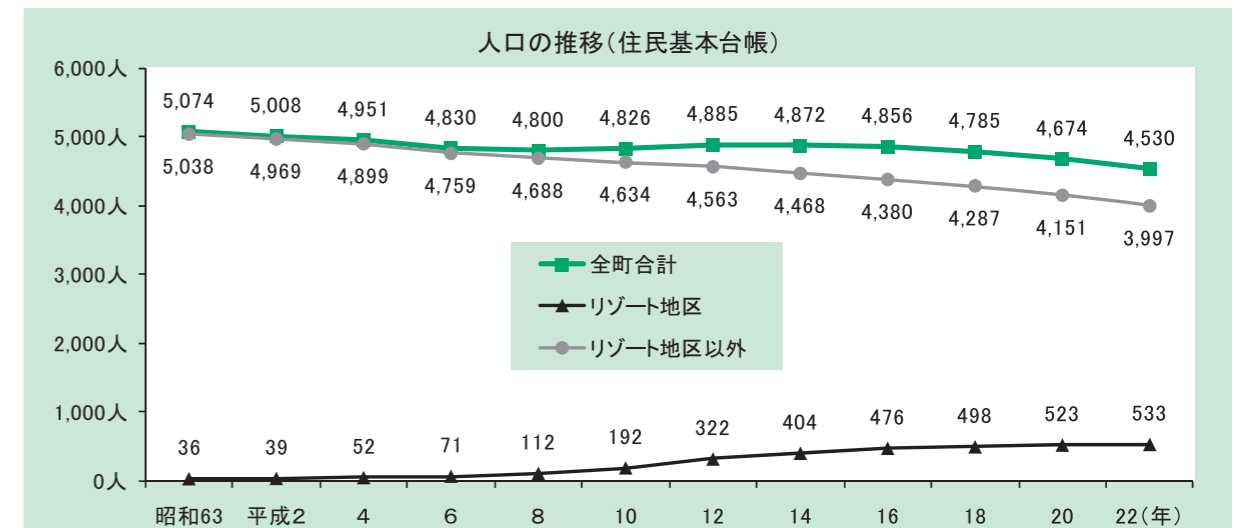
## (3) 鹿部町の課題

鹿部町のこれからのまちづくりを考えていくにあたって、住民アンケートの結果もふまえながら、現在、町全体で課題となっていることをまとめてみると、次のとおりです。

## 今後10年間で起きる変化に対応できるまちづくり

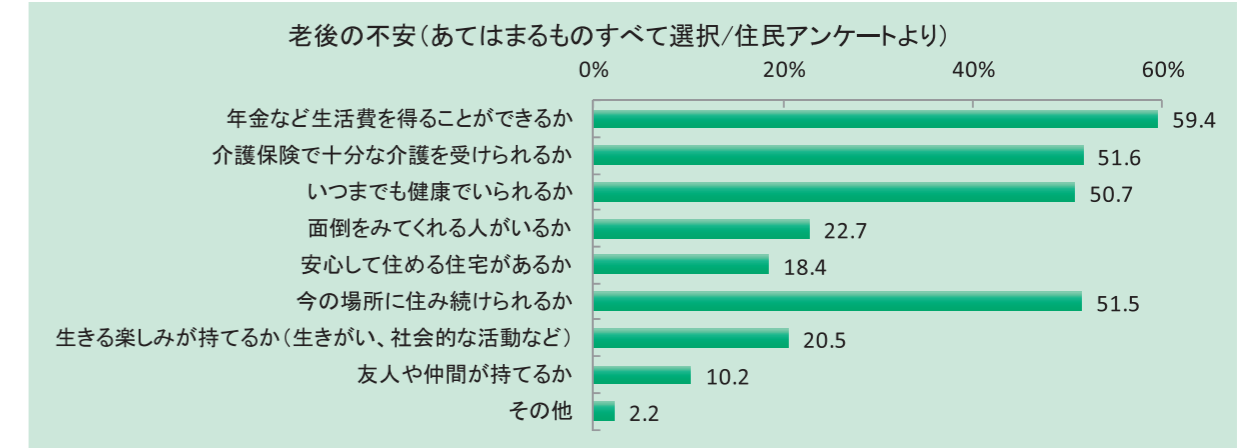
## 人口減少、少子化・高齢化の急速な進展

鹿部町の人口は、これまで減少傾向にありながらも、リゾート地区への転入によって緩やかな減少傾向にとどまっていた。しかし、リゾート地区の人口増加が近年鈍化していることに加え、リゾート地区を含めて町全体の高齢化が急速に進んでいることから、今後は人口減少の速度が速まることが推計されています。



このような中、一人や夫婦のみで生活する高齢者が増え、自動車の運転や日常の行動が不自由になった場合、鹿部町に住み続けたいと思いつつも、今の場所で暮らしていくことに不安を感じている住民が少なくないことが、住民アンケート結果からも伺えます。

年齢とともに心身の不安や不自由さが高まっても、鹿部町での暮らしを続けていくことができるまちづくりが求められています。





## 交通環境の変化

町内では、国道 278 号「鹿部バイパス」が、平成 25 年 3 月に開通しました。高速道路（道央自動車道）については、平成 24 年度に大沼公園まで延伸しました。

また、北海道新幹線については、平成 27 年度に新青森駅から（仮称）新函館駅まで開業される予定であり、鹿部町を取り巻く広域的な交通網は、大きく変化しつつあります。

道路や鉄道によって生み出される人やものの流れは、鹿部町のまちづくりにも影響を及ぼすこととなります。これらの動きを鹿部町の活性化にいかにつなげていくかが課題となっています。

## 環境共生時代にさらに輝く、海と温泉のまちづくり

### 品質の良さが評価される漁業のまちへ

基幹産業が漁業である鹿部町では、これからも漁業のまちであり続けることをめざし、鹿部漁港を衛生管理型漁港\*とするため、平成 26 年度の完成に向けて整備を進めています。

漁獲量・価格の変動が激しい中、安定した収入を確保するには、漁獲量の安定とともに品質の安定・向上と信頼の確立が不可欠であり、漁港などの基盤整備のほか、水産物が消費者に届くまでの取り扱いにおける品質保持が必要です。また、品質管理にコストをかける分、見合った価格で購入してもらえることが重要であり、安全・安心に対する関心や管理基準が高まる時代だからこそ、鹿部の水産物を選んでもらえる取り組みが必要です。

### 温泉の恩恵がより一層活かされるまちづくり

鹿部町には多くの泉源があり、温泉の町としても知られています。新鮮な水産物や優れた自然景観と並んで、温泉は鹿部町の魅力となっており、観光を支える重要な資源となっています。

温泉は観光資源にとどまらず、福祉や医療、農林水産業などで活用されることもあり、エネルギー政策の見直しが求められている今日、エネルギー資源としても注目が高まっています。温泉のエネルギーを地域活性化のエネルギーに変換する視点を長期的に持ち、具体的な取り組みを着実に進めていくことが必要です。

\*衛生管理型漁港：岸壁にカモメのふんや雨・雪を防ぐ屋根を設置したり、取水・排水施設を整備することなどにより、漁獲物の陸揚げや積み込みなどの一連の荷捌き作業が衛生的に行えるようにした漁港です。

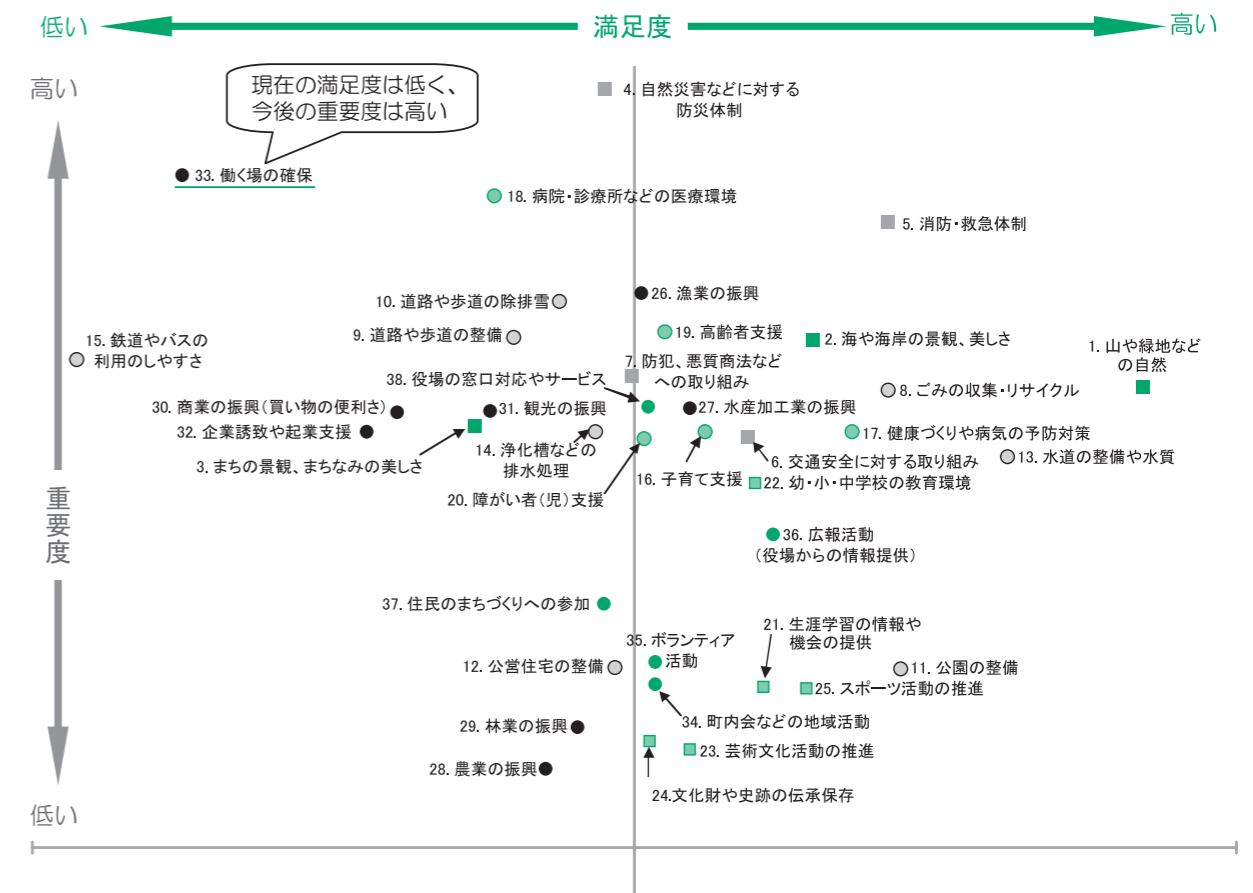
## 地域雇用を創出するまちづくり

小規模な自治体が持続可能な自治体経営を続けていくには、地域経済と若い世代の人口を維持していくことが重要です。若い世代が定住するには「住む場所」と「働く場」が不可欠ですが、鹿部町では、ともに十分に整っているとは言えない状況です。

また、高校卒業後、進学や就職のために町外に出る若者が多く見受けられ、生まれ育った子どもたちが再び地元に戻って来られるよう、若者の働く場の確保が世代を越えて望まれています。住民アンケート結果においても、「雇用の場」についての現在の満足度は低く、今後の重要性が強く指摘されています。

漁業と水産加工業という、柱となる産業がある鹿部町ですが、若者の生活を支え得る雇用の場として、より裾野の広い産業構造を築いていくことが必要です。そのためには、生鮮魚介類や一次加工品の出荷だけでなく、より高次の加工が町内で行われるしくみをつくり、新たな雇用の場をつくっていくことが必要です。また、町外からの企業誘致だけでなく、地元で起業や開業をめざす住民を応援するなど、雇用拡大につながる取り組みを多面的に進めていくことが必要です。

まちづくり分野での満足度・重要度（住民アンケートより）

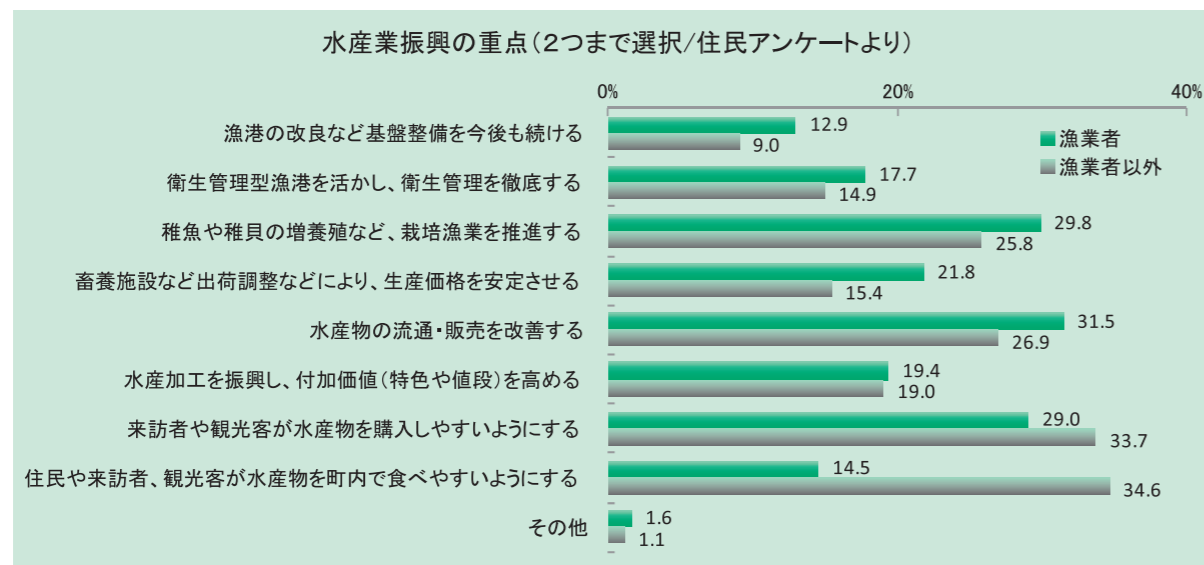


## 鹿部の持ち味を住み心地の向上につなげるまちづくり

### 鹿部の恵みを受け取ることができる場づくり

鹿部町では、新鮮な水産物が水揚げ・加工されていますが、それらを気軽に購入できる場は限られており、漁業者以外から「せっかく鹿部に住んでいるのに購入できない、食べられない」という声も少なくありません。また、観光分野でも、豊富な水産物がありながら、町内での食事や特産品としての利用に十分結びついていないことが課題となっています。

町外の市場だけでなく、住民や来訪者といった身近な消費者を対象とした水産（加工）業の振興についても、商業や観光業と連携を深め、取り組んでいく必要があります。



### 小さな町だからこそできるまちづくり

鹿部町は、5,000人に満たない町ですが、高齢者福祉、子育て支援、教育をはじめ、小さな町だからこそできる、お互いの顔の見えるまちづくりが可能です。そのためには、行政と住民、地域と地域の枠を超え、鹿部に住む者同士としての仲間意識が大切ですが、現状では、まちづくりに関心はあっても、行政と住民の関係（意見の反映や情報の伝わり方など）に不満を持つ住民が少なくありません。

行政が住民の声を聞き活かす努力をすると同時に、住民がもっと行政やまちづくりに関心を持ち、互いに理解を深めながら、より多くの住民がまちづくりに参画していく必要があります。

### 駒ヶ岳噴火の教訓を防災や住民自治に活かすまちづくり

東日本大震災を機に、“自助（個人や家族の助けあい）を基本としながら、自助で解決できないことは近助（向こう三軒両隣の助けあい）で、近助で解決できないことは共助（地域の助けあい）で、共助で解決できないことは公助（行政が行う）で”という「自助・近助・共助・公助の考え方」が、防災でも重要と再認識されました。

駒ヶ岳の麓にある鹿部町は、かつて、駒ヶ岳の噴火により甚大な被害を受けた際、住民が力を合わせて復興を遂げた歴史を持つ町です。以後、火山災害の危機を常に意識しながら、災害の防止・軽減に向けた取り組みを進めてきました。

住民アンケート結果では、「自然災害などに対する防災体制」が今後のまちづくりの重要課題と位置づけられており、これまでの火山災害に対する取り組みを継承しつつ、「自助・近助・共助・公助」の大切さを再確認し、駒ヶ岳と生きる町としての防災対策を地域ぐるみで整えていく必要があります。

また、防災に限らず、地域福祉や自治活動にも「自助・近助・共助・公助」の考え方を浸透させ、行政と住民の間で地域主権が進んだまちづくりを進めていく必要があります。





# 基本構想

## 1 まちづくりテーマ

鹿部町では、これまで“きらめく海・駒ヶ岳 うるおいの湯郷”をまちづくりのテーマに、目前に広がる噴火湾や駒ヶ岳と共生しつつ、温泉の恵みを活かしたまちづくりを進めてきました。

噴火湾や駒ヶ岳、温泉は、鹿部に住む人々にとって豊かさの象徴であり、地域の産業を支える大切な要素です。そして、これからの鹿部町のまちづくりを考えるにあたって、なくてはならない存在であり、今後もそれらを大切に、住み良さの向上や地域経済の発展に活かしていく必要があります。

このようなことから、いつまでも美しい海と駒ヶ岳が広がり、温泉の恵みを感じることができる湯郷であり続けていくことをめざし、本計画でも、このまちづくりテーマを引き継いでいくこととします。



きらめく海・駒ヶ岳 うるおいの湯郷



## 2 将来人口の見通し

国勢調査の人口を用いて、5年ごとに算出される推計\*結果を按分すると、この計画の最終年度である平成34年度には、鹿部町の人口は4,200人程度になることが想定されます。

	実績値	推計値（平成34年は推計結果の按分値）			
	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成34年 (2022年)	平成37年 (2025年)
総人口	4,767人	4,577人	4,345人	4,226人	4,046人
0～14歳 (割合)	536人 (11.2%)	466人 (10.2%)	442人 (10.2%)	430人 (10.2%)	412人 (10.2%)
15～64歳 (割合)	2,911人 (61.1%)	2,581人 (56.4%)	2,335人 (53.7%)	2,246人 (53.1%)	2,112人 (52.2%)
65歳以上 (割合)	1,320人 (27.7%)	1,530人 (33.4%)	1,568人 (36.1%)	1,550人 (36.7%)	1,522人 (37.6%)

少子化・高齢化が継続し、日本の総人口が減少傾向に転じている中、鹿部町においても人口が減少していくことが予測されています。

本計画では、現在住んでいる人たちが、いつまでも住み続けられるまちづくりとともに、これから産まれる子どもたちや、新たに鹿部町に住む人たちが増えるための取り組みを各分野で積極的に進め、平成34年度の推計値(4,226人)を上回る人口が維持されることをめざします。

\*推計について：0～4歳、5～9歳、10～14歳という「5歳ごとの男女別人口」をもとに、それらの数が5年間でどのように変化するかという「変化率」を計算し、平成27年、平成32年、平成37年の将来人口を推計しました（コーホート変化率法）。推計値は5年ごとに算出されるため、平成34年の数値は平成32年と37年の結果を按分して算出しました。なお、推計には5年ごとに全国で一斉に調査する「国勢調査」の数値を用いており、各市町村で毎月算出する「住民基本台帳」の数値とは異なります。



### 3 施策の基本目標

本計画では、「きらめく海・駒ヶ岳 うるおいの湯郷」をまちづくりテーマに、各分野における目標を次のように設定します。

教育 コミュニティ まちづくり	<p><b>人が育ち、つながりを大切にするまち</b></p> <p>年齢や地域に関わらず、だれもが学びや交流の場に気軽に加わることができ、さらには、学びや交流を通じて地域への関心が高まり、住民相互が手を結び、まちづくり活動が活発に行われるまちをめざします。</p>
保健 福祉	<p><b>安心して暮らせるまち</b></p> <p>年齢や健康に関わる不安、子育てや介護の不安など、住民が持つさまざまな不安をできるだけ取り除き、だれもが安心して生活できるまちをめざします。</p>
生活基盤 環境 安全	<p><b>安全で住みよい美しいまち</b></p> <p>生活の利便性や安全性を高め、いつまでも鹿部町で生活できるまちづくりをめざすとともに、生活の中でうるおいを感じることができる空間を増やし、今ある美しい自然環境を次の世代に引き継いでいきます。</p>
産業	<p><b>活気ある産業をはぐくむまち</b></p> <p>地域の資源をより一層産業振興に結びつけ、各世代が生き生きと働ける場を増やし、住民の生活と地域の活力を向上させます。</p>
行財政運営	<p><b>小さくても創意で行政運営を進めるまち</b></p> <p>住民と行政の相互の理解を深めながら、地域主権型社会<sup>※</sup>に対応できるまちづくり体制を整え、小さくても持続が可能な、住民に信頼される行政運営を進めます。</p>

※地域主権型社会：地域のことを国（中央）が決めていた社会（中央集権型社会）に対して、地域のことは地域で決めることができる社会です。

### 4 分野別のまちづくり方針

5つの基本目標に沿って、各分野でまちづくりを進めていくうえでの基本的な考え方を位置づけます。

#### (1) 人が育ち、つながりを大切にするまち ～教育・コミュニティ・まちづくり～

- だれもが学べる生涯学習の視点を持ちながら、従来の社会教育をはじめ、芸術や文化、スポーツなどに親しむ機会の提供、自主的な活動の支援、より活動しやすい環境の整備を進めます。
- 子どもたち一人一人が心身ともに成長していくためにふさわしい遊びの場、教育課程や環境などを常に考え、幼稚園や小学校、中学校での教育を充実させます。
- コミュニティのつながりや活動が、人口減少や高齢化で弱まることのないよう、地域での活動やまちづくり活動、地域や世代を越えた住民相互の交流を促進します。
- 国際理解を深め男女共同参画の視点を取り入れながら、町外との交流や移住・定住につなげる取り組みを進め、地域の活力を高めます。

「基本計画」での項目	
1 社会教育	6 コミュニティ、町内での交流
2 芸術文化、文化財	7 まちづくり活動
3 スポーツ	8 交流、移住・定住、国際理解
4 幼稚園	9 男女共同参画
5 義務教育	





(2) 安心して暮らせるまち ～保健・福祉～

- 小さな町ならではの細やかなサービス、地域での支え合いなどが、これからも続くよう努め、いつまでも安心して生活できると感じることができる保健・福祉・医療に関わる体制を強化します。
- 庁内各課や関係機関との連携を深め、高齢者、障がい者、子どもやその親の状況を把握し、個々に応じた支援に努めます。
- 住民の健康づくりに欠かせない「食」については、食生活の大切さとともに地場産食材への関心を促し、健康管理意識や郷土愛の向上につなげます。

「基本計画」での項目	
1 地域福祉	5 子育て支援、ひとり親家庭の支援
2 保健・健康づくり、医療	6 子どもや若者の育成（青少年健全育成）
3 高齢者の福祉	7 食育
4 障がい者の福祉	8 低所得者福祉・国民健康保険・国民年金

(3) 安全で住みよい美しいまち ～生活基盤・環境・安全～

- 土地利用のあり方について総合的に考え、利用を進めていくとともに、広域的な視点もふまえて道路や公共交通ネットワークを充実させ、安全で利便性の高い基盤づくりを進めます。
- 住宅をはじめ水道や情報通信など日常生活を支える基盤において、今住んでいる人はもちろん、これから住みたいと思う人が増えるような住環境づくりをめざします。
- 鹿部町にある豊かな自然や景観を守り、管理していくとともに、排水やごみなどを適切に処理し、うるおいが感じられるまちづくりを進めます。
- 災害に対する備えや意識、発生時にとるべき対応策を強化し、災害に強いまちづくりを進めます。また、交通事故や火事、犯罪などの発生を未然に防ぎ、住民の生命や生活を守ります。

「基本計画」での項目	
1 土地利用	9 景観、環境美化
2 道路、除雪	10 排水処理、し尿処理
3 公共交通	11 ごみ処理、リサイクル
4 住宅、宅地	12 防災
5 上水道	13 消防、救急
6 情報通信	14 交通安全
7 環境共生、自然保護	15 防犯、消費者保護
8 公園・広場、緑化	

(4) 活気ある産業をはぐくむまち ～産業～

- 育てる漁業（資源管理型漁業）のさらなる普及と衛生管理型漁港での安全・安心な出荷体制の強化を進め、持続可能で付加価値の高い水産物や水産加工物の提供に努めます。また、海との関わりも深い森林の適切な管理に努めます。
- 買い物をはじめ、地域住民の生活を支える商工業の振興を促進するとともに、起業したい人がチャレンジしやすい環境づくりに努めます。
- 温泉や水産物のほか、本町の自然環境や歴史、風土などを観光資源として活かし、「鹿部ならではのおもてなし」が伝わる観光の振興に努めます。

「基本計画」での項目	
1 水産業	4 商工業
2 水産加工業	5 観光
3 農林業	6 企業誘致、新たな産業、勤労者対策

(5) 小さくても創意で行政運営を進めるまち ～行財政運営～

- まちの情報を収集・提供・共有する場として、時代の流れや住民のニーズに合わせて広報や広聴のあり方を考え、取り組んでいきます。
- 限られた予算の中でも最大の効果を発揮していく地域経営をめざし、行政運営と財政運営を一体的に行います。
- 必要に応じて町外の自治体や組織との連携を深め、効率的なサービス提供や、広域連携による地域の活性化を進めます。

「基本計画」での項目
1 広報、広聴、情報公開
2 行政運営
3 財政運営
4 広域行政



(計画の体系)

「まちづくりテーマ」  
「きらめく海・駒ヶ岳」  
「うるおいの湯郷」

(施策の基本目標)

第1章  
人が育ち、つながりを大切にする  
まち  
[教育・コミュニティ・まちづくり]

第2章  
安心して暮らせるまち  
[保健・福祉]

第3章  
安全で住みよい美しいまち  
[生活基盤・環境・安全]

第4章  
活気ある産業をはぐくむまち  
[産業]

第5章  
小さくても創意で行政運営を  
進めるまち [行財政運営]

(「基本計画」での項目)

- 1 社会教育
- 2 芸術文化、文化財
- 3 スポーツ
- 4 幼稚園
- 5 義務教育
- 6 コミュニティ、町内での交流
- 7 まちづくり活動
- 8 交流、移住・定住、国際理解
- 9 男女共同参画

- 1 地域福祉
- 2 保健・健康づくり、医療
- 3 高齢者の福祉
- 4 障がい者の福祉
- 5 子育て支援、ひとり親家庭の支援
- 6 子どもや若者の育成(青少年健全育成)
- 7 食育
- 8 低所得者福祉・国民健康保険・国民年金

- 1 土地利用
- 2 道路、除雪
- 3 公共交通
- 4 住宅、宅地
- 5 上水道
- 6 情報通信
- 7 環境共生、自然保護
- 8 公園・広場、緑化
- 9 景観、環境美化
- 10 排水処理、し尿処理
- 11 ごみ処理、リサイクル
- 12 防災
- 13 消防、救急
- 14 交通安全
- 15 防犯、消費者保護

- 1 水産業
- 2 水産加工業
- 3 農林業
- 4 商工業
- 5 観光
- 6 企業誘致、新たな産業、勤労者対策

- 1 広報、広聴、情報公開
- 2 行政運営
- 3 財政運営
- 4 広域行政

# 基本計画編

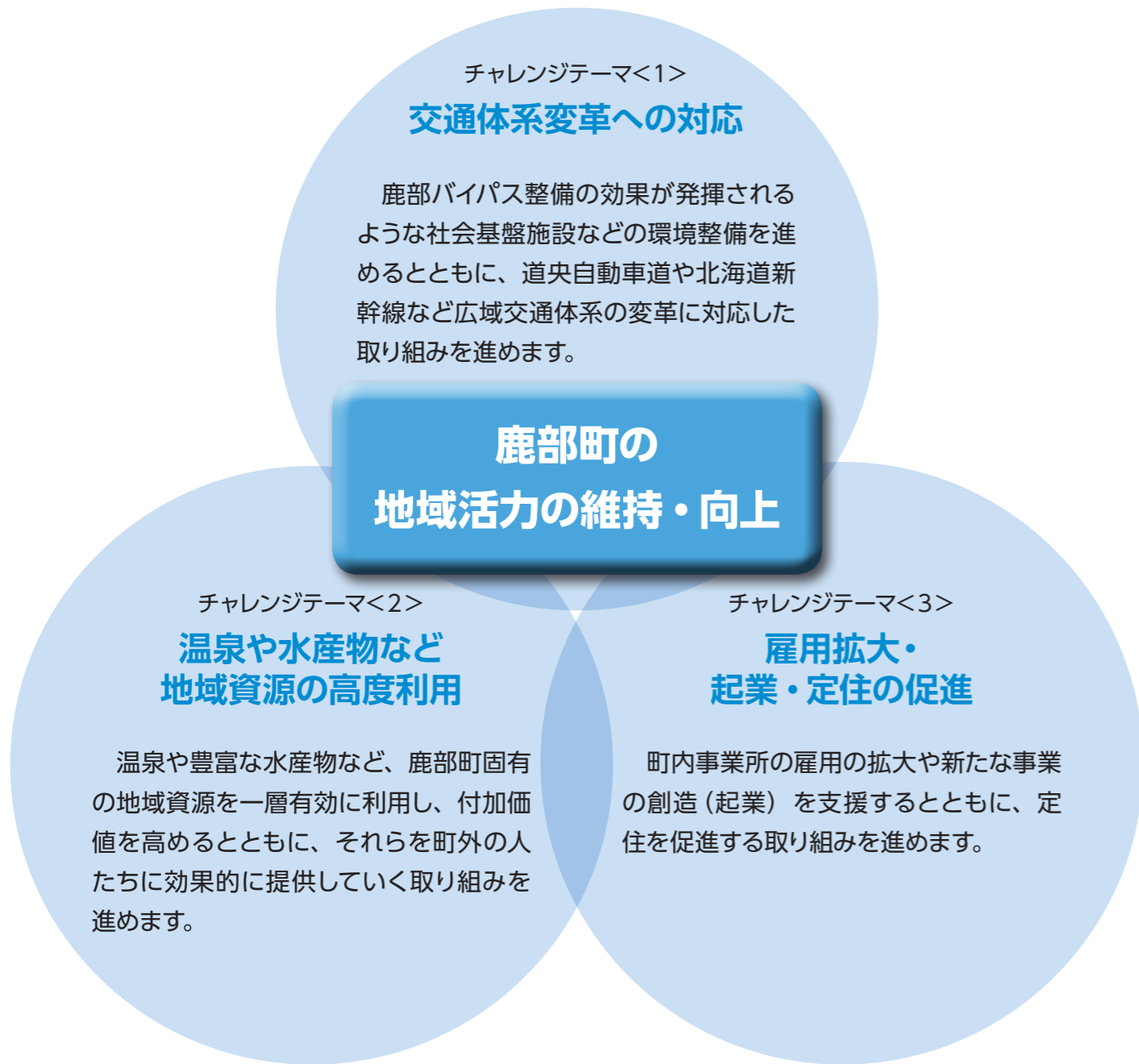


# 新しいまちづくりへの挑戦（重点プラン）

「基本計画」の中で、本町の地域活力を維持・向上するために重点的に取り組む内容を、3つのテーマに沿って、まとめました。

地方自治体を取り巻く状況の変化や少子高齢化にともなう財政負担の増加など、今後のまちづくりは一層厳しさを増すことが予測されますが、町内外の交通体系の整備が進みつつあるとともに、温泉や水産物をはじめ、本町には有効に活かすことが期待される固有の資源があります。

そこで、このような新たな可能性や活かすべき地域の資源を有効活用することにより、雇用の拡大や起業、定住を促進し、地域の活力を維持・向上していくため、本計画において、以下の3つのテーマに基づく新たな視点に立った取り組みに挑戦していきます。



チャレンジテーマ	主な取り組み
<p><b>&lt;1&gt;</b> 交通体系変革への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鹿部バイパスに接続する道路を整備します。</li> <li>●土地利用の方向性や開発の動向を見据え、水道供給や排水処理の計画を策定します。</li> <li>●来訪者を適切に誘導するための案内看板などを整備します。</li> <li>●花植えの推進と美しい景観の保全に努めます。</li> <li>●新幹線（新函館駅（仮称）までの開業）や高速道路網の整備をふまえ、広域的な観光の取り組みを強化します。</li> </ul>
<p><b>&lt;2&gt;</b> 温泉や水産物など地域資源の高度利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●温泉熱のエネルギー活用に関する調査、研究を進めます。</li> <li>●衛生管理型漁業の推進や技術の向上、販売体制の充実などにより、地域水産物の品質向上とブランド化、高付加価値化を進めます。</li> <li>●地域水産物を利用した料理や加工品の開発を支援します。</li> <li>●「しかべ間歇泉公園」や周辺の土地を活用した、さまざまな地域産品の販売拠点となる複合的な施設の整備を進めます。</li> <li>●スポーツ合宿や宿泊体験研修などを受け入れるワンストップ型のサービス提供体制を整備します。</li> <li>●来訪者が地域の魅力を満喫できるような各種情報、サービスを提供する体制づくりや、地域ぐるみでの接遇向上に努めます。</li> </ul>
<p><b>&lt;3&gt;</b> 雇用拡大・起業・定住の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水産加工企業による商品開発やP Rの支援制度を充実させます。</li> <li>●住民などによる起業を促進するため、関連する情報を提供するとともに、支援制度の創設などを検討します。</li> <li>●新たな企業等の立地に対する優遇制度を充実させます。</li> <li>●低利用状態にある公有地の情報を提供し、利用を促進します。</li> <li>●空き家、空き地に関する情報の収集・提供を充実させます。</li> <li>●民間賃貸住宅や戸建て住宅の建設を促進する制度設計を構築します。</li> </ul>

1 社会教育

基本的な考え方

●社会教育の視点から、より効果的な学習機会の充実に努めるとともに、自主的な生涯学習活動を支援します。

現状と課題

- 子育てや高齢者など、テーマや対象年代によって、関連する担当課と連携して進めています。
- 道立漁業研修所や民間との連携による事業も行われています。
- 指導者については、町内から学校支援ボランティアを募集し、幼稚園、小学校、中学校へ派遣しています。
- 公民館講座やしらかべつ子教室で、文化系サークルの方に講師を依頼していますが、リーダーの高齢化や講師を依頼するサークルの会員数の減少により、指導者の確保が難しくなっています。
- 学習に関する情報は、防災行政無線、町広報誌、町のホームページ、ポスター、チラシなどで周知していますが、情報が十分浸透しない場合も見られます。
- 学習に関する相談は常時受け付けています。
- 学習機会については、公民館講座など学習ニーズをふまえながら、時代に即した事業を開催しています。
- 興味のある人は既に自主的な活動を行っているため、講座への参加者が少ない状況です。
- 各種講座参加者にアンケートを実施し、満足度やニーズの把握に努めています。
- 図書室については、利用者の利便性の向上に努めているほか、北海道立図書館から蔵書を借用し、企画展を実施しています。
- 社会教育の活動の場として、大ホールや会議室、調理実習室、図書室などを備えた中央公民館があります。
- パソコン教室は、小学校の設備を利用しています。
- 設備の老朽化や故障の増加により、講座が実施できない場合があります。

必要なこと

- より幅広い視点や年代の参加を意識した学習機会を提供できるよう、関連部署や団体、民間等との連携を深めていくことが必要です。
- 学習活動を支える人材の発掘および育成が必要です。
- 学習に関するさまざまな情報を分かりやすく伝えることが必要です。
- 一度見ただけで印象に残るデザインや掲示に努めることが必要です。
- アンケート調査の結果を参考に、ニーズに即した多種多様な事業を開催していくことが必要です。
- 国際化や環境問題を学べる機会が必要です。
- 読書により親しんでもらえる環境づくりや活動を促進していくことが必要です。
- 中長期的な展望で、機器の更新や施設の修繕を計画していくことが必要です。

関連する個別計画 「子ども読書推進計画」(平成22年度～概ね5か年)

施策

- (1)関連部署や団体等と連携し、生涯学習に横断的に取り組む体制を充実させます。
- (2)学習活動に必要な指導者の確保に努めます。
- (3)学習に関する情報を把握し、効果的に提供します。
- (4)より魅力的な公民館講座を開催し、自主的な学習活動につなげます。
- (5)各年代に読書活動が普及するよう、努めます。
- (6)学習活動が活発に行える施設の充実に努めます。

取り組み内容

- ①庁内各課の連携強化
- ②民間や地域団体との連携強化
- ③社会教育団体の自主的な活動の促進(助言・指導など)
- ④生涯学習に関する町外ネットワークの拡大(各種研修会、各種関連団体会議への参加など)
- ①指導者の育成
- ②指導力の向上促進
- ①事業開催等の効果的な情報提供
- ①ニーズや満足度を把握するアンケート調査の実施
- ②時代に即した講座の開催(情報化、国際化、環境問題など)
- ③講座開催に必要な環境の整備(情報化に必要な環境の確保など)
- ①生涯にわたる読書活動の推進
- ②図書室の利便性の向上(道立図書館の派遣事業等による道立図書館とのネットワーク化)
- ③休日における読書の推進
- ①中央公民館の維持管理
- ②関連施設の計画的な修繕や機器の更新



## 2 芸術文化、文化財

### 基本的な考え方

● 芸術文化活動や郷土芸能活動を促進するとともに、より高い水準の芸術文化にふれる機会をつくります。

#### 現状と課題

- 町内にはフラダンスや詩吟などの芸術文化団体があり、そのうち 21 団体が文化協会に加盟しています。
- 活動の発表の場として開催される文化祭は、発表者、観覧者ともに多くの住民に親しまれています。そのほか、道民芸術祭など町外での活動や発表に関する情報提供を行っています。
- 中央公民館に展示スペースを設けていますが、積極的に利用するサークルが少ない状況です。
- 芸術文化に関する町主催の催し物については、町広報誌や防災行政無線のほか各種新聞社を通じて、開催の周知に努めていますが、来場者が全体的に少ない状況です。
- 町内には6つの埋蔵文化財包蔵地\*があり、北海道と連携し、保全に取り組んでいます。
- 中央公民館では、北海道から譲与された「大岩5遺跡」からの出土文化財の一部を展示しているほか、猟師の生活用具など古い民具を郷土資料として保存しています。郷土資料を保存している施設が老朽化し、公開が難しい状況です。
- 平成5年に町史写真集、平成6年に町史を発刊しましたが、その後の整備は進んでいません。
- 本町には「大岩奴っ子振り」「鹿部太鼓」などの郷土芸能があり、海と温泉のまつりや文化祭で披露されるなど住民によって継承されています。

#### 必要なこと

- 多くのサークルが中央公民館の展示スペースを利用しやすくなるよう、環境づくりが必要です。
- より多くの方々に来場してもらえるよう、魅力ある出演者を招へいすることが必要です。
- 郷土資料を保存する施設の確保が必要です。
- 現有公共施設を活用し、文化財や郷土資料の展示を検討することが必要です。
- 既存の団体と連携し、指導者・後継者の育成を図ることが必要です。

#### 施策

- (1) 住民の自主的な芸術文化活動を促進します。
- (2) 高度な芸術文化に触れる機会を提供します。
- (3) 文化財や郷土資料を保存し、活用します。
- (4) 町独自の郷土芸能の継承に努めます。

#### 取り組み内容

- ① 文化協会との連携強化
- ② 展示や発表の場としての中央公民館利用の利用推進
- ③ 活動成果を発表する機会の充実（文化祭の充実）
- ① 芸術文化を鑑賞する機会づくり、開催の周知
- ② 来場者の増加促進（著名人の招へいなど）
- ① 文化財保護への意識づくり
- ② 文化財や郷土資料の展示方法等の検討
- ③ 町史整備の体制づくり
- ① 後継者の育成（各団体と協議し活動内容等を考察）
- ② 指導者の育成（太鼓保存会と連携）

\*埋蔵文化財包蔵地：石器・土器などが出土したり、遺跡が土中に埋もれている土地です。実際に発見された場所のほか、遺物や遺跡が埋もれていることがその地域で認識されている土地も含まれます。



### 3 スポーツ

#### 基本的な考え方

●競技スポーツの振興とともに、身近で気軽にスポーツを楽しむことができる場や機会を提供し、生涯スポーツを推進します。

#### 現状と課題

- 生涯学習課と保健福祉課で健康づくりに関する事業を行うなど庁内の連携を深めています。
- 平成22年に総合型地域スポーツクラブ\*が組織化され、住民主体の団体活動が行われています。
- メタボリック症候群を解消するためのスポーツの普及が課題となっています。
- 体力テストを実施し、体力づくりの意識を高めているほか、小学生から一般までを対象にスポーツ教室を開催しています。
- ニュースポーツの普及としては、ノルディックウォーキングの教室を開催しています。
- 小学生から大人までを対象にアウトドアスポーツを四季に応じた形で開催しています。
- だれでも気軽に参加できるスポーツ大会として、玉入れ大会等を行っています。
- 多くの住民が参加できるスポーツ大会として、4年に1度町民運動会を行っています。平成22年に予定されていた町民運動会は、地域の協力が得られず、開催できませんでした。
- 町内には野球やバドミントン、バレーをはじめ各種スポーツ団体やスポーツ愛好団体があり、そのうち9団体が体育協会に加盟しています。
- 各種スポーツ経験者が指導者として活動していますが、人数が不足しています。
- 町内にはスポーツ少年団があり、近隣市町とスポーツ交流を行っています。団員は減少しています。
- 他市町で開催される大会の情報を提供し、参加を促進しています。
- 町内には、総合体育館のほか、野球場や芝のグラウンドが整備された多目的グラウンド、パークゴルフ場、温水プールなどのスポーツ施設があり、地元での利用のほか、北海道や管内規模の大会の場として利用されています。休館日を設けず、いつでも利用できるようにしています。
- 学校のグラウンドも、野球大会の会場などに利用されています。

#### 必要なこと

- 健康づくりや栄養管理などと連携した取り組みが必要です。
- 総合型地域スポーツクラブ\*と連携を深め、より良い事業を開催することが必要です。
- 体力テストの対象を広げることが必要です。
- 普段スポーツをしていない人の参加促進が必要です。
- ニュースポーツに関する団体育成や大会開催を行い、愛好者を増やしていくことが必要です。
- 幅広い年代の町民が参加できる企画や運営が必要です。
- スポーツ団体の活動を支援し、スポーツ愛好者を増やしていくことが必要です。
- 老朽化が進んでいる施設については、大規模改修が必要な時期となっています。
- スポーツ施設をスポーツ大会や合宿に有効活用していくことが必要です。

#### 施策

- スポーツを総合的に推進する体制の充実に努めます。
- だれもがスポーツに親しめる機会の充実に努めます。
- スポーツを通じて住民相互が交流できる機会を作ります。
- 住民の自主的なスポーツ活動を促進します。
- スポーツ施設の整備や維持管理に努めます。

#### 取り組み内容

- 保健分野との連携強化（栄養管理、体づくりを目的とした講座の開催など）
- 総合型地域スポーツクラブ\*への情報提供（国や北海道の情報提供）
- 身体や健康について考える機会の提供（幅広い対象への体力テストなど）
- 多種目のスポーツ教室の開催
- 参加ニーズの把握（アンケートの実施など）
- だれでも気軽に参加できる軽スポーツ大会の開催（玉入れ大会等）
- ニュースポーツの普及への取り組み
- 町民運動会の検討（4年ごと）
- 愛好者向けスポーツ大会の開催
- 各種スポーツ団体の活動支援
- 指導者の発掘（各種スポーツ経験者への指導者としての体験機会の提供）
- 指導者の育成（研修会の情報提供、参加促進）
- 団員の確保（小学生への少年団加入への機会づくり）
- スポーツ少年団相互の活動促進（少年団相互の連携強化、近隣市町との交流、スポーツ少年団を対象とした大会（盛田幸妃杯、鹿部カップ、少年柔道交流大会）の開催など）
- 住民のニーズ把握（施設の利用に関する定期的なアンケートの実施）
- スポーツ施設の維持管理、機器の更新

\*総合型地域スポーツクラブ：幅広い世代の人々が、それぞれの興味や関心、競技レベルに合わせてスポーツに触れることができる、地域密着型のスポーツクラブのことです。



4 幼稚園

基本的な考え方

●子どもをトータルにとらえた支援や指導に努め、一人一人の幼児にとって、楽しい幼稚園をめざします。

現状と課題

- 町内には町立の「しかべ幼稚園」があります。園舎の老朽化が進んでおり、必要に応じて改修や遊具の設置を行い、教育環境の充実に努めています。
- 幼稚園では、一人一人の良さに着目した教育により、幼児の伸長を図っています。
- 預かり保育については、開始後5年目を経過し、子育て支援の一つとして保護者や住民にも浸透してきています。
- 幼児の姿、環境の構成や支援のあり方についての情報交換により、共通理解と教師間の連携の強化に努めています。
- 実践事例を通じて教師の指導力の向上を図っています。
- 各種研究会・研修会に積極的に参加しています。
- クラス懇談会、クリーン作戦、保育参加等の行事を通じて、保護者との連携・交流に努めています。
- 保護者を対象とした子育て講演会、親子で参加する親子パン作り教室、虫歯予防教室、交通安全教室などを開催し、家庭教育の充実に努めています。
- 町内の関係団体等の協力を得て、体験学習、交流学习、郷土学習を実施しています。

必要なこと

- 老朽部分は部分修繕を行っていますが、建て替えと修理修繕のどちらで対応するのかの検討が必要です。
- 国の幼保連携に関する施策の動向もふまえ、検討していく必要があります。
- 一人一人の幼児の発達、成長段階を捉えた指導が必要です。
- 特別な支援を必要とする幼児への十分な指導が必要です。
- 体力向上、食育、規範意識をより考えた保育の充実が必要です。
- 入園前の家庭状況や幼児の様子を把握するため、保健福祉課との連携を深め、指導体制を強化する必要があります。
- 他園等の実践も参考にしつつ、本園なりの教育課程を確立する必要があります。
- 研修時間を確保していくことが必要です。
- さまざまな先行事例をとりあげるなど研修内容の充実を図ることが必要です。
- 行事を通じて、より家庭や地域とのつながりの深い幼稚園をめざしていくことが必要です。

施策

- (1) 今後の運営動向をふまえ、幼稚園の施設、設備の維持管理に努めます。
- (2) 幼児一人一人の発達、成長段階を捉え、個々の良さに着目した教育の充実に努めます。
- (3) 日々の実践の振り返りや研修等を通じて、より良い教育が行えるようにします。
- (4) 家庭や地域に開かれた幼稚園をめざします。

取り組み内容

- ① 幼稚園施設の改修、維持管理
- ② 幼稚園施設の建て替えの検討
- ① それぞれの活動の目的目標の明確化、年次ごとの見直しによる内容の精選や改善
- ② 3歳児の実態に対応した教育課程の改善
- ③ 特別支援の充実（小学校就学に向けた5歳児検診の実施）
- ④ 預かり保育の指導内容、指導体制等の工夫
- ⑤ 幼児のけがへの対応など安全対策の充実
- ① 教職員相互の連携強化（幼児一人一人の姿や遊びに関するきめ細かな情報の交換）
- ② 特別支援教育、預かり保育、幼小連携に関する研修や指導の充実
- ① 保護者が参加しやすい行事内容の見直し（保護者の負担軽減も含め）
- ② 講演会や親子教室の充実

5 義務教育

基本的な考え方

●基礎学力の向上をはじめ、豊かな心や体力を育む教育、時代に応じた教育などを行う場として、学校教育を充実させます。

現状と課題

- 町内には「鹿部小学校」と「鹿部中学校」があり、必要に応じて施設の改修を行っています。
- 電子黒板、大型スクリーン、書画カメラなどを整備し、授業で利用しています。
- 指導体制については、教員を増員し、基礎学力の向上に努めています。
- A L T（語学指導助手）を配置し、中学生と小学校6年生に生きた英会話授業を、1～5年生にフレンドリータイムとして英会話交流を行っています。
- 中学校では、平成21年度から学校支援ボランティアを活用し、長期休業中のサポート学習を行い、苦手な教科の克服に努めています。
- 環境教育として、幼稚園と小中学校で、同一日時に一斉に町内のクリーン作戦を実施しているほか、小学校ではリングプル、中学校ではペットボトルキャップの回収を行っています。
- 地域に根ざした教育として、小学校の総合学習において、鹿部の歴史、自然、駒ヶ岳防災を含めた学習を実施しています。
- 地域活動として、渡島リハビリセンター入所者との交流、さけ稚魚放流体験、記念植樹や町内外での職場体験等を行っています。
- 幼小中一貫教育として、あいさつ運動を実施しています。

必要なこと

- コンピュータは対応年数を考慮し、ICT教育（情報通信技術を使った教育）に活用できるよう更新していくことが必要です。
- 改修が必要な設備については、計画的に改修していくことが必要です。
- 教員増員の恒常的な確保が必要です。
- A L T（語学指導助手）の活用により、小学校での英語必修化に対応していくことが必要です。
- 学校支援ボランティアによるサポート学習の継続、人材確保が必要です。
- リサイクル活動について、さらに力を入れていくことが必要です。
- 郷土学習に関する資料の充実や校外での学習機会づくりが必要です。
- 限られた授業数の中でも、地域の人とのふれ合いや地域活動を続けていくことが必要です。

施策

- (1)小中学校の施設、設備の充実に努めます。
- (2)指導体制を強化し、学力の向上に努めます。
- (3)実践活動を取り入れながら、環境教育を推進します。
- (4)郷土学習や住民とのふれあいを通して、郷土への理解を深め、こころの教育の充実に努めます。

取り組み内容

- ①小中学校施設の改修、維持管理
- ②ICT教育（情報通信技術を使った教育）に必要な教育機器の更新
- ③必要に応じた機器の更新
- ①複数名の教員の指導による基礎学力の向上
- ②A L T（語学指導助手）の配置、活用
- ③学力向上のための検査、教材の整備
- ④児童、生徒のけがへの対応など安全対策の充実
- ①幼小中一斉の町内クリーン作戦の実施
- ②リサイクル活動の推進
- ①総合的な学習の推進（鹿部の歴史、駒ヶ岳防災など）
- ②各種交流学習や体験学習等の実施
- ③新たなボランティア活動の展開





現状と課題	必要なこと	施策	取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育や道徳教育については、多種多様な資料を用いた授業や講演等の開催を行っています。</li> <li>不登校やいじめに対応するため、関係機関と連携するほか、対策委員会を発足しています。また、新たにインターネットによるいじめ対策として、ネットパトロールを行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講演や特別授業等による人権教育や道徳教育の継続が必要です。</li> <li>時代によって形を変化させるいじめの形式に敏感に対応していくことや、いじめ解決後のケアを徹底することが必要です。</li> </ul>	<p>(5)人権教育や道徳教育を推進するとともに、不登校やいじめの解決、防止に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①人権教育や道徳教育に関する多種多様な資料の充実</li> <li>②人権教育や道徳教育に関する講演の開催</li> <li>③不登校やいじめへの対応</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校1年生から進路希望を聞き、早い時期から意識を持たせるとともに、各資料を活用した進路指導を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>充実した資料の確保や、進路相談への適切な対応が必要です。</li> </ul>	<p>(6)情報提供や進路指導により、進路への悩みを解消します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①本人の意見等を尊重した適切な進路指導の充実</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校では公開授業参観を実施しています。</li> <li>学校評議員会を年に3回程度開催し、学校運営に関する意見交換を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に開かれた体制をより充実させることが必要です。</li> </ul>	<p>(7)家庭や地域に開かれた学校をめざします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①（学校運営の他に）教職員人事に一定の権限を有する学校運営協議会への移行の検討</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員にパソコンを貸与し、授業等にも対応できる環境を整備しています。</li> <li>教職員住宅については、老朽化が進んでおり、必要に応じて改修を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員の資質の向上や仕事をしやすい環境づくりが必要です。</li> </ul>	<p>(8)教職員の資質向上を促進する機会や環境の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①教職員の資質向上、公務支援</li> <li>②教職員の健康管理の支援</li> <li>③教職員住宅の計画的な改修、維持管理</li> </ul>



## 6 コミュニティ、町内での交流

### 基本的な考え方

●コミュニティ単位のほか、世代や地域を越えて、町内で交流や活動などが活発に行われるよう支援します。

#### 現状と課題

- コミュニティ活動の拠点施設として、町内には中央公民館をはじめ、8つの地域会館があります。
- 町内には27の町内会があり、各分野で自主的に活動しています。
- 少子高齢化により、従来の区域での維持が難しい町内会も見られます。また、町内会によって活動に差が生じています。
- スポーツやイベントを通じて住民相互の交流を促進しています。
- 敬老会や高齢者運動会に幼稚園児が参加し、交流を行っています。
- 民間企業が開発したリゾート地に、現在約500人が居住しており、人口の約1割を占めています。リゾート地と市街地が離れているため、相互の交流が少ない状況です。



#### 必要なこと

- 管理のあり方について協議することが必要です。
- 単位町内会の合併などを今後検討していくことが必要です。
- コミュニティ活動を活発化させるための支援の検討が必要です。
- 多様な世代や地域の住民が参加できる機会をつくり、交流を促進していくことが必要です。

#### 施策

- (1)住民の協力を得ながら、コミュニティ施設の運営、維持管理に努めます。
- (2)地域の実情をふまえながら、地域ごとの活動や交流を促進します。
- (3)世代や地域を越えた交流機会の充実に努めます。

#### 取り組み内容

- ①中央公民館の維持管理
- ②地区要望に応じた施設、設備の充実、運営面の充実
- ①コミュニティ活動の支援
- ②コミュニティ団体への支援の検討
- ③地域活動指導者の育成
- ④単位町内会の再編（合併）の検討（町内会連合会での意見交換）
- ①世代間交流の推進（敬老会と高齢者運動会での世代間交流など）
- ②地域を越えた町内交流の推進





## 7 まちづくり活動

### 基本的な考え方

- さまざまな場面で住民がまちづくりに参画できる場を増やし、まちづくり活動が活発に行われるようにします。

#### 現状と課題

- 郷土について学ぶ機会として、小学校の郷土学習のほか、シルバーカレッジでの郷土学習が行われていますが、子どもや高齢者などを対象とした学習機会に限られています。
- まちづくりを考える機会として、中学生議会を平成 22 年度から実施しています。
- 計画を策定する際に、審議会や委員会等を公募し、住民参加による計画づくりに努めています。
- パブリックコメント\*に関する条例化の検討を行っています。
- 町内会では、それぞれで自主的なまちづくり活動が行われていますが、自ら企画立案した活動については低下しつつあります。
- まちづくり団体に対する支援体制がなく、住民の主体的な活動が広がりにくい状況にあります。
- 町内にはさまざまな資格や経験を持つ住民がいますが、まちづくり活動での人材活用にはつながっていない状況です。
- 観光地やイベントの案内などを通じて、鹿部町をPRしています。
- 鹿部町のキャラクターである「カールス君」と「いずみちゃん」を地域の行事や町外でのPR時に活用しています。

#### 必要なこと

- 幅広い住民を対象とした郷土学習の場が必要です。
- 幅広い分野で、郷土を学ぶ機会を取り入れることが必要です。
- 中学生議会以外にも、まちづくりを考える機会を充実させることが必要です。
- パブリックコメント\*については、制度設計や運用についての検討が必要です。
- まちづくり活動を促進する環境整備が必要です。
- 資格者や経験者などの参加を得て、まちづくり活動を活性化していくことが必要です。
- 鹿部町の魅力や地域イメージを積極的に発信し、観光や移住定住などで効果を高めていくことが必要です。

#### 施策

- (1)住民が郷土について知ったり学んだりできる機会の充実に努めます。
- (2)学習や意見交換などを通じてまちづくりを考える機会の充実に努めます。
- (3)まちづくりに住民の意見が反映される環境づくりを進めます。
- (4)住民主体のまちづくり活動が活発に行われるよう促進します。
- (5)鹿部町に関する情報を積極的に発信し、地域への愛着や関心が高まるようにします。

#### 取り組み内容

- ①郷土学習を取り入れた事業の開催（学校教育や社会教育での開催）
- ②郷土の知恵や技術を伝承する講習等の開催（関係団体との連携）
- ①中学生議会の開催
- ②若者の交流や異業種交流の企画
- ①まちづくりに意見を述べる機会の充実（各種委員会等での公募、パブリックコメント\*に関する条例制定の検討）
- ②まちづくりを定期的に考える機会の充実（懇談会の開催など）
- ③まちづくり事業への住民の参加の促進
- ①まちづくり団体の支援
- ②まちづくり団体に係る条例等の整備
- ③多様な人材をまちづくりに活かす仕組みづくり（まちづくりリーダー養成講座の開催、鹿部マイスターの導入など）
- ①キャラクターのさらなる活用



\*パブリックコメント：公的な機関が規則や制度、政策などを定める時に、公（パブリック）に広く意見や改善案（コメント）などを求める手続きのことです。

8 交流、移住・定住、国際理解

基本的な考え方

●地域の資源や人材を活かしながら、町外との交流や移住・定住に関する取り組みを進めます。また、住民の国際理解や町内の国際化に対応した環境づくりを進めます。

現状と課題

- 町内には、総合体育館のほか、野球場や芝のグラウンドが整備された多目的グラウンドなどがあり、大会や合宿などで町外からの利用も見られます。
- 産業や特産品を通じた交流については、過去交流する機会がありました。が、長期的な継続にはいたっていません。
- 本町には民間企業が開発したリゾート地があり、多くの移住者が住んでいますが、市街地などリゾート地以外の地域には、移住希望者を受け入れる環境が整っていない状況です。
- 雇用の場に加えて、居住できる場が少ないことから、町内での生活を希望しながらも、転出したり、町外に居住の場を移して町内に通勤する人も見られます。
- 小中学校ではALT（語学指導助手）による英語の授業が行われていますが、公民館講座では、参加者は少ないため、ここ数年間は開催していません。
- 国際交流を推進する体制が整っておらず、国際交流に取り組んでいません。
- 町内には、水産加工場等で研修している中国人など外国人居住者が増えています。

必要なこと

- 充実したスポーツ施設を活かし、町内での交流人口の拡大につなげていくことが必要です。
- 産業や特産品を通じた交流についても将来的には検討していくことが必要です。
- リゾート地域のほか、まちなかでも移住に向けた受け入れ環境を整えていくことが必要です。
- 定住を促す環境として、雇用の場と居住の場の双方を充実させていくことが必要です。
- 学校教育以外でのALT（語学指導助手）の活用の幅を広げていくことが求められています。
- 行政主体の交流に限らず、さまざまなレベルでの交流が行われるよう促進していくことが必要です。

施策

- 既存の施設を活かし、スポーツを通じた交流を進めます。
- 地場産業や特産品を通じて町外と交流できる機会をつくりまします。
- 移住・定住に向けた取り組みを進めます。
- 国際理解や国際交流につながる機会の充実に努めます。

取り組み内容

- ①スポーツ合宿に関するワンストップ型サービスの体制づくり（観光と生涯学習など庁内の連携強化、宿泊所や関係企業との連携強化）
- ①産業や特産品を通じた交流の検討
- ①移住・定住に関する相談窓口の充実  
②移住を促す企画の検討（移住体験、住民との交流など）  
③空き地・空き家の積極的な情報提供  
④民間賃貸住宅や戸建て住宅の建設などにかかる支援の検討
- ①ALT（語学指導助手）の活用  
②国際理解を促す交流機会の検討  
③居住外国人との交流機会の検討





## 9 男女共同参画

### 基本的な考え方

●男女の枠にとらわれず、住民一人一人が家庭や地域で個性や能力を発揮できるまちづくりを進めます。

#### 現状と課題

- 男女が社会の構成員として、社会のあらゆる分野の活動に對等に参画でき、さまざまな利益を均等に享受でき、共に責任を担う「男女共同参画社会」の実現に向けた取り組みを進めています。
- 「男女共同参画」の考え方が周知される機会は少なく、女性の支援や権利を求めるだけのものと誤解されている状況も見られます。
- 国や北海道では、審議会等における女性の登用率を40%にすることをめざしています。本町でも審議会などへの女性の登用に努めていますが、審議会など政策決定の場における女性の登用率は低い状況です。
- 仕事と子育てや介護との両立に悩む人が増える中、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」\*の普及が課題となっています。
- 男女間の暴力は社会的な問題となっている中、広報やパンフレットなどを通じて、シェルター施設（加害者から隔離し保護するための施設）の情報提供を行っています。

#### 必要なこと

- 「男女共同参画」の考え方や取り組みについて、周知していくことが必要です。
- 女性の登用をより一層促進していくことが必要です。
- 仕事と子育てや介護が両立しやすいまちづくりを進めていくことが必要です。
- 男女間の暴力を未然に防ぐとともに、発生時には適切に対応することが必要です。

#### 施策

- 男女共同参画社会の考えを周知し、進める意識を高めます。
- 男女がともに政策や方針を決定できる環境づくりを進めます。
- 男女がともに家庭や地域で活躍できる環境づくりを進めます。
- 男女間の暴力の根絶と、発生時の迅速で的確な対応に努めます。

#### 取り組み内容

- 男女共同参画に関する広報、啓発（女性団体連絡協議会を通じた周知）
- 各種委員会や審議会などへの女性の登用促進
- 雇用や休暇に関する法律など関係情報の周知徹底  
②男性が家事に興味を持つ機会の提供（男性も参加しやすい料理教室など）  
③女性団体の育成、活動の支援
- 相談窓口の周知  
②暴力の早期発見と対応（被害者情報の収集、関係機関との連携）

\*「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」：平成19年に国、地方公共団体、経済界、労働界の合意により、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定され、仕事と生活のアンバランスが解消されるよう、官民をあげて取組が進められています。



1 地域福祉

基本的な考え方

●地域で支え合う意識を町全体で高め、住民の協力・参加を得ながら、地域福祉\*を推進します。

現状と課題

- 地域福祉\*を推進するため、保健医療協議会を設置し、保健・医療との連携を深め対応しています。
- 福祉教育として、小学校では全学年で渡島リハビリテーションセンターとの交流会を開催しています。
- 町内会に福祉部長がいるほか、ボランティア連絡協議会が活動を行っています。町内会福祉部長の任期は2年で役員改選毎に入れ替わりが多いため、継続的な育成が難しい状況です。
- バリアフリー化については、国で定められた基準にしたがって最低限の整備を行っています。
- 平成23年度に要援護者マップ（台帳）を整備し、要援護者の把握が可能となりました。一方、要援護者マップへの登録申請のない住民については避難体制を確立することができていない状況です。

必要なこと

- 庁内の関係各課をはじめ地域住民との連携を深め、地域福祉\*を推進していくことが必要です。
- ノーマライゼーション\*の考えを身につける機会を持つことが必要です。
- 地域福祉\*に関わるボランティア活動を促進していくことが必要です。
- だれもが使いやすい公共施設にすることが必要です。
- 災害時に要援護者が迅速に避難できる体制を日ごろから整えておくことが必要です。

関連する個別計画 「第5期高齢者保健福祉総合計画」(平成24～26年度)

施策

- (1)地域福祉\*を推進する体制を充実させます。
- (2)互いに支え合う心の醸成と地域福祉\*を支える人づくりを進めます。
- (3)だれもが暮らしやすい設備や仕様の普及に努めます。
- (4)要援護者マップの充実を図り、要援護者の把握に努めます。

取り組み内容

- ①地域福祉\*に関わる総合的な情報システムの確立
- ②「地域福祉計画」の策定の検討
- ③地域住民の相談や外出などの支援
- ①学校における福祉教育の推進（小学生と渡島リハビリテーションセンターの交流会など）
- ②地域での福祉活動の促進（町内会福祉部長の育成）
- ③ボランティア連絡協議会の支援
- ④ボランティア活動に関する指導者の確保
- ①高齢者、障がい者などに対応する既存建築物の改修
- ①災害時の要援護者対策を進める庁内連携体制の充実（保健福祉課・総務防災課・消防署等の連携）
- ②要援護者の把握ができる体制の構築（訪問等の推進、関係課からの情報提供）
- ③要援護者マップへの登録、情報更新の推進

\*地域福祉：地域社会における福祉の問題に対し、その地域の住民や福祉関係者などが協力して取り組んでいこうという考えです。  
 \*ノーマライゼーション：障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が特別に区別されず共に社会生活を送ることが普通であるという考え方です。



## 2 保健・健康づくり、医療

### 基本的な考え方

- 各年代の健診受診率を向上させ、疾患の予防と早期発見に努めます。
- 医療機関や関係機関と連携し、地域の医療環境の維持、向上に努めます。

### 現状と課題

- 健康づくりについては、町内の医療機関、学校と連携を図りながら事業を進めていますが、健康問題について具体策を検討し取り組むまでにはいたっていません。
- 保健師と管理栄養士により、特定健診・特定保健指導等を実施しています。現状では、職域相互の連携は十分ではありません。
- 健康相談を定期的に開催し、健康状況の把握や意識の向上に努めています。
- 母子に対する訪問指導や相談により、育児不安をもつ母親や虐待の可能性のある家庭を早期に発見し、適切な支援を行っています。
- 各種健診の周知、受診勧奨については、町広報誌や町のホームページ、防災行政無線等を通じて行っています。
- 特定保健指導を受ける住民が少なく、若年～中年にかけての健診受診率が低い状況の中、国保加入者には、特定健診と各種がん検診を同日に実施するなど、受診者の利便性と受診率の向上に努めています。また、日帰り人間ドックを実施しています。
- 生活習慣病対策として、健康教育を実施しているほか、健診受診者を対象に、特定保健指導を実施しています。
- 町内には一般診療所が2か所、歯科診療所が2か所ありません。
- 町内に休日・夜間に緊急対応できる医療機関がないため、休日・夜間の対応については、他市町の協力を得ています。

### 必要なこと

- 学校や医療機関との連携を深め、健康づくりに取り組んでいくことが必要です。
- 健康づくりに関わる部署や職域相互で情報を共有し効果的に取り組んでいくことが必要です。
- 住民の生活習慣や健康づくりへの取り組みを把握し、保健指導を効果的に行っていくことが必要です。
- 個々の健康状態や年代等に応じた相談支援体制を充実させていくことが必要です。
- 特定健診受診率および特定保健指導実施率の向上が最重要課題です。
- 周知方法の工夫で受診率の向上へ結びつける必要があります。
- 若年者の基本健診、後期高齢者健診、各種がん検診の受診促進が必要です。
- 健康教育を通じて、健診の必要性、重要性について理解を促進していくことが必要です。
- 医療環境の充実については、町単独での取り組みには限りがあるため、今後、北海道医療協議会による「自治体病院等広域化連携構想」や「小児科医療の重点化計画」等の動向をふまえた中で、今後の方向性を検討していく必要があります。

### 施策

- (1)健康に関わる取り組みを推進する体制をより一層充実させます。
- (2)住民の心身の健康状況を把握し、適切に指導します。
- (3)各種健診を行い、疾患の予防と早期発見に努めます。
- (4)各種健康教育を行い、生活習慣病の予防に努めます。
- (5)医療機関や関係機関との連携を深め、休日・夜間の対応も含めた医療体制の確保に努めます。

### 取り組み内容

- ①町内の各職域や医療機関との連携強化
- ②健康づくりに関わる関係部署の連携強化（情報交換をしながら効果的な事業の企画・運営をする体制の整備）
- ①住民の生活習慣や健康状況を把握する調査の実施
- ②健康に関する相談、指導
- ③家庭訪問の実施
- ①予防接種の実施
- ②乳幼児健診、妊婦健診の実施
- ③幼稚園、小中学校での各種健康検診の実施
- ④各種健診の受診勧奨（必要性、重要性についての啓発）
- ⑤受診率向上の工夫（各種健診の同日実施、実施場所の工夫など）
- ⑥健診の対象年齢の拡大、定員増員の検討
- ①各種健康教育の実施、参加者の拡大促進（開催会場の工夫など）
- ①長期的な視点に立った医療環境の確保



### 3 高齢者の福祉

#### 基本的な考え方

●保健・医療・介護・福祉が一体となって地域の高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムを推進します。

#### 現状と課題

- 平成 22 年の国勢調査によると、本町の総人口に占める 65 歳以上の割合は 27.7%で約 3 割を占めており、この割合は今後も高まっていくことが予測されています。
- 要支援・要介護認定の判定を受けた 65 歳以上の方と健康づくり高齢者と判定を受けた独居高齢者を対象に、自宅に緊急通報電話を設置しています。
- 緊急通報電話機の設置対象とならない 65 歳以上の独居高齢者には、救急カードを自宅に設置しています。
- 高齢者の住宅改修については、リフォームが相談できる窓口を設置しています。
- 除雪が難しい高齢者宅については、除雪サービスがないため職員が対応しています。独居老人宅等の玄関前や通路の除雪は行っていませんが、要望が高まっています。
- 地域包括支援センターや居宅介護事業所と連携し、介護サービスに関する相談や情報提供、サービス提供に努めています。介護保険制度の仕組みや制度利用の方法について住民に十分周知されておらず、制度が必要な時に速やかに活用につながらないことがあります。
- 要支援・要介護認定を受けていない高齢者に対しては、自立ホームヘルパーの派遣や自立ショートステイ、独居の方の安否確認を行っています。
- 相談に来る住民は固定化されており、その一方で、支援が必要と思われても相談に来ない場合があります。
- 健康増進に関する情報提供や健康相談等により、健康管理の支援を行っています。
- 医療機関や健康診査の受診状況、健康相談等の記録を記入し、自分の健康記録を継続的に管理することができる「健康手帳」の普及に努めています。
- 要介護・要支援状態を予防するため、介護予防教室や自立高齢者デイサービスを実施しています。
- ふまねっと運動<sup>※</sup>の自主サークルが設立され、健康づくり活動を行っています。

#### 必要なこと

- 自治体や介護保険サービス事業者だけではなく、独居高齢者等を支える体制づくりに地域住民の参加・協力が重要です。
- 緊急通報電話機を利用するには協力員が必要なため、民生委員にも協力を依頼することが必要です。
- 救急カードを十分に周知し、設置を促進することが必要です。
- 除雪については、現地調査を実施し、対応を個別に検討することが必要です。
- 介護保険制度の周知や関係機関との連携強化により、速やかに必要なサービスが提供できるようにすることが必要です。
- 相談に来ない 65 歳以上の在宅高齢者のニーズの掘り起こしが必要です。
- 相談窓口である地域包括支援センターの業務内容や事業の紹介を積極的に行うことが必要です。
- 健康手帳の積極的な活用、習慣づけを行っていくことが必要です。
- 高齢者の健康づくり組織の育成や活動の支援については、生涯学習課と連携し、ニュースポーツや軽スポーツの普及を通して進めていくことが必要です。

#### 関連する個別計画

「第5期高齢者保健福祉総合計画」(平成24～26年度)  
「住生活基本計画」(平成24～33年度)

#### 施策

- 高齢者福祉を推進する体制を充実させます。
- 高齢者の緊急時に迅速かつ確に対応できるよう体制を充実させます。
- 高齢者が安全に住める居住環境づくりに努めます。
- 介護に関する相談や情報提供を行うとともに、各種サービスを通じて、高齢者の生活支援に努めます。
- 高齢者が自らの健康管理に関心を持ち、取り組むよう支援します。

#### 取り組み内容

- 「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定
- 高齢者を見守る体制づくり
- 緊急通報電話機の設置
- 救急カードの設置の推進
- 高齢者の住宅改修に関する相談窓口の設置
- 独居老人宅等の玄関前や通路の除雪サービスの検討（委託業者に関する情報提供など）
- 介護保険制度の周知（広報やパンフレット配布、説明会の開催など）
- 高齢者のニーズや実態の把握（健康づくり高齢者把握事業、独居高齢者実態把握事業）
- 社会福祉協議会、渡島福祉会との連携強化
- 在宅医療との連携
- 認定調査員、介護支援専門員の研修の受講
- 地域包括支援センターの運営、業務内容や事業の周知
- 認知症支援策の充実
- 経済的理由により在宅での生活が困難な方の支援
- 高齢者の自立支援、閉じこもり予防
- 高齢者への生活習慣病の予防、改善指導
- 「健康手帳」の積極的な活用、習慣づけ
- 介護予防に関わる情報の提供
- 要支援・要介護状態の予防、軽減（地域支援事業の介護予防二次高齢者施策・一次予防施策事業）
- 高齢者運動会の開催
- ふまねっと運動<sup>※</sup>の自主活動の支援

※ふまねっと運動：50cm 四方のマス目の網を床に置き、その網を踏まないように歩く運動。歩行改善に効果があるとされています。



現状と課題	必要なこと	施策	取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>町内には、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）と小規模多機能型介護事業所があります。</li> <li>町内には満60歳以上の住民が利用できる「いこいの湯」があり、心身の健康増進や交流の場として親しまれています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所を適正な運営を行っているか指導・監督が必要です。</li> <li>地域密着型サービス運営委員会を設置し、必要に応じて協議等を行うことが必要です。</li> </ul>	<p>(6)生活支援やいこいの場となる高齢者福祉施設の充実に努めます。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①事業所の運営体制の把握、定期的な事務指導の実施（地域密着型サービス運営委員会の設置）</li> <li>②高齢者福祉に関する施設の維持管理（いこいの湯）</li> </ol>
<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の認知症高齢者や中重度の要介護高齢者の増加が見込まれている中、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する知識や介護技術を普及しています。</li> <li>介護者の経済的負担を軽減するため、家族介護用品の支給を行っています。</li> <li>2級ホームヘルパーを養成する講座を開催していますが、受講者の減少や高齢化が見られます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族だけでなく地域住民等も認知症高齢者を理解し支援していく体制づくりが必要です。</li> <li>高齢者ボランティアの養成をはじめたことや、訪問介護事業従事者がホームヘルパーから介護福祉士に移行していくこともふまえて、ヘルパー養成について検討していくことが必要です。</li> </ul>	<p>(7)介護者の負担軽減、介護を支える人づくりを進めます。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①家族介護教室で認知症サポーター養成講座の継続実施</li> <li>②家族介護用品支給事業の実施</li> <li>③認知症高齢者見守りネットワークの構築</li> <li>④ヘルパー養成講座の開催</li> </ol>
<ul style="list-style-type: none"> <li>町内には老人クラブがあり、高齢者の社会参加や仲間づくりを進める場となっています。</li> <li>高齢者を対象に「シルバーカレッジ」を開催しています。</li> <li>高齢者の交流の場として「あったかサロン」を平成24年度より実施しています。</li> <li>高齢者をサポートするボランティアの養成を実施しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の増加にともない多種多様化している学習ニーズに対応していくことが必要です。</li> <li>幼稚園や学校等で、高齢者の生活の知恵や伝統文化を伝承することを通じて、さまざまな世代と交流が図られるよう支援していくことが必要です。</li> <li>高齢者の就労を支援する機関としてシルバー人材センターの設立の検討が必要です。</li> </ul>	<p>(8)高齢者が参加・活動できる場を充実させるとともに、知恵や力を地域づくりに活かすよう促進します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①老人クラブ活動の支援、まちづくり活動への参加促進（高齢者の生活の知恵や伝統文化の伝承など）</li> <li>②「シルバーカレッジ」の開催</li> <li>③シルバー人材センターの設立の検討</li> <li>④高齢者ボランティアの養成（介護予防ボランティアの養成）</li> <li>⑤「あったかサロン」の実施</li> <li>⑥敬老を目的とした事業の実施</li> </ol>
<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症高齢者など判断能力が不十分で日常生活に支障がある高齢者を擁護するため、成年後見制度*が利用できるよう支援しています。現状では、制度について住民に十分周知されている状況にはいたっていません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症高齢者が増加する中、成年後見制度*の周知が必要です。</li> </ul>	<p>(9)成年後見制度利用支援制度*に基づき、高齢者の権利を擁護します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①成年後見制度利用支援制度*の周知、支援の実施</li> </ol>

\*成年後見制度：認知症や知的・精神障害等によって物事を判断する能力が十分ではない方が、各種契約や手続きで、不利な契約を結ばないよう、援助者（後見人）を選び、本人の権利を守るための制度です。

\*成年後見制度利用支援制度：成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、親族がいない等の理由で同制度を利用できない方を支援するため、町が申立を行う制度です。

4 障がい者の福祉

基本的な考え方

●障がいのある人が、地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援します。

現状と課題

- 医療や福祉と連携し、障がい者に関する情報収集を行っているほか、障がいをもった就学児童生徒について各学校と関係各課で情報共有を図っています。
- 障がい児の成長記録や支援経過を記載する「療育カルテ」により教育・医療・福祉の各関係機関で情報を共有し、切れ目のない支援に努めています。
- 地域において相談支援事業を適切に実施していくため、地域自立支援協議会を設置しています。また、身体・知的相談員により相談業務を行っています。
- 渡島圏域障がい者総合相談支援センター「めい」の巡回相談を町内の公共施設で実施しています。
- 生活相談および就労・雇用相談等能力検査を行っています。
- 在宅福祉サービスに関する各種支援をはじめ、制度に基づき住宅改修の助成を行っています。
- ホームヘルパーの派遣による家事援助等の生活援助、ショートステイや日中一時支援事業により、介護者の負担軽減を図っています。
- 障がい者の外出支援については、委託先が未定のため実施にいたっていません。
- 障がい者団体の活動や、障がい者スポーツ大会への参加を支援しているほか、スカットボール、キンボール、ポッチャセットなど障がい者も楽しめるスポーツ用具を購入し、レクリエーションで使用しています。
- 町のイベントに積極的に参加しているほか、バザーを開催するなど、地域住民と交流し、地域の活性化やリサイクル活動に取り組んでいます。
- 毎年、環境保全活動として、「鹿部公園」に桜の苗木の植樹を行っています。
- 町内には地域活動支援センター「ぼっぼ」があり、創作活動、社会参加活動、生産活動、授産製品の製作・販売を行っています。また、一般就労が困難な障がい者を対象に、「しかべ間歇泉公園」内で「Café ぼっぼ」を期間限定で運営しています。
- 活動の拡大により活動スペースの確保が困難になっているほか、ボランティア協力員が不足しています。

必要なこと

- 関係機関が持っている情報を共有し、同じ目的に向かって支援を行う必要があります。
- 心身障がい者が増える傾向にある中、専門性がさらに高くなりつつある業務に対応できる職員の配置が必要です。
- 障がい者を支援するサービス内容等について、より一層周知することが必要です。
- 障がい者の在宅福祉を支える人材の養成・確保、介助ボランティアの養成の検討が必要です。
- 障がい者も楽しめるスポーツ用具については、より多くの場で有効利用していくことが必要です。
- 未だ根強く残っている障がい者に対する差別や偏見を払拭し、社会参加を広げていくことが必要です。
- 創作や生産などの活動を通して、障がい者の社会参加を促し、自立した生活を支援していくことが必要です。

関連する個別計画

「障がい者基本計画」(平成24～26年度)  
「第3期障がい福祉計画」(平成24～26年度)

施策

- 障がい者福祉を推進する体制を充実させます。
- 障がいに関する相談・指導体制の充実に努めます。
- 各種サービスを通じて、障がい者の生活を支援します。
- 障がい者相互の交流や地域住民との活動を促進します。
- 障がい者が安心して働ける場を充実させ、就労を支援します。

取り組み内容

- 関係機関相互の情報共有（「療育カルテ」の配布、活用）
- 社会福祉士等の専門相談員の配置又は養成  
②相談員や地域自立支援協議会などの相談・支援体制の充実  
③成年後見制度\*の周知、支援の実施
- 在宅福祉などのサービスに関する各種支援（給付）  
②介護者の負担軽減に関する支援  
③障がい者の外出支援サービスの提供  
④重度心身障がい者への医療費助成
- 障がい者団体の活動支援  
②障がい者スポーツ大会への参加促進  
③障がいの有無に関わらずだれもが楽しめるレクリエーション機会の充実  
④引きこもりがちな障がい者の社会参加の促進（関係機関との連携強化）
- 地域活動支援センターの事業の見直しと拡大、体制強化の検討  
②授産製品の販路の拡大の検討  
③受け入れ側への意識啓発  
④継続的な勤務を可能とする環境整備の促進

※成年後見制度利用支援制度：成年後見制度（P54 参照）の利用が必要であるにもかかわらず、親族がいない等の理由で同制度を利用できない方を支援するため、町が申立を行う制度です。



5 子育て支援、  
ひとり親家庭の支援

基本的な  
考え方

● 個々の実状に応じた細やかな支援と地域ぐるみの子育て支援により、育児への不安を解消し、子どもの健やかな発育を促します。

現状と課題

- 子育てに対する不安や悩みを持つ親が増える中、家庭訪問・育児相談・乳幼児健診・支援レターなどを通じて子育てに関する情報の提供を行っています。また、乳幼児健診や電話相談等でも育児相談、情報の提供を行っています。
- 育児教室など各種保健事業を通して、親同士の交流を図っています。現状では、育児教室の対象が2歳児からのため、2歳未満の子を持つ親同士の交流の場がありません。
- 保護者や子育てに関わっている団体を対象に、「家庭教育学級」を開催しています。

- 町内には保育園等がないため、近隣の保育園に送迎ができる場合を除くと、3歳未満の乳幼児を預ける場がない状況です。

- 子育て支援に関するボランティア活動により、絵本の読み聞かせが行われています。

- 5月から10月までは、老人クラブで「見守り隊」を結成し、児童生徒の登校時に見守りを行っています。

- 必要に応じて各団地の遊具の更新、遊具の修繕を行っています。
- 幼稚園就園前の子が遊べる遊具のある場所が少ない状況です。

- 要保護児童については、要保護児童対策地域協議会を設置し、適切な保護を図っています。

- ひとり親家庭に対しては役場窓口等で相談に応じているほか、自立に向けた就業支援、給付・助成・貸付などの経済支援、リフレッシュ事業など精神面での支援、母子・父子家庭の児童に対する支援などを行っています。
- ひとり親家庭の組織として母子寡婦会があります。

必要なこと

- 情報提供、交流、相談などを通じて、子育てを総合的に支援していくことが必要です。

- 国の幼保一体化に関する施策の動向もふまえて、受け入れ環境の整備を検討していくことが必要です。

- 子どもを持つ家庭だけでなく、子育て支援につながる活動が活発に行われるようになることが必要です。

- 不審者から声をかけられたら、駆け込むことができる意識づくりや体制が必要です。

- 公園などで子どもが安全に遊べるよう、環境を維持していくことが必要です。

- 児童虐待を未然に防いだり、緊急時に適切に対応できることが必要です。

- 関係機関と連携し、相談体制や就業支援を充実させることが必要です。
- ひとり親家庭への精神面での支援充実が必要です。

関連する個別計画 「次世代育成支援地域行動計画」(平成17～26年度)

施策

- (1) 子育てに関する悩みの解消や、総合的な支援に努めます。

- (2) 就学まで子どもを安心して預けることができる施設を検討します。

- (3) 子育てを支援する住民の活動を促進します。

- (4) 地域で子どもを見守る体制を強化します。

- (5) 子どもが安全に楽しく遊べる場の充実に努めます。

- (6) 地域ぐるみで虐待から子どもを守る体制の充実に努めます。

- (7) ひとり親家庭における子育てを支援します。

取り組み内容

- ① 子育てを総合的に支援する体制の検討（子育て支援センターなど）
- ② 総合的なパンフレットの作成（子育てが終わった方々からの子育ての色々な悩み等を参考に子育てガイドブックの発行）
- ③ 育児教室の開催
- ④ 子育てをしている母親が集まって、井戸ばた的な会話ができる交流事業の推進
- ⑤ 親や子育て関係者に対する多様な学習・相談・交流機会の充実（子育て学習講座の開催）
- ⑥ 家庭教育指導者の養成（子育て相談に携わるリーダーなど）
- ⑦ 子どもの医療費の助成、給付

- ① 総合こども園の整備の検討
- ② 広域保育の実施

- ① 子育てに関するボランティア活動の支援

- ① 地域住民による見守り活動の推進（「見守り隊」など）
- ② 不審者から声をかけられたら駆け込むことができる体制づくり

- ① 安心安全な遊び場の確保
- ② 公園の遊具の充実と更新

- ① 保健福祉課と教育機関の連携強化（定期的な情報交換）
- ② 児童相談所との連携強化
- ③ 児童虐待対策の体制充実（緊急時の判断・対応の向上）

- ① 相談体制、就業支援、精神面での支援等の充実
- ② ひとり親家庭への医療費助成
- ③ 母子寡婦会の支援

## 6 子どもや若者の育成 (青少年健全育成)

### 基本的な 考え方

- すべての子どもや若者が健やかに成長するよう、地域ぐるみで支援します。

#### 現状と課題

- 青少年健全育成を推進する組織として、青少年健全育成町民会議を設置しています。
- 身近に青少年に関する大きな問題がないため、活動の意識や取り組みは低調です。
- 小中学生を対象に、いろいろな体験活動をする「しかべっ子教室」を開催しているほか、北海道が地域活動やまちづくりに積極的に参画する青少年を養成するために開催している「ジュニアリーダーコース」への派遣を行っています。
- 青少年対象の地域イベントが減少しており、子ども会でも育成活動は低調な状況です。
- 商工会や漁協などの下部組織として青年部がありますが、自主的な活動や人材の育成が活発に行われるまでにはいたっていません。

#### 必要なこと

- 青少年健全育成における役割について住民が理解を深めることが必要です。
- 子ども会や町内会盆踊りなど、地域から青少年活動を広げていくことが必要です。
- それぞれの青年団体がイベントなどで活動できる場が必要です。

#### 施策

- (1)青少年健全育成を地域で行う意識を高め、推進体制の充実に努めます。
- (2)青少年の健全育成につながる活動を促進します。
- (3)青年が活動や交流を通じて地域の一員として成長するよう努めます。

#### 取り組み内容

- ①青少年を地域で見守る意識の醸成
- ②青少年健全育成の推進体制の充実
- ①青少年の地域イベントの検討
- ②ボランティア活動や体験学習を通じた育成
- ③活動リーダーの養成
- ④子ども会活動の促進（助言、指導）
- ①青年部等の自主的な活動の支援
- ②青年相互の交流の促進
- ③青年を対象とした相互交流やイベントの開催





## 7 食育

### 基本的な考え方

- 食育の推進により、乳幼児から高齢者までライフステージ別の食生活の課題を解消するとともに、地場産品への理解を深め、普及につなげます。

#### 現状と課題

- 生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために必要なこととして、国や北海道では「食育」を推進しています。
- 食育活動を推進する組織として、食生活改善推進協議会があり、「男の料理教室」や「親子食育料理教室」、「しかべっ子教室」で料理教室などを開催しています。現状では、会員の減少や高齢化により、次世代の担い手・人材が不足しています。
- 地域で開催されるイベント時に、ホタテやスケトウダラを使った料理を通じて、地場産品のPRに努めています。
- 給食センターでは、幼稚園、小学校、中学校の給食をつくっています。



#### 必要なこと

- 食育に関わる分野は多岐にわたるため、本町で進めるにあたっては、関係各課が連携し、食育という同じテーマで取り組んでいくことが必要です。
- 健康づくりの情報を提供している食生活改善推進協議会の活動は重要であり、活動支援が必要です。
- 次世代の担い手に活動を理解してもらい受け継いでもらうことが必要です。
- 日頃、住民が家庭で食べている地場産食材を使った料理の知恵やアイデアを生かし優れたものは、町内外へ発信していくことが必要です。
- 衛生管理基準が高まる中、衛生管理基準の変更にもなう管理体制の強化が必要です。

#### 関連する個別計画 「管理栄養士活動計画」(毎年)

#### 施策

- (1)食育を推進する体制をつくり、総合的に進めます。
- (2)住民の食生活の改善に向けた活動を促進します。
- (3)地元食材の普及やそれらを使ったアイデア料理を発掘、紹介することにより、地産地消を活性化させます。
- (4)子どもの健康を守る学校給食の充実に努めます。

#### 取り組み内容

- ①「食育推進計画」の策定
- ①食生活改善推進協議会の活動支援（幅広いPRなど）  
②生活習慣病予防の意識を高める機会の充実（料理講習会など）
- ①水産物のPRイベントの開催（「しかべのスケソだよフェスタ」など）
- ①給食センターの運営、維持管理  
②栄養指導体制の強化  
③学校給食での地産地消への取り組み



8 低所得者福祉・国民健康保険・国民年金

基本的な考え方

●低所得者の自立を支援するとともに、国民健康保険制度や国民年金制度の健全な事業運営に努めます。

現状と課題

- 低所得者、生活保護対象者の状況把握を行っているほか、役場窓口で生活・就労等に関する相談指導を行っています。
- 貸付金については、社会福祉協議会の貸付制度を活用しています。
- 国民健康保険制度については、町広報誌等に掲載しているほか、保険証更新時にパンフレットを同封し周知に努めています。
- 国保連合会提供の帳票を活用し、多受診者や重複受診者に電話指導や訪問指導を行っています。
- 診療報酬の明細書（レセプト）を点検し、診療報酬の適正化に努めています。
- 滞納している世帯には、保険者証の代わりに資格証明書や短期証<sup>\*</sup>を交付しています。
- 老人保健等の関連システムとの連携により手続き等の簡素化に努めています。
- 後期高齢者医療広域連合により、保険料の収納を行っているほか、後期高齢者医療制度の周知と収納率の向上に努めています。
- 介護保険制度については、広報等を通じて随時周知に努めています。
- 国民年金制度については、広報等を通じて周知に努め、納付を促進しています。
- 年に数回、近隣町（七飯町、森町）にて年金機構による年金相談が行われています。

必要なこと

- 民生委員等による戸別訪問や本人からの申し出に沿って、状況把握を行うことが必要です。
- 後期高齢者広域連合のような組織が必要です。
- 滞納世帯が増加した場合は、資格証明書交付の基準額を引き下げることが必要です。
- 滞納処分等を含め、収納率の向上に向けた対策を検討していくことが必要です。
- 厚生労働省や北海道から提供される情報を収集・理解し、住民に制度内容をわかりやすく周知することが必要です。
- 年金事務所、北海道厚生局からの通知をもとに、相談に対応できるよう努めることが必要です。

施策

- 低所得世帯の生活を支援し、自立を促進します。
- 国民健康保険制度を周知し、国民健康保険料の収納率の向上に努めるとともに、医療費の抑制に努めます。
- 後期高齢者医療制度を周知し、収納率の向上に努めます。
- 介護保険制度を周知し、適切な介護サービスが受けられるよう努めます。
- 国民年金制度への理解を促し、納付率の向上と無年金者の解消に努めます。

取り組み内容

- 低所得者、生活保護対象者の状況把握
- 就労相談の充実（ハローワーク、渡島圏域障がい者総合相談支援センター「めい」との連携）
- 国民健康保険制度の周知（制度改正時の周知）
- 運営の広域化の要請
- 多受診、重複受診者に対する電話や訪問による指導
- 制度改正に係るシステム改良への対応
- 診療報酬の明細書（レセプト）点検の推進（外部委託の検討）
- 後期高齢者医療制度の周知
- 電話による催告
- 口座振替の推進
- 介護保険制度の周知
- 相談業務を担う地域包括支援センターの周知
- 広報、チラシ等での国民年金制度の周知
- 年金機構による年金相談の案内（函館年金事務所の斡旋）

<sup>\*</sup>資格証明書や短期証：被災や倒産など特別な事情がなく国民健康保険料を1年以上滞納した世帯に、保険証の代わりに交付するものです。



1 土地利用

基本的な考え方

●土地の状況を総合的に把握し、環境保全や防災の観点をふまえながら、住みよく、活力ある土地利用を進めます。

現状と課題

- 地籍調査<sup>\*</sup>については、平成 19 年度に市街地部分を完了しましたが、本別地区など地籍調査を実施していない地区で宅地分譲が進んでいる区域があります。
- 地籍調査<sup>\*</sup>の成果や公有財産の管理については、GIS<sup>\*</sup>を活用しています。
- 町内には、低利用状態の公有地が散在しています。
- 平成 25 年に鹿部バイパスが整備されたことにともない、周辺の土地利用計画を検討しています。
- 開発行為に関する問題については、これまで発生していなかったため、開発行為への指導、自然環境や景観に配慮した土地利用への誘導などは特に実施していません。

必要なこと

- 未実施地区の調査を実施するか検討が必要です。
- 地籍調査<sup>\*</sup>の結果をどの分野で活用していくのか、必要性和ソフトの導入コストを勘案しながら、検討が必要です。
- 公有地に関する情報を広く提供し、有効活用につながっていくことが必要です。
- 「住生活基本計画」「公営住宅等長寿命化計画」「地域防災計画」との整合性が必要です。
- 開発規制に関する知識を向上し対応していくことが必要です。

施策

- (1)土地の状況を把握し、土地の有効利用に活用します。
- (2)住宅政策、バイパスの活用、安全性などをふまえた土地利用を進めます。
- (3)環境保護や景観への配慮の視点を持った土地利用を進めます。

取り組み内容

- ①宅地分譲が進んでいる地区の地籍調査<sup>\*</sup>の検討
- ②GIS<sup>\*</sup>の全庁型に向けた推進
- ③低利用状態にある公有地の情報提供
- ①「土地利用計画」の策定の検討
- ①関係職員の知識の向上（研修会等への積極的な参加）

<sup>\*</sup>地籍調査：「地籍」とは土地に関する戸籍のことで、土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。  
<sup>\*</sup>GIS：「Geographic Information System」の略で、文字や数字、画像などの情報をコンピュータ上の地図と結びつけて、分かりやすく地図上で表現することができるしくみです。



## 2 道路、除雪

### 基本的な考え方

- 利便性や安全性に加え、歩行者等への配慮、避難路としての役割など、道路に求められる多様な機能を高め、より良い道路網をつくります。

#### 現状と課題

- 町内には、国道 278 号が通っており、平成 25 年 3 月にバイパスが開通しました。
- 国道 278 号の危険箇所については必要に応じて改良を要請しています。
- 町内には、国道 5 号線に隣接する道道大沼公園鹿部線、道道鹿部停車場線が通っています。
- 日当たりが悪い部分では、冬期の路面凍結による事故が発生しています。
- 道々大沼公園鹿部線の道南ファーム付近は 1 日の降雨量が 120 mm を超えると通行止めになることがあり、平成 24 年 5 月には法面の土砂が崩落し、一時通行止めになりました。
- 町内には 122 の町道があり、うち、1 級幹線は 12 路線、2 級幹線は 17 路線です。
- 車両の大型化にともない、幅員不足になっているほか、町道排水側溝および歩車道縁石等の老朽化が全町的に進んでいます。
- 昭和 50 年代に建設された道路の維持が課題となっているほか、昭和 60 年代に建設された道路も補修を要する箇所が発生しています。
- 排水機能の強化は本別海岸線など一部で実施していますが、宮浜地区の国道への雨水排水接続箇所は、豪雨のたびに溢れ出し、交通障害を引き起こしています。
- 鹿部バイパスとの取付道路の整備については、バイパスと漁港等市街地との高低差や財政面などが課題となっています。
- 津波や噴火が発生した際、避難ルートとなる道路整備が重視されています。

#### 必要なこと

- 交通事故等の危険性と併せて、海岸護岸や崖崩れの危険箇所の改良などについて国に要請することが必要です。
- 融雪剤散布など冬期の事故を防ぐ対策が必要です。
- 道々大沼公園鹿部線の道南ファーム付近の局部改良を北海道に要請することが必要です。
- 町道排水側溝および歩車道縁石等の全体的な取替を計画的に実施することが必要です。
- 宮浜道路線の未改良箇所については、住宅建設状況によって改良舗装の検討が必要です。
- 維持管理体制については民間企業およびボランティア等の協力を得て、快適な環境づくりを進められないか検証する必要があります。
- 鹿部漁港、鹿部市街地へのアクセス道路、本別地区におけるバイパスと現国道との取付道路の整備検討が必要です。
- 排水機能の強化については、現国道を横断しての排水路がほとんどであり、国との協議が必要です。
- 避難ルートとしての道路網の確立が必要です。

### 関連する個別計画

- 「橋梁長寿命化計画」(平成 25～34 年度)
- 「道路整備計画」(平成 25～29 年度)

#### 施策

- (1) 国道の維持管理と安全性の向上を国に要請します。
- (2) 道道の維持管理と安全性の向上を北海道に要請します。
- (3) 町道の整備と維持管理、安全性の向上に努めます。
- (4) 町道の排水機能やアクセス機能、避難路としての機能などを高めます。

#### 取り組み内容

- ① シシベ地区の道路の改良要請
- ② 現国道の整備要請
- ① 北海道への維持管理および局部改良の要請
- ① 「道路整備計画」に基づいた町道の計画的な整備
- ① 国道への雨水排水接続箇所の整備（開発建設部との協議）
- ② 鹿部バイパスへの接続道路の整備



現状と課題

- 歩道については、役場前の国道（海側）バス停付近の歩道を拡張するなど、整備に努めています。
- 国道 278 号リゾート地区付近に歩道がなく、本別団地から森町方向へ 3 km の区間の歩道整備を要請しています。道道についても、道道鹿部停車場線に歩道の設置が求められています。
- 通学路については、幼稚園周辺の歩道は順調に整備されていますが、小中学校周辺は道幅の狭い歩道があります。
- 町内には都市計画区域\*がないため、私道が多くあり、周辺住民に利用されています。
- 他の私有地を通り抜けないと自宅へ行けない箇所もあり、除雪や維持管理のあり方をめぐってトラブルが発生することもあります。
- 道路除雪については、民間委託を実施しているほか、塩化カルシウムを散布し、凍結路面の解消に努めています。
- 町道の歩道の中には、幅が狭く機械で十分除雪できない箇所があります。
- 道路改良時において滞雪スペース等を考慮した道路整備が必要ですが、用地の確保が課題となっています。
- 橋梁については、「橋梁長寿命化計画」に基づき、計画的に架け換えを行っていく予定です。
- 今後、橋梁の架換工事や補修工事の実施にともない、財政負担の増大が懸念されます。

必要なこと

- 現国道の歩道整備は、用地的に困難であり、路肩拡幅などでの対応も考えていく必要があります。
- 小中学生が通学する道路については、歩道を確保するための整備が段階的に必要です。
- 私道であることを再認識し、管理のあり方を明確にしていく必要があります。
- 除排雪体制の維持や実務担当者の育成が必要です。
- 歩道の除雪については、機械の小型化のほか、人力での除雪委託を検討する必要があります。
- 費用対効果によっては更新の中止を含め、橋梁の整備を総合的に整備していく必要があります。

施策

- (5) 歩きや自転車でも安全に利用できる道づくりに努めます。
- (6) 私道（通路）の取り扱いを明確にし、標準化します。
- (7) 冬でも安全に利用できる町道の整備、維持管理に努めます。
- (8) 橋梁の整備、維持管理に努めます。

取り組み内容

- ① 現国道の歩道整備の要請
- ② 道道鹿部停車場線への歩道の設置要請
- ③ 通園路・通学路の歩道整備
- ① GIS\*を利用した道路の状況把握
- ② 私道（通路）の取り扱いの標準化
- ① 道路除雪体制の維持（委託業者の自社機械の確保の促進）
- ② 冬期における歩道の確保（人力による歩道除雪委託の検討）
- ③ 冬期の降雪に対応できる道路づくり（堆雪スペース等を考慮した道路整備など）
- ① 「橋梁長寿命化計画」に基づく架け替えの推進

\*都市計画区域：計画的にまちづくりを行なうために指定される区域のことで、都市計画区域に指定されると、一定規模以上の土地については開発許可が必要となり、開発行為が規制されます。

\*GIS：「Geographic Information System」の略で、文字や数字、画像などの情報をコンピュータ上の地図と結びつけて、分かりやすく地図上で表現することができるしくみです。



### 3 公共交通

#### 基本的な考え方

●公共交通の維持や利便性の向上に努め、車を持たない人でも安心して住み続けられるようにします。

#### 現状と課題

- 町内の公共交通として、JR函館本線と路線バス（函館バス）が運行しています。
- 公共交通の利便性について、住民から不満や要望がありません。
- JR北海道函館本線の鹿部駅では、ボランティア団体による駅舎外壁の塗り替えやプランターの花植えなどが行われています。
- 駅施設の老朽化が進んでおり、また、新幹線札幌延伸によって鹿部駅の管理負担が生じることが懸念されています。
- 函館バスの路線を維持するため助成を行っていますが、助成額が年々増大しています。
- 利便性を高めるため、バス停留所および路線変更等を検討していますが、路線変更によって助成額が拡大することが懸念されます。
- 町内にタクシー事業者がないことから、平成23年度から誘致に向けて取り組んでいます。

#### 必要なこと

- 今後の公共交通のあり方について、住民の意向を調査する必要があります。
- 北海道、沿線自治体との協議が必要です。
- 老朽化した施設の修繕、駅周辺環境の整備が必要です。
- 路線を維持するため、利用を促進することが必要です。
- 路線変更やダイヤの改正など利便性を高めていくことが必要です。
- 誘致するための助成等の検討が必要です。

#### 施策

- (1)町全体の地域交通のあり方を総合的に検討します。
- (2)鉄道の利便性の向上と周辺環境の整備に努めます。
- (3)路線バスの利便性を高め、利用者の確保に努めます。
- (4)住民がタクシーを利用しやすい環境づくりに努めます。

#### 取り組み内容

- ①地域交通についての協議会設置の検討
- ②地域交通に関する住民の意向の把握（アンケート調査の実施など）
- ③高齢者など交通弱者に配慮した総合的な地域公共交通対策の検討
- ①新幹線札幌延伸後の協議の推進
- ②鹿部駅の適正管理についての要請
- ①路線変更、ダイヤの改正の検討
- ①タクシー事業者の誘致に向けた取り組み





## 4 住宅、宅地

### 基本的な考え方

- 賑わいを創出し、安心して暮らせる、うるおいある住環境の形成に努めます。

#### 現状と課題

- 本町は、海岸沿いに市街地が形成されています。
- 近年、個人の空き家が長く放置されている状況がみられ、防犯上の問題となっています。

- 不動産業者が町内にいないため、空き家や空き地等に関する情報が不足しています。

- 本町には平成 24 年現在、9 団地 51 棟 239 戸の町営住宅があり、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、更新・整備を計画的に進めています。
- 町内には民間借家は非常に少なく、町営住宅の老朽化が進んでいます。

#### 必要なこと

- 高齢化にともない、老朽住宅のリフォームや、新築・改修時にバリアフリー化を促進していくことが必要です。
- 駒ヶ岳の噴火への対策や、地震に強い住宅建設の促進が必要です。
- 環境への負荷軽減や省エネルギーの推進が求められる中、環境にやさしい住環境が求められています。

- 空き家や空き地に関する情報を提供し、空き家への入居や空き地への建設を促進していくことが必要です。

- 少子高齢化に対応した住宅の整備が必要です。
- 管理面で入居者の意識向上を促すことが必要です。



### 関連する個別計画

- 「住生活基本計画」(平成24年～33年度)
- 「公営住宅等長寿命化計画」(平成24～33年度)
- 「耐震改修促進計画」(平成22～27年度)

#### 施策

- (1) 住み慣れた家に安心して住み続けられる住宅・住環境の形成を促進します。

- (2) 住宅に関する情報提供などを通じて、入居や住宅の建設を促進します。

- (3) 人口構造や居住ニーズをふまえながら、町営住宅の整備や更新、維持管理に努めます。

#### 取り組み内容

- ① リフォームに関する相談体制の充実（福祉部局と連携したリフォームの相談窓口の利用促進、リフォーム相談チーム派遣の検討、施主や施工者を対象としたセミナー等の開催）
- ② だれもが安全安心な住環境整備の推進（情報提供、町営住宅での推進）
- ③ まちなみの安全性の向上（耐震リフォームの促進、老朽建物撤去に対する支援の検討）
- ④ 環境に配慮した住環境の推進（太陽光発電パネルの設置促進、北方型住宅の建設促進、BIS および BIS-E\*の取得促進）

- ① 住宅に関する情報収集・提供の充実（現状の把握・情報収集、空き家や空き地の情報を扱う空き家バンク等の検討）
- ② 多様な住宅を取得できるための環境整備（民間賃貸住宅や戸建て住宅の建設等にかかる支援の検討）

- ① 町営住宅の整備推進（老朽住宅の建て替え、コストダウンの推進、生活利便性等を考慮した整備）
- ② 現存する町営住宅（既存ストック）の居住水準の向上（改善事業、長寿命化型改善事業の推進）
- ③ 町営住宅の適正な維持管理の推進（適正な管理戸数による管理、既存ストックの修繕・維持管理、収入超過者対策）
- ④ 居住者モラルの向上（草刈・清掃など）

※ BIS および BIS-E: BIS は住宅等の温熱環境要件に関して高度な専門的知識を持ち、正しい設計や精度の高い施工方法を指導できる技術者のこと、BIS-E は住宅等の適切な断熱・気密施工技能を持ち、これを指導できる技術者のことです。

5 上水道

基本的な考え方

●いつでも、安全に飲める水の供給に努めます。

現状と課題

- 鹿部川上流域のほとんどが水源かん養保安林に指定されており、水源付近の水源林の保全に努めていますが、一部で民有地が点在しています。
- 水源については表流水に依存しているため、新たな水源を調査しています。

- 上水道に関する施設については、浄水場から役場まで専用回線により集中管理を行っています。
- 各種施設の老朽化が進んでおり、漏水などの影響が出ています。

- 土地の利用状況に応じて、配水管の拡張整備を検討しています。

- 水道事業については、最低限の人数での維持管理や漏水調査等の実施により健全運営に努めていますが、近年、漏水等による無効水量が増大しています。

必要なこと

- 水源林を適切に保全していくことが必要です。
- 地下水の可能性を調査し、地下水を利用した浅井戸方式についても検討が必要です。

- 各施設の更新又は長寿命化を計画的に進めることが必要です。
- 緊急時に対応できる管理体制の強化が必要です。

- 住宅等建設状況を見据えながら拡張整備を進めることが必要です。

- 無効水量を減少させ、有収水量・給水収益を増大させることが必要です。

施策

(1)安心かつ安定して利用できる水源の確保に努めます。

(2)安全で安定した水が需給できる上水道施設の維持管理に努めます。

(3)利用ニーズに応じた給水区域の設定に努めます。

(4)水道事業の健全運営に努めます。

取り組み内容

- ①水源地の開発規制
- ②水源地の監視
- ③水源地周辺および上流域の町有地化の検討
- ④水源かん養林の保全（水源地周辺の森林）
- ⑤地下水の可能性の調査
- ⑥浅井戸方式の検討

- ①各施設の更新および長寿命化の計画策定
- ②配水管更新に関わる財源計画
- ③各施設の耐震化の検討
- ④効率的な管理体制の強化（機械・システム化）
- ⑤水源地の改修計画の策定

- ①「配水管等整備計画」の策定

- ①漏水防止啓発の強化
- ②節水に対する啓発、促進





## 6 情報通信

### 基本的な考え方

- 情報通信技術を有効に活用し、住民にとってより便利な行政サービスの提供や、より効率的かつ効果的な事業の推進に努めます。

#### 現状と課題

- 庁内には情報管理ワーキンググループがあり、各部署・部局での情報推進および管理を随時行っています。
- 庁内の情報系無線LANを有線化し、安定した通信環境に努めるとともに、セキュリティ強化、セキュリティ研修および情報リテラシー教育を行っています。
- 町のホームページを平成25年4月からリニューアルし、分かりやすく、見やすい内容に努めています。
- SNS\*（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の構築、CMS\*（コンテンツ管理システム）についても見直し、よりタイムリーに情報の発信や交換ができるように努めています。

#### 必要なこと

- 庁内における情報化に関する方向性を示す必要があります。
- 情報政策部署の創設又は既存の情報対策係の強化が必要です。
- より効果的な情報発信を行うための分散化（役割分担化）や集約化が必要です。
- 商工会、温泉観光協会など関連機関相互の連携が必要です。

\* SNS：ホームページを見る人同士が、情報交換やコミュニケーションを行うことを目的としたWebサイトのことです。  
 \* CMS：ホームページを作成するための専門的な知識がなくても、ホームページを管理できるシステムのことです。

#### 施策

- (1) 庁内で情報通信技術を有効に活用します。
- (2) 行政サービスに情報通信技術を有効活用します。

#### 取り組み内容

- ① 情報政策部署の検討
  - ② 「情報化推進計画」の策定
  - ③ 庁舎、各公共施設への計画的なパソコンの更新
  - ④ 庁内LANのセキュリティ強化
  - ⑤ 危機管理に対するさらなる研究、マニュアルの見直し
- ① 情報化に対するニーズ調査
  - ② インターネットを用いた公共サービスの提供（公共施設予約システムの導入）
  - ③ 住民基本台帳カードの普及促進・利用範囲の検討
  - ④ ICカードの多目的利用の検討（住民票、印鑑登録証明の発行証明、公共施設利用、図書カードなど）



7 環境共生、自然保護

基本的な考え方

- 環境共生時代にふさわしい取り組みを、本町でも進めていきます。
- 豊かな鹿部の自然を守り、次代に継承していきます。

現状と課題

- 温暖化や異常気象が地球規模で進んでいる中、環境と共生する意識を高め、環境への負荷を軽減していくまちづくりが求められています。
- 環境保全の取り組みの一環として、ハイブリットカー2台を、公用車に導入しています。
- エネルギー源の多様化が課題となる中、ローカルエネルギーが注目されています。
- 町内では温泉が数多く噴出しており、ロードヒーティングをはじめ、町民プール、いこいの湯、さけ・ますふ化場で利用しています。
- 駒ヶ岳の裾野に位置する本町には、山林をはじめ漁場でもある海やサケが遡上する河川など豊かな自然が多く残されています。
- 自然保護に向けた取り組みとして、「鹿部公園」の近くの山林を「ふるさとの森」として整備し、子どもや漁協女性部等により、植樹が行われています。今後は一部を歩くスキー路として整備する予定です。
- 町内では排水や悪臭などの苦情が寄せられることはありませんが、深刻な公害は発生していません。

必要なこと

- 環境共生について学んだり、実践する機会を通じて、意識を高めていくことが必要です。
- 環境保全に向けた取り組みを役場が率先して行っていくことで、町全体の意識を高めていくことが必要です。
- 本町でもローカルエネルギーの活用を検討する必要があります。
- 温泉のまちをアピールするためにも、温泉熱を多目的に活用していくことが必要です。
- 新たな泉源の掘削をとまなう温泉エネルギーの本格的な活用については、間歇泉への影響もふまえることも必要です。
- 自然の大切さを学び、ふれ合うことで、自然を守る意識を高めていくことが必要です。
- 森林組合や森づくりセンターの協力を得ながら「ふるさとの森」づくりを続けていくことが必要です。
- 産業廃棄物については、所轄である北海道と連携し、適正に処理されるよう指導していくことが必要です。

施策

- (1)地域の実情をふまえながら、環境共生に向けた意識啓発や活動促進を行います。
- (2)環境負荷を低減するエネルギー活用を推進します。
- (3)自然の大切さを再認識し、今ある自然を守っていきます。
- (4)北海道など関係機関と連携し、公害の防止に努めます。

取り組み内容

- ①環境共生に関する情報発信、意識啓発（フォーラムなど）
- ②環境共生に対する活動の促進（協議会の立ち上げなど）
- ③企業に対する環境保全からの指導の充実
- ④国や広域との連携による環境保全に向けた取り組み
- ①公用車として電気自動車等の導入の検討
- ②電気自動車に対応した環境整備（充電スタンドの設置の検討など）
- ③公共施設でのローカルエネルギーを使った発電の検討
- ④新たなエネルギーに関する調査、研究（温泉熱など）
- ⑤新たなエネルギー活用についての検討（太陽光発電の支援など）
- ①植樹不適地の天然更新
- ②「ふるさとの森」の整備（広葉樹や実のなる木の植樹、散策や歩くスキーに利用できる歩道整備、住民参加による植樹の推進）
- ③自然とふれあい、自然を学ぶ場や機会の充実
- ④生態系に関する調査、有害鳥獣等の駆除の推進
- ①公害防止に向けた意識づくり
- ②公害の発生状況の把握、監視体制の強化
- ③産業廃棄物の適正処理に対する指導（北海道との連携強化）
- ④生活型公害への対策（ペット飼育マナーなど）



## 8 公園・広場、緑化

### 基本的な考え方

- だれもが楽しめる、緑豊かなこいの場をつくりま

#### 現状と課題

- 町内には、「しかべ間歇泉公園」のほか、桜の名所でもある「鹿部公園」、「ひょうたん沼公園」「山村広場」などの公園・広場があります。
- 「鹿部公園」に隣接する「自然と健康の森」には遊歩道があり、散策を楽しむことができます。
- 公共施設の周辺に植樹を行うなど、公共の場での緑化に努めています。
- 町道の周囲には雑木や雑草が生い茂っている箇所もあり、伐採・草刈等の整備が必要な状況になっています。
- 町内には、緑化や花植え活動を行っている団体があります。
- 町として緑化推進に積極的に取り組んでいないこともあり、緑化や花植えの知識や技術を持つ人材をうまく活用していない状況です。



#### 必要なこと

- 限られたコストで、きめ細やかに公園を維持管理していくには、専門的な技術や住民の協力を得て、計画的に整備していくことが必要です。
- 鹿部バイパスの開通にあわせて、駐車場の整備など「鹿部公園」の再整備の検討が急務です。また、公園内の桜の幹が一部傷むなどしており、継続的な手入れが必要です。
- 緑化箇所の計画時に、維持管理費もふまえて整備を検討したり、住民に維持管理を協力してもらえるような工夫が必要で
- 将来的には地域やボランティアが自主的に整備・管理できるよう、住民の協力を得ながら、緑化や花植え活動を促進していくことが必要です。

#### 施策

- (1) 細やかな管理や利用しやすい公園や広場づくりに努めます。
- (2) 沿道や公共施設など公共の場における緑化を進めます。
- (3) 緑化や花植えにより、うるおいあるまちづくりを進めます。

#### 取り組み内容

- ① 公園や広場にある施設の計画的な維持管理
- ② だれもが利用しやすい施設の整備（トイレへのベビーベット設置など）
- ③ 土地に合った四季折々の花や樹木の整備（ひょうたん沼周辺への花植えの推進）
- ④ 花の咲く草木の育成などへの住民参加の呼びかけ
- ① 各種公共工事等の設計段階での緑地の確保
- ② 住民の協力を得た緑地の維持管理体制の充実
- ③ 町道沿道の樹木維持管理計画の検討
- ④ 道路維持工事での伐採・草刈による沿道樹木の維持管理
- ① 緑化や花植に協力してもらえる人材の養成、活用（フラワーマスターなど）
- ② 住民が主体となって緑化や花植の活動を行う事業の創設および支援
- ③ 既存公園での花壇などの整備の検討



## 9 景観、環境美化

### 基本的な考え方

- 自然の風景やまちなかの景観を守るとともに、ごみを捨てない、ごみが落ちていない、きれいなまちづくりを進めます。

#### 現状と課題

- 「北海道景観条例」により、鹿部町の主要な景観資源として駒ヶ岳を選定し、本別地区と駒見地区の2か所を「主要な展望地」に指定しています。
- 景観保全や建築物や工作物の規制についても、「北海道景観条例」に基づき、規制等を行っています。
- 清掃活動については、町内会単位で行われています。
- 広報や防災行政無線、道路脇に設置した「ポイ捨て禁止」ののぼりなどによりポイ捨ての啓発を行っていますが、ポイ捨て件数の減少にはいたっていません。
- 不法投棄については、広報や防災行政無線での啓発のほか、監視員によりパトロールを実施するなど、取り組みを強化していますが、町内や海岸にごみの不法投棄やごみ漂着が見られるなど、依然として不法投棄はなくなっておりません。



#### 必要なこと

- 内浦湾などその他の景観についても掘り起こし、町の大切な資源として保全していくことが必要です。
- 住民や団体等の協力を得ながら、環境美化対策を効果的に進めていくことが必要です。
- 不法投棄多発箇所への監視体制の強化（監視カメラ設置等）が必要です。

#### 施策

- (1)景勝地や地域の景観を守ります。
- (2)ポイ捨てをなくし、環境美化に努めます。
- (3)不法投棄への監視や徹底した対応に努めます。

#### 取り組み内容

- ①「北海道景観条例」に基づく新たな「主要な展望地」の指定の検討
- ②景勝地の発掘、保全
- ①環境美化活動の推進
- ②ポイ捨てに対する広報啓発活動の推進
- ③ポイ捨て監視カメラの設置（国道・道々へは設置要請）
- ④通年ボランティア活動で利用できる収集袋の制作、収集体制の検討
- ⑤「ポイ捨て禁止条例」の制定の検討
- ①不法投棄に対する広報啓発活動の推進
- ②不法投棄等監視員によるパトロール
- ③不法投棄監視カメラの設置
- ④不法投棄ごみ発見時の処理体制の整備
- ⑤不法投棄者への指導強化（罰則付き条例制定の検討）





10 排水処理、し尿処理

基本的な考え方

● 将来的な排水処理体制を明確にし、排水対策を進め、豊かな自然や生活環境を守ります。

現状と課題

- 生活雑排水を含めたあらゆる排水を、下水道で処理するのか浄化槽で処理するのか検討していますが、決まっていない状況です。
- 下水道処理は、財政的にも受益者負担の面からも相当困難な状況です。一方、集落規模で浄化槽による処理を行う場合、放流先までの排水管を敷設しなければなりません。市街地の既存住宅に浄化槽を設置する場合、多くの場合、設置場所の確保が難しい状況です。
- 家庭排水やし尿の処理については、合併処理浄化槽の設置を促進していますが、単独処理浄化槽の世帯が多い地区も見られます。また、現在浸透式の排水処理が多く、土壌汚染や河川水汚染等が懸念されています。
- 浄化槽の保守点検や清掃、法定検査に係る助言、指導、勧告等を行っています。
- し尿については、森町にある処理施設で処理を行っています。

必要なこと

- 下水道整備事業は長年の課題であり、着手の是非・処理方式を決定する必要があります。
- 魚介類のブランド向上のためにも排水対策の推進が必要です。
- 合併処理浄化槽方式での処理を促進するには、放流先の確保（浸透式の場合は地下水への影響配慮）が必要です。
- 助成などにより合併処理浄化槽の設置を促進していくことが必要です。
- 排水処理体制の方向を決めるとともに、し尿の処理体制を見直す必要があります。

施策

- 運営コストも考慮し、町全体の排水処理方針を決定し、整備を進めます。
- 合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理を促進します。
- し尿の収集・処理体制の充実に努めます。

取り組み内容

- 排水処理に関するアンケートの実施
- 排水処理方針決定のための「生活排水処理基本計画」の策定
- 設置未報告者の把握および指導
- 合併処理浄化槽に関する情報提供の充実
- 助成を利用した浄化槽整備の検討（循環型社会形成推進交付金の活用）
- 合併処理浄化槽の設置の促進
- 単独処理浄化槽から合併浄化槽方式への改善指導
- 浄化槽に関する情報の収集一元化（管理システムの導入検討）
- 法定検査未受検者等に対する指導
- し尿の処理体制の検討、見直し

## 11 ごみ処理、リサイクル

### 基本的な考え方

- 循環型のまちづくりをめざし、ごみを適切に処理・回収しながら、減量化や再資源化を進めます。

#### 現状と課題

- 地域にごみステーションを設置する際、補助を行っていません。
- ごみの分別については、町内会単位で説明会を開催しているほか、ガイドブックの作成、広報や防災行政無線等を通じた分別方法の周知に努めています。
- ごみの減量化については、生ごみ水切り器を無料配布しているほか、コンポスター容器等や機械式生ごみ処理機の購入時に補助金を交付しています。
- リサイクルの集積スペースについては、森町リサイクルプラザを利用しています。
- 道路改良事業においてホタテ貝リサイクル材を再生骨材・再生アスファルト合材として試験的に利用しています。
- リサイクル活動については、リサイクル会と連携し、キッズバザー開催に向けて調整しています。
- 北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町の1市9町で構成する渡島廃棄物処理広域連合で焼却施設を運営し、焼却処理を行っています。
- 最終処分施設は、平成24年度で埋立終了の見込みであるため、平成23年度から環境影響調査を含めた基本設計および施設等整備に向けた実施設計を同時進行で進めています。
- リサイクル施設については、森町に処理委託を行っています。

#### 必要なこと

- ごみステーションの補助については、引き続き継続することが必要です。
- ごみの分別を、より一層徹底していくことが必要です。
- 住民、事業者、行政のそれぞれの役割と責任の明確化、お互いに協調しながら取り組んでいく体制の整備が必要で  
す。
- 事業者に対しても排出抑制対策を進めることが必要です。
- レアメタルが含まれる小型家電の回収が求められています。
- 販路拡大も含め、リサイクル材の利用を促進することが必要です。
- 住民の協力を得ながらリサイクル活動を推進していくことが必要です。
- 埋立地を延命するため、ごみの減量（リサイクルの推進など）が必要です。

### 関連する個別計画

- 「一般廃棄物処理基本計画」(平成22～31年度)
- 「循環型社会形成推進地域計画」(平成23～27年度)

#### 施策

- (1) 住民の利便性と業務の効率性の双方をふまえ、ごみの収集体制の充実に努めます。
- (2) ごみの分別や減量化に対する意識の向上や取り組みを進めます。
- (3) 生ごみの自家処理などを進め、ごみの減量化に努めます。
- (4) リサイクルを推進し、ごみの減量化に努めます。
- (5) ごみを安全で適正に処理する施設運営や維持管理に努めます。

#### 取り組み内容

- ① リサイクルボックスの増設の検討
- ② ごみの収集体制の充実
- ① 子どもや高齢者への分別に対する意識啓発
- ② ごみ分別・減量に関する指導者の育成
- ① 生ごみ自家処理方法の啓発周知
- ② マイバック持参運動などの各種啓発活動の促進
- ③ 生ごみだけを別途収集する仕組みの検討
- ④ 多量排出事業者への減量化指導の強化
- ① 小型家電のリサイクルの推進（専用ボックスでの別途回収など）
- ② リサイクル活動の促進（フリーマーケットへの住民参加の呼びかけ、「しかべ交換ショップ（不用品交換会）」の開催など）
- ③ 不要品情報の収集・提供
- ④ リサイクル材製造業者の利用、販路拡大の促進
- ① 広域連合維持に向けた協力体制の強化
- ② 新たな埋立地等の整備



## 12 防災

### 基本的な考え方

- 駒ヶ岳の噴火や津波の発生などを想定し、災害対策を強化します。
- 災害発生時に迅速に行動・対応できる意識づくりと体制の強化に努めます。

#### 現状と課題

- 自然災害への対策として、砂防事業や河川改修などを進めています。鹿部押出沢川については泥流対策が完了していません。また、鹿部川の河床洗掘が進み、護岸基礎が露出しています。
- 本別海岸の浸食が進み、漁場に影響が出ているため、北海道と協議を行っています。
- 駒ヶ岳の観測については、国や北海道が観測機器類を設置しています。
- 気象については、気象庁のホームページから情報を収集しています。
- アメダス等の気象観測装置の設置と維持管理には多額の費用がかかることから設置できず、消防署にある気象観測機器を使用している状況です。
- 「地域防災計画」に基づき、日ごろの防災対策や災害時の対応の充実に努めています。
- 「国民保護計画」に基づき、有事の際の避難や救済等を的確かつ迅速に行う体制を整備しています。
- 防災行政無線を各戸に設置しているほか、移動系無線を整備しています。
- 防災行政無線を利用した全国瞬時警報システム「J - ALERT」を導入し、危機発生時に国から迅速に警報情報が伝達されるようにしています。

#### 必要なこと

- 北海道の砂防事業計画など関係機関の状況をふまえて今後も整備を検討することが必要です。
- 鹿部川の浸食対策について検討が必要です。
- 鹿部漁港と離岸堤との間が相当離れており、超波の状況の追跡調査が必要です。
- 札幌管区気象台や北海道大学など専門家と協議し、必要に応じて観測機器類の更新や充足を要請することが必要です。
- 津波による浸水予測の変更にとまなう計画の見直し、土砂災害防止法の施行にとまなう区域の指定による見直しが必要です。
- 非常時における通信手段の確保が必要です。

### 関連する個別計画 「地域防災計画」 「国民保護計画」

#### 施策

- (1) 災害に強い山づくりや海岸や河川の浸食防止など、自然災害の軽減に努めます。
- (2) 気象に関する監視体制の強化に努めます。
- (3) 防災に関する対策を総合的に見直します。
- (4) 災害時に町内外に迅速に伝わる連絡体制の強化に努めます。

#### 取り組み内容

- ① 鹿部川の浸食対策の検討（河床洗掘の防止）  
② 本別海岸浸食対策の要請
- ① 気象観測装置の更新、充足の要請
- ① 「地域防災計画」の見直し（土砂災害警戒区域の指定）
- ① 防災行政無線の維持管理  
② 衛星電話の導入検討



現状と課題

- 要援護者については避難に関するリストを作成していますが、現状の情報は支援団体等に事前に公表できないため、有事の際の対応を危惧しています。
  - 避難場所や避難路を示す看板を設置しているほか、町内各所に海拔表示板を設置しています。
  - 小中学校に畳等を備蓄しているほか、大岩地域会館と渡島リハビリ体育館に備蓄用倉庫を設置し、防災用畳等を備蓄しています。
  - 有事の際、販売機の飲料水を提供する協定を飲料水メーカーと結んでいます。
  - 地域防災計画の修正にともない、津波に対する避難マニュアルを作成しているほか、津波浸水予測図に基づき津波避難計画、津波ハザードマップを作成しました。
  - 大岩地区では津波発生時に避難する段階の設置について住民と協議しました。
- 
- 自主防災組織として出来潤地区に婦人消防隊があります。
  - リゾート地区では防災部長を設け、勉強会等を開催するなど、地区内住民の防災意識を高めています。
  - 津波による避難訓練を全住民対象に実施します。
  - 防災訓練に対する意識は地域によって差が見られます。
- 
- 幼稚園や学校教育では、駒ヶ岳噴火に関する防災教育や、噴火を想定した避難訓練を実施しています。
  - 小学校5～6年では、噴火に関する授業を行っているほか、小学5年生で駒ヶ岳登山を実施しています。

必要なこと

- 要援護者リストに掲載されている方に趣旨を理解してもらい、事前の情報共有ができるよう申請してもらうことが必要です。
  - 避難階段については、草刈りなどの維持管理を自主的に行うよう理解を求めることが必要です。
- 
- 自主防災組織の育成は困難な状況であり、リゾート地区町内会のように町内会ごとに防災担当の設置を検討していくことが必要です。
- 
- 今後も小学校5年生を対象に総合学習全体時間の数時間を防災教育に当て、総務・防災課と一層の連携を図り密度の濃い授業を展開していくことが必要です。

施策

- (5)すべての住民が災害時に迅速かつ的確に避難できる体制の強化に努めます。
- 
- (6)防災意識を高め、災害時の行動力を高めます。
- 
- (7)幼稚園や学校での防災教育の充実に努めます。

取り組み内容

- ①災害時の要援護者を保護する組織づくり（保健福祉課、総務・防災課、消防署、社会福祉協議会、町内会、民生員等の連携）
  - ②要援護者リストの申請登録の推進
  - ③避難所の飲料水の確保
  - ④避難施設の整備（スロープ、身障用トイレの整備）
- 
- ①広報誌等での防災意識の向上
  - ②定期的な避難訓練の実施
  - ③町内会への防災担当の設置の促進
- 
- ①幼稚園、学校教育での駒ヶ岳噴火および津波に対する防災教育（避難訓練）の実施
  - ②駒ヶ岳登山の実施
  - ③学校に関する防災計画の見直し





### 13 消防、救急

#### 基本的な考え方

- 火災を未然に防ぐ意識を高めるとともに、住民の生命や財産を火災から守ります。
- 救急に関する知識や技術を高め、救命率の向上に努めます。

#### 現状と課題

- 町内には鹿部消防署があります。平成 24 年現在職員は 21 名で、消防車と救急車等の同時出動が可能な体制となっています。
- 消防ポンプ自動車や除雪車などがありますが、老朽化が進んでいる車両や器具もあります。
- 消防用ホースや空気呼吸器用ポンペは、更新計画に基づき随時更新しています。
- 消防庁舎は建築後 30 年以上経過し、老朽化が進んでいます。
- 消防団については 4 個分団あり、平成 24 年現在、96 名の消防団員がいます。地域によって、新たな消防団員の確保が困難な分団もあります。
- 各分団には、消防車両を整備していますが、老朽化が進んでいます。
- 消火栓や防火水槽などの消防水利は、現在 48 基あり、さらなる充実に向けて取り組んでいます。
- 建築物の密集した地域では、防火水槽の用地を確保することが難しく、消火栓の本管径の問題があり、基準内の消防水利が不足しています。
- 住民への防火活動として、各世帯に消防広報誌や町広報誌を配布するほか、歳末時の防火訪問を行っています。
- 独居老人家庭へは、女性消防団員、婦人消防隊の協力を得て、防火訪問を行っています。
- 各事業所へは、立入検査および避難訓練時等を通じて指導を行っています。
- 住宅用火災警報器については、町広報誌やチラシ等を通じ設置を促進しています。

#### 必要なこと

- 職員の採用を計画的に行っていくことが必要です。
- 老朽化が進んでいる車両や資器材については、計画的な更新が必要です。
- 今後は居住地にこだわらずに消防団員を募集することも必要です。
- 消防車両や消防ホースの更新を進めていくことが必要です。
- 建築物の密集した地域では、防火水槽用地の選定や水道本管の改修等が必要です。
- 平成 23 年から既存住宅への住宅用火災警報器の設置が義務づけられていますが、本町の設置率は平成 24 年現在 67.5%にとどまっており、設置の促進が必要です。

#### 関連する個別計画 「南渡島消防事務組合中長期計画」(平成23～32年度)

#### 施策

- (1)常備消防に必要な人員体制の維持と資質の向上、車両や資器材の整備に努めます。
- (2)消防団員を確保し、非常備消防の維持に努めます。
- (3)地域の実情をふまえ、消防水利の充実に努めます。
- (4)火災を未然に防ぐ意識を普及させるとともに、住宅用火災警報器の設置率 100% をめざします。

#### 取り組み内容

- ①退職者にとりまわす職員採用計画に基づく計画的採用の実施
- ②職員の資質向上、健康管理
- ③消防車両の整備
- ④除雪車の維持管理
- ⑤消防資器材の整備
- ⑥消防庁舎の維持管理
- ⑦一般資器材の整備
- ①消防団員の確保
- ②組織力の強化に向けた教育・訓練等の実施
- ③消防車両の更新整備
- ④消防資器材の整備
- ⑤各分団車庫の維持整備
- ①防火水槽用地の確保、防火水槽の整備
- ②消火栓の設置と配水管の新設の検討
- ①一般家庭への指導の実施
- ②独居老人家庭への指導の実施
- ③各事業所の防火管理体制の指導の実施
- ④住宅用火災警報器の追跡調査、個別指導の実施

現状と課題

- 出来潤地区には婦人消防隊があり、防災意識の向上に向けて積極的に活動しています。
- 小学生による幼年消防クラブがあり、防火写生会や避難訓練等を通じ、消防や防火に対する理解を高めています。また、火災予防運動や歳末警戒での呼びかけを行い、地域住民の防火意識の向上を図っています。
- 救急救命士は現在6名で、救急出動時には、常に1名以上の救命士が搭乗し、医師の指示下による高度な応急処置が可能な体制となっています。
- 医療機関との連携・協力については、市立函館病院急患室での病院研修を通じ、指示医師との意思の疎通を密にし、連携強化を図っています。
- 高規格救急自動車は、平成23年に更新し、運用しています。
- 平成23年度に都市型救助資器材を導入し、より高度な救助技術の向上をめざしています。
- 救急技術を普及するため、職員などを対象に、AED（自動体外式除細動器）を含めた普通救命講習を実施しています。現状では、一般の住民を対象とした実施にはいたっていません。

必要なこと

- 出来潤婦人消防隊の高齢化が進む中、今後も根気強く若年女性の入隊を呼びかける必要があります。
- より円滑で高度な救急業務を推進するため、救急救命士資格保有者を増やし、救急車に救急救命士を常に2名搭乗できる体制が必要です。
- 救急車両や資器材の維持管理し、それらを利用した救急技術の向上に努める必要があります。
- 普通救命講習の受講対象を拡大し、救急技術の習得を促進していくことが必要です。

施策

- (5)住民の自主的な防火活動を促進します。
- (6)救急、救助に必要な人員の確保と資質の向上に努めます。
- (7)救急車両や資器材の整備に努めます。
- (8)救急時における救命技術を町全体で高めよう努めます。

取り組み内容

- ①婦人消防隊の活動支援、入隊の呼びかけ
- ②幼年消防クラブの活動推進
- ①救急救命士の養成、採用
- ②救急隊員資格者の確保（救急救命士以外の職員全員の取得）
- ③医療機関との連携・協力
- ④救急・救助隊員の技術の向上（各種研修等への参加）
- ①救急車両や資器材の維持管理
- ①普通救命講習の開催および住民への受講の呼びかけ





14 交通安全

基本的な考え方

●交通安全に対する意識を高めるとともに、交通事故が起きにくい環境をつくり、交通事故を未然に防ぎます。

現状と課題

- 町内には、交通安全推進委員会があり、関係団体と連携し、交通安全に関する取り組みを行っています。
- 交通安全に対する意識の向上をめざし、街頭指導をはじめ、旗の波運動、高齢者交通安全教室、幼稚園交通安全親子教室、ドライバーへの安全運転の呼びかけなどを実施しています。
- 幼稚園では、降園指導による交通安全学習を実施しています。
- 小学校では、集団下校のほか、老人クラブが結成した見守り隊の指導による校外での交通安全学習を実施しています。
- 近年、本町においても死亡事故が発生していますが、交通安全に対する意識は高まっていません。
- 交通安全施設については、必要に応じて警察へ整備を要請しています。

必要なこと

- 関係団体の連携を深め、地域ぐるみで交通安全に取り組んでいくことが必要です。
- 鹿部バイパス完成による交通量の変化をふまえ、交通安全意識をより一層高めていくことが必要です。
- 信号機等の増設など鹿部バイパス完成による交通環境等の変化に対応した整備が必要です。

関連する個別計画 「交通安全計画(第9次)」(平成23～27年度)

施策

- (1)交通安全対策を推進する体制を充実させます。
- (2)交通安全に対する意識の向上に努めます。
- (3)交通安全施設の整備を要請し、交通事故を未然に防ぎます。

取り組み内容

- ①交通安全推進委員会、指導員会、安全協会など関係団体への支援、連携強化
- ①各種啓発活動および学習会(交通安全教室)の実施  
②交通指導員の育成
- ①交通安全施設の整備要請



15 防犯、消費者保護

基本的な考え方

●防犯に対する意識を高めるとともに、犯罪を未然に防ぐ環境づくりや活動を推進します。

現状と課題

- 高齢者を狙った犯罪が全国的に増加している中、周辺町と合同で犯罪意識を促す広報キャラバンを実施しているほか、イベント時に啓発活動を行っています。
- 悪質商法等については、住民からの相談により被害状況を把握しているほか、被害を未然防止するため、町広報誌や町ホームページでの注意の呼びかけや、パンフレットを通じた情報の提供に努めています。
- 函館市消費生活センターにおいて、鹿部町を含めた渡島管内全市町の住民からの相談を受け付けています。
- 犯罪や非行を防止するため、青色回転灯装着車による町内巡回を実施しているほか、鹿部稲荷神社例大祭、海と温泉のまつりなどのイベント時に巡回パトロールを行っています。
- 青少年健全育成町民会議（生涯学習課所管）と連携し、青少年の非行防止に向けた対策に取り組んでいます。
- 防犯や消費者問題に関する活動については、自主的に行われるまでにはいたっていません。
- 町内には防犯灯（外灯）が約 900 基あります。老朽化が進んでいるものも多く、必要に応じて設置や修繕を行っています。

必要なこと

- 高齢者への悪質商法への対策を中心に、防犯意識をさらに高めていくことが必要です。
- 防犯協会をはじめ関係団体の連携を深め防犯意識をより一層高めていくことが必要です。
- 住民が自ら防犯や消費者問題等に取り組める体制づくりが必要です。
- 防犯灯の設置状況を把握し、適切に管理していくことが必要です。

施策

- (1)防犯に対する意識の向上に努めます。
- (2)地域住民と連携し、防犯活動等を推進します。
- (3)犯罪を防ぐ環境づくりに努めます。

取り組み内容

- ①防犯意識を高める活動（広報キャラバンの実施、啓発活動など）
- ②高齢者の防犯意識を高める取り組み（広報等での啓発、学習機会の提供など）
- ③函館市消費生活センターとの連携強化
- ①町内巡回など防犯活動の推進
- ②青色回転灯装着車の増台
- ③青少年の非行防止対策の推進
- ④住民の自主的な防犯活動の支援
- ⑤住民の自主的な消費者活動の支援
- ①防犯灯（外灯）の設置、維持管理
- ②防犯灯（外灯）台帳の電子化



1 水産業

基本的な考え方

- 資源管理型漁業の推進により、漁獲高の安定と「鹿部産水産物」としての付加価値の向上を図ります。
- 漁業経営の改善・安定を促進し、次代を担う後継者を育てます。

現状と課題

- 漁場の保全については、調査や試験への助成や、ウニたも採り漁の時期の検証を行っています。
- 環境・生態系の保全のため、栄養塩素、雑草駆除（SKフープ\*）を実施しています。
- 漁協女性部でふるさとの森にミズナラ、栗、桜などを植林しています。
- 栽培漁業に関する取り組みとして、漁協下部組織で採卵・飼育を実施しているほか、ウニ人工種苗放流への助成、ナマコの幼生の放流、まだら人工ふ化放流への協力、マツカワ（王鰈）放流への参画、昆布種苗供給やヒトデ駆除への助成などを行っています。
- 栽培漁業振興公社が撤退したため、ふ化事業の継続が課題となっています。
- 協業化、協同化については、ホタテ養殖業での実施をめざしています。
- 海難防止に向けて、鹿部救難所の運営補助、海難防止パレードへの参加、ライフジャケット着用促進を行っています。
- 秩序ある漁業操業に向けて、密漁禁止看板等の設置をはじめ、管内密漁防止対策協議会への参画、密漁防止パレード等への参加を行っています。
- 投光器の設置や海岸入口施錠により密漁の防止に努めています。

必要なこと

- 沿岸漁業の漁場の確保が必要です。
- 実態調査とその検証により、より良い漁場づくりを進めていくことが必要です。
- 海岸周辺の環境も含めた漁場の保全が必要です。
- 漁獲数量および販売金額を含めた費用対効果の検証が必要です。
- 増養殖体制に係る施設や専門職員の育成が必要です。
- 栽培漁業振興公社に依頼していたウニ、ナマコの種苗確保が必要です。
- 今後の放流事業の必要性の検証が必要です。
- 種昆布の安定的確保が必要です。
- ホタテ養殖業は価格の低下や燃料高騰などで経営が厳しい状況にあり、生産コストの削減が求められています。
- 特に単独航行時におけるのライフジャケットの着用促進が必要です。
- 密漁グループへの対策が必要です。
- 関係機関との連携強化が必要です。

施策

- (1)安定した漁獲が行えるよう漁場の保全に努めます。
- (2)資源を守り、育てる漁業に取り組みます。
- (3)協業化、協同化を推進し、作業の効率化を図ります。
- (4)海難防止に向けた取り組みを進めます。
- (5)関係機関と連携し、密漁をなくします。

取り組み内容

- ①漁業関係団体等との連携および漁業者からの情報収集
- ②雑草駆除後の生態についての検証（実態調査）
- ③既存の囲い礁、投石場の実態調査および検証
- ④魚つけ保安林の育成
- ⑤水産業関連施設の管理
- ⑥水産業の経営安定に向けた支援
- ①放流事業の検証（費用対効果など）
- ②増養殖体制に係る組織見直し、専門職員の育成
- ③増養殖体制に係る施設の整備
- ④ウニ人工種苗の放流への助成
- ⑤ナマコの幼生の放流、稚ナマコの生残成長調査の実施
- ⑥まだら人工ふ化放流への協力
- ⑦マツカワ（王鰈）の放流
- ⑧昆布種苗の供給への助成
- ⑨ヒトデ駆除への助成
- ①ホタテ養殖の協業化、協同化に向けた部会との協議、調整
- ①鹿部救難所の運営補助
- ②海難防止パレードへの参加
- ③ライフジャケット着用促進（単独航行時のライフジャケット義務化）
- ①密漁禁止看板等の設置
- ②管内密漁防止対策協議会への参画
- ③密漁防止パレード等への参加
- ④密漁防止対策事業（投光器設置および海岸入口施錠）
- ⑤漁業者（各部会）自らのパトロールの実施の支援

\*SKフープ：数本のチェーンを機械で回転させて雑海藻を海底から削り取ることで。

現状と課題	必要なこと	施策	取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>漁港については、衛生管理型漁港として鹿部漁港と本別漁港を整備しています。鹿部漁港は平成26年に整備が終了します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取排水施設での漁船配置、施設利用についてのマナーの推進（漁港利用者の意識向上）が必要です。</li> <li>整備終了時における波のふれ込み対策が必要です。</li> <li>ハード面のほかに、ソフト面の整備が必要です。</li> <li>衛生管理型漁港整備にともない、漁港へ流入する河川や水路の水質をより一層改善していく必要があります。</li> </ul>	<p>(6)漁港を整備し、利便性と環境保全をともに向上させます。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①漁港の整備、適正管理</li> <li>②衛生管理への意識向上（セミナーの実施など）</li> <li>③衛生管理型漁港としての環境整備の推進</li> <li>④漁港内の水質調査（浚渫工事終了後）</li> </ol>
<ul style="list-style-type: none"> <li>後継者の育成については、北海道立漁業研修所における就学助成を行っていますが、地元からの就学生が減少しています。</li> <li>漁協青年部はイベントへの協力のほか、沿岸海水温度の管理、海難慰霊祭の実施、ホタテの耳づくり体験などの活動を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな後継者の確保や若手後継者の活動支援など後継者の育成に向けた取り組みが必要です。</li> </ul>	<p>(7)次代の漁業を担う後継者の育成に努めます。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①北海道立漁業研修所における就学助成</li> <li>②漁協青年部の運営支援</li> </ol>
<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿部漁港衛生管理マニュアルを策定し、水産物の品質向上に努めています。</li> <li>イベントや広報活動等を通じて水産物の安心・安全のPRに努めています。</li> <li>付加価値を高めるため、鹿部漁協が主催する活け締め出荷講習会の実施に協力しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質向上のための意識改革が必要です。</li> <li>漁協と自治体との連携強化が必要です。</li> <li>マニュアルに沿って衛生管理体制を充実していく必要があります。</li> </ul>	<p>(8)水産物の品質や付加価値を高めます。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①各漁獲物のブランド化への推進</li> <li>②高い品質による付加価値向上に向けた技術の向上促進（講習会の実施など）</li> </ol>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「しかべのスケソだよフェスタ」を開催し、スケトウダラのPRに努めているほか、「さかな市」の開催や観光イベントでの海産物の販売PRなどを行っています。また、トヨタ生協への出店協力を行っています。</li> <li>鹿部で水揚げされた魚介類の日常的な直売が望まれています。イベント時など直売できる機会の場が限られています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産業と観光を融合させ、漁業者の新たな産業としていく必要があります。</li> <li>販売網の開拓に向けて漁協をはじめ町ぐるみで連携し取り組む必要があります。</li> </ul>	<p>(9)水産物を直接、消費者に届ける機会や販路を拡大し、鹿部産水産物の魅力をアピールします。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①畜養設備等の充実</li> <li>②水産業と観光の融合による新たなビジネスの確立</li> <li>③直売施設の整備</li> <li>④アンテナショップの開設</li> <li>⑤販売網の開拓促進（インターネットの活用など）</li> <li>⑥水産物のPRイベントの開催（「しかべのスケソだよフェスタ」など）</li> <li>⑦水産物の流通技術の向上（氷温、活魚流通など）</li> </ol>
<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業系廃棄物については、ホタテの付着物や貝殻を利用して肥料を生産・販売しています。</li> <li>漁業系廃棄物のリサイクル施設を運営していますが、施設が市街地に近いため悪臭の苦情が寄せられることがあります。</li> <li>ホタテウロについては、未利用資源有効利用施設を森町と共同で運営していますが、運営費が増加しています。</li> <li>漁網、FRP*、漁具等の処理については、漁協で取りまとめ、業者に引き渡しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業系廃棄物を適切に処理し、リサイクル化をより一層進めていく必要があります。</li> </ul>	<p>(10)漁業系廃棄物の適切な処理と再利用の推進に努めます。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①リサイクル施設の適正管理</li> <li>②ホタテ付着物や貝殻を利用したリサイクル肥料の販売促進</li> <li>③漁業系廃棄物リサイクル施設の建て替え移転の検討（協議会等の設立など）</li> <li>④繁忙期時に漁業系廃棄物を一時保管する堆積保管庫の整備</li> </ol>

\* FRP/Fiber Reinforced Plastics:ガラス繊維などの繊維をプラスチックの中に入れて強度を高めた複合材料(繊維強化プラスチック)のことです。

## 2 水産加工業

### 基本的な考え方

- 「鹿部産の品質の良さ」のイメージ定着とともに付加価値の高い水産加工品づくりを進め、水産加工業のさらなる振興をめざします。

#### 現状と課題

- 町内には水産加工業者が9事業所あり、たらこをはじめ、ウニやホタテ、タコなどを加工しています。
- 廃棄物の処理費用の高騰、資金不足や施設の老朽化など、加工場をとりまく環境は厳しい状況が続いています。
- 従業者の高齢化や後継者の不足が見られる一方、町内で水揚げされたものを加工するため、水揚げが少ない夏場の雇用が少ない状況です。
- 北海道工業技術センターとの共同研究により、深海ウニの食品開発を促進しているほか、たらこの新製品開発などを行っています。
- 北海道と連携し、町外での物産館への出店を行っています。
- 「しかべ間歇泉公園」の前に設置している臨時物産館「しかべ食とうまいもの館」は、水産加工品のアンテナショップとなっています。

#### 必要なこと

- 安定経営と後継者対策が必要です。
- 労働者の確保と、通年雇用の実現が必要です。
- 地域全体の底上げにつながるよう、多くの事業者が自社製品の開発やPRを行える機会をつくる必要があります。
- 魅力的な商品開発のほか、人材や仕入、販売、販路拡大に対する支援が必要です。

#### 施策

- (1)水産加工企業の安定経営を促進します。
- (2)新たな水産加工品の開発や販売・PRを支援します。

#### 取り組み内容

- ①水産加工業の労働者確保に向けた支援
- ②水産加工施設の整備促進（排水施設の整備促進）
- ③水産加工業の雇用安定の促進（夏場の水産加工の拡大促進）
- ④水産加工業への支援制度の拡充（水産加工品の開発やPRを支援する制度の創設）
- ⑤新しい魚料理の開発・普及
- ⑥未利用資源を活用した水産加工品の開発促進
- ⑦展示会、即売会の実施
- ⑧物産館の充実
- ⑨販路の拡大促進（既存広域ショップとの連携）
- ⑩水産加工品の流通技術の向上（氷温など）





3 農林業

基本的な考え方

● 適正な管理と施業の集約化に努め、循環型の森林経営を推進します。

現状と課題

- 草地改良の一環として、ホタテの付着物や貝殻を利用したりサイクル肥料を土壌改良に利用しています。
- 家畜の排せつ物については、町内1か所の事業者でリサイクルを実施しています。
- 森林は、本町の面積の81%を占めています。集約化推進計画、集約化実施計画により施業を計画的に進めていますが、6齢級以上の人工林が多数存在し、適切な施業が行われていない林分や伐りっぱなしの林分も見られます。
- 公有林（町有林）については、天然更新箇所以外の造林を計画的に進めています。
- 森林所有者の負担軽減に向けた支援を行っていますが、森林経営意欲が低下し、後継者の育成が困難となっています。また、林業は危険作業、重労働というイメージが強く、就業希望者が少ない状況です。

必要なこと

- 地域の資源を活用し、草地を改良していくことが必要です。
- 放置森林が増加しないよう、森林経営計画<sup>※</sup>への加入を促進し、森林施業を集約的に進めていくことが必要です。
- 伐採跡地（主伐）には必ず造林するよう指導が必要です。
- 施業実施協定の締結を促進し、森林所有者が共同して施業できる体制を構築することが必要です。
- 林道は現状を維持しつつ、施業に必要な箇所への作業道の整備が必要です。
- 林業に魅力を感じ従事する人が増えるような対策が必要です。

※森林経営計画：森林施業計画が策定されていない私有林を対象に、隣接する森林をまとめ、路網・集約化も含めた間伐計画や林道整備の計画。策定すると助成を受けることができます。これまでの支援ではあった齢級制限を撤廃し、人工林だけでなく天然林についても支援の対象としています。

関連する個別計画 「森林整備計画」(平成22～31年度)

施策

- (1)肥料等による土壌改良により、草地の改良を図ります。
- (2)森林所有者の経営意識を高め、適切で計画的な森林の管理に努めます。

取り組み内容

- ①草地の管理、改良の推進
- ②広域的な農業関連組織への参加
- ③被害跡地造林箇所等の若齢林の保育（除間伐）
- ④適切な施業の推進（間伐、皆伐）
- ⑤素材販売の推進
- ⑥造林の推進
- ⑦森林所有者の負担軽減に向けた支援
- ⑧林道の維持管理、作業道の作設
- ⑨施業実施協定の締結促進
- ⑩森林施業の集約による低コスト化のシステム構築
- ⑪森林所有者への森林補助制度の周知等
- ⑫林業事業者の雇用体制の改善等
- ⑬山火事の予防



## 4 商工業

### 基本的な考え方

- 商工業経営の改善・安定を促進し、次代を担う後継者を育てます。
- 住民の買い物場である商店が、より魅力的になるよう支援します。

### 現状と課題

- 本町の商業は、食料品、日用雑貨などを中心に販売している小売業が多くを占めます。商店数は減少傾向にあり、店主の高齢化が進んでいます。
  - 融資制度により商工業者の経営安定を支援していますが、経営改善が進まない商店も見られます。
- 
- 商工会では、プレミアム付商品券の発行、歳末売出、商工会まつり、たらこ祭りの開催などを行っています。
  - 「海と温泉のまつり」「味覚市」「しかべのスネソだよフェスタ」などの観光イベントにおいて、出店、販売を行っています。

### 必要なこと

- 融資制度が効果的に活用されるよう、努めていく必要があります。
  - 商工会による経営指導の充実が必要です。
  - 魅力的な店づくりに向けて商工業者の意識を向上させていく必要があります。
- 
- 定着に向けた対外的な広報が必要です。
  - 目新しさ（新奇性）と継続性を両立していく必要があります。

### 施策

- (1) 商工業の経営安定を促進します。
- (2) 商工業者の組織的な活動や新奇性の高い取り組み等を促進します。

### 取り組み内容

- ① 融資制度の活用による経営基盤の強化促進
  - ② 商工業の経営改善に向けた指導の充実
  - ③ 特産品や独自の物産の販売、観光PR活動の支援
- 
- ① 商工業における次世代リーダーの育成
  - ② 商工業に関する情報発信の共有化



5 観光

基本的な考え方

●個人と団体の双方に対応できる観光振興をめざし、町内の連携を深め、スピード感をもって取り組んでいきます。

現状と課題

- 観光資源として、間歇泉をはじめ、各種公園、三味線滝、出来瀬海岸、駒ヶ岳などの自然環境があります。
- 観光部署を新たに設置し、観光関連業者とともに「しかべ観光戦略」をまとめるなど観光振興に向けた取り組みを進めていますが、民間のリーダーやイベントの担い手、観光資源を説明できるガイドなど、観光振興に主体的に取り組む民間が少なく、町での対応にとどまっています。

- 体験については、漁業者の協力によるホタテ耳づくり体験をはじめ、ガラス玉網縫い・たらこづくりなどの体験プログラムをつくり、試験的に取り組んでいます。
- 現状では、体験プログラムの全体数はまだ少なく、漁師町ならではの内容も少ない状況です。

- 土産については、町内で水揚げされる水産物や、それらの加工品が主なものとなっていますが、その品数や町内で味わえる地元の料理（ご当地グルメ）は少ない状況です。

- イベントについては、ホタテやスケトウダラ、たらこなど鹿部町の特産品をテーマとしたイベントを開催しているほか、湯めぐりができるパスポートの発行などを行っています。

必要なこと

- 継続的なPRと、町内周遊による魅力アップが必要です。
- リーダーやコーディネーターが必要です。
- 観光に携わる住民の裾野が広がるような取り組みが必要です。
- 新幹線の延伸を観光振興に活かせるよう、周辺市町や青函圏での連携を深めていく必要があります。

- 魅力的な体験プログラムをつくり、定着させる必要があります。
- 漁協女性部、漁協青年部など漁業者との連携をより深める必要があります。

- 土産として購入してもらえるものを、より充実させる必要があります。
- 地元ならではのグルメ開発を進める必要があります。
- 商品の付加価値を高めていく必要があります。

- イベントの告知期間が短くならないよう早期に準備を進め、効果的に周知していく必要があります。
- スケソやホタテなど鹿部の水産物をPRするイベントをより充実させる必要があります。

施策

- (1)自然環境を適切に保全、観光資源として活用します。
- (2)観光振興を活発に進める体制の確立や人づくりに努めます。
- (3)鹿部ならではの産業と連携した観光プログラムを生みだし、継続性のあるものにします。
- (4)鹿部町ならではの土産や料理を充実させ、付加価値が高まるよう支援します。
- (5)鹿部の魅力を効果的にアピールできる観光イベントや企画を行います。

取り組み内容

- ①駒ヶ岳山麓部および海岸の保全
  - ②海岸の美化と観光スポットとしての活用検討
  - ③間歇泉山側町有地の活用
  - ④温泉資源の保全と活用
- ①住民主体の取り組みを進める体制づくりの促進
  - ②観光関連業者や住民の意識の向上、人脈の拡大（セミナーへの参加促進など）
  - ③観光を振興する人材の育成（ガイドボランティア、コンシェルジュ、インストラクターなど）
  - ④観光協会の強化
- ①体験型観光の企画、イベントの推進
  - ②宿泊研修の誘致
  - ③観光振興に向けた漁協や漁業者との連携
  - ④体験観光ができる施設の整備
- ①土産となる商品や料理の意識啓発、開発支援
- ①鹿部町の特産や旬の幸を活かしたイベントづくり
  - ②雪や温泉などを活かしたインバウンド（海外から日本へ来る観光客）誘致



現状と課題

- 観光受入れ施設については、「しかべ間歇泉公園」をはじめ、温泉旅館や日帰り入浴施設（温泉銭湯）などがあります。
- 「しかべ間歇泉公園」の前に臨時物産館「しかべ食とうまいもの館」を設置しています。
- 観光に関する案内板や標識については、国道や道道に観光サインを設置しているほか、「しかべ間歇泉公園」「ひょうたん沼公園」「黒松並木」に施設の案内板を設置しています。また、「しかべ間歇泉公園」の駐車場に広域および町内の地図を設置しています。
- 観光情報については、町や鹿部温泉観光協会のホームページで発信しているほか、観光情報ガイド、たらこ・ぐるめ・駒ヶ岳・温泉に関するマップなどを作成しています。
- イベント企画等の情報については、報道発表や広告、チラシなどを通じて発信に努めています。
- 町外のイベントで、町キャラクターの「カールス君」と「いずみちゃん」による観光PR活動を行っています。
- はこだて観光圏整備推進協議会、みなみ北海道観光推進協議会、環駒ヶ岳広域観光協議会と連携し、広域的な視点でも観光振興に取り組んでいます。

必要なこと

- 施設の維持管理コストをふまえ、経済効果の高い施設とすることが必要です。
- バイパス整備に併せて、観光サインの見直しや新たな設置が必要です。
- 観光ホスピタリティを高め、温かいサービスを充実させることが必要です。
- 町内の各観光関連施設や観光関連事業者との連携を深めて情報発信を効果的に行い、PRや知名度の向上に町をあげて取り組んでいくことが必要です。
- 広域観光の必要性を関係自治体で共有し、予算確保や人員配置を行うことが必要です。
- 広域観光の中で埋没しないよう、鹿部の個性のアピールが必要です。

施策

- (6) 観光客を受け入れ、滞在を楽しんでもらえる環境づくりに努めます。
- (7) 観光サインなどのハード面、人のもてなしなどのソフト面の双方からホスピタリティを高めます。
- (8) 町内の連携を深め、より広く、効果的な観光情報の発信、PRに努めます。
- (9) 広域的な観光振興に向けて、関連自治体とともに取り組みます。

取り組み内容

- ① 観光資源としてのスポーツ施設の活用
- ② 観光客に対応したJR鹿部駅周辺の整備の検討
- ③ 観光施設の整備および維持管理
- ④ 観光サインや案内板の設置（「サイン計画」の策定）
- ⑤ 日帰り入浴施設の看板など共通のサインの検討
- ⑥ 観光案内の多言語化の推進
- ⑦ 観光客への接遇向上の促進
- ⑧ 観光に必要な交通網、交通手段の整備
- ⑨ 観光関連施設や事業者の連携促進（定期的な情報交換の場の創設など）
- ⑩ ターゲットを絞った広報活動の実施
- ⑪ 観光に関する広告の研究、調査
- ⑫ ネット社会に対応した観光広報の推進
- ⑬ 町外イベントでの観光PR活動（キャラクター（着ぐるみ）の活用など）
- ⑭ 観光振興に関する効果計測の試行
- ⑮ 北海道新幹線開通に向けた周辺市町村や青函圏の自治体などとの広域的な観光振興体制の充実
- ⑯ 広域団体での観光事業の展開
- ⑰ 観光圏でのPRやツアー商品開発、体験プログラムの開発
- ⑱ 広域観光ルートの定着



## 6 企業誘致、新たな産業、勤労者対策

### 基本的な考え方

●地域の産業や資源を軸に、戦略的な産業おこしを進め、雇用の拡大をめざします。

#### 現状と課題

- 進出企業に対する優遇制度を設定し、企業誘致を促進しています。
- タクシー、菓子店など町内になくなってしまった業種があります。
- 企業誘致のほかに、地元住民や企業による起業の支援や、農林水産業の6次産業化などを支援する自治体が増えています。
- 景気の低迷が続く中、町内における雇用環境も依然として厳しい状況が続いています。
- 通年雇用が可能な職場が少ないため、季節労働や出稼ぎなどの労働形態も見られます。

#### 必要なこと

- 住民生活に必要な特定の業種については、積極的な誘致に取り組んでいくことが必要です。
- 町一丸となって魅力ある企業に地域資源をセールスし、誘致につなげていくことが必要です。
- 地域の資源を活かした起業や農林水産業の6次産業化など、地域ビジネスの拡大を促進していくことが必要です。
- 勤労者の福祉に関しては雇用者等に普及啓発していくことが必要です。

#### 施策

- (1)企業が進出しやすい環境を整え、企業誘致に努めます。
- (2)新たな起業や既存企業のビジネス拡大を支援します。
- (3)就業に関する相談や情報提供に努めるとともに、雇用環境の改善、安定を促進します。

#### 取り組み内容

- ①企業誘致に向けた体制の充実
- ②進出企業に対する優遇制度の充実
- ③住民生活に必要な特定業種や成長産業などの誘致
- ①起業に向けた意識の高揚と情報提供
- ②起業に必要な技術・知識の習得促進
- ③起業の支援策の検討
- ①勤労者福祉に関する各種制度の周知・PR
- ②雇用に関する情報提供（求人公開カード等による対応）
- ③勤労者福祉に関する相談・指導
- ④雇用条件や就労環境の改善促進
- ⑤就労に必要な技術・知識・資格等の習得促進
- ⑥季節労働者対策の推進



1 広報、広聴、情報公開

基本的な考え方

●過去の情報に加えて現在・未来の情報を積極的に発信する広報や幅広い機会を通じた広聴に努め、町全体での情報共有やまちづくりへの住民意見の反映がより一層進むよう、努めます。

現状と課題	必要なこと	施策	取り組み内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月1回「広報しかべ」を発行し、最近の出来事など身近な話題の提供に努めているほか、「議会だより」を年4回、議会で発行しています。</li> <li>全体的に経過した事案を取り上げる記事が多く、現在や未来に向けた記事が少ない状況です。また、高齢者に配慮した文字の大きさやレイアウトが十分ではない状況です。</li> <li>ホームページについては、随時更新が可能な体制とし、住民や町外者にリアルタイムでの情報提供に努めています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内外の読者にとって見やすく、理解しやすい紙面づくりが必要です。</li> <li>住民が目を向ける魅力ある紙面づくりが必要です。(写真やイラストの多様、住民の声を反映した記事、通年特集記事など)</li> <li>町内外により幅広く、スピーディーな情報提供を心掛ける必要があります。</li> </ul>	<p>(1)見やすく、分かりやすい広報誌づくりに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①部署に捕らわれない取材体制の確立</li> <li>②広報技術の向上(コンクール、研修や勉強会への参加など)</li> <li>③住民の声を反映した記事の作成</li> <li>④通年特集記事の作成</li> <li>⑤新たな広報記事の創設</li> <li>⑥高齢者に配慮したフォントサイズやレイアウトの充実</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線については、防災に関する放送のほか、各種イベントや行事の周知、危機啓発などに利用しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベントや行事の増加とともに防災行政無線の放送件数が増える中、放送内容・回数等の取り決めを見直す必要があります。</li> </ul>	<p>(2)迅速な情報発信と、多様な閲覧者を意識したホームページの充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ホームページのリアルタイムな更新</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>広聴の一環として、計画策定時等のアンケート実施などにより、多くの住民の声を収集するよう努めています。</li> <li>町政懇談会に代わり、各種団体の会合や会議の場を通じて、広聴に努めています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町政懇談会の定期的な実施など広聴機会の充実が必要です。</li> </ul>	<p>(3)より効果的な防災行政無線の放送方法や内容に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①防災行政無線放送の有効活用</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開については、「情報公開条例」に基づいて行い、広報で開示請求数を年次報告しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年次報告から月次報告にすることや、開示請求受付の周知を検討する必要があります。</li> </ul>	<p>(4)住民の声を幅広く聞くことができる広聴の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①各種団体の会合や会議の場を通じた広聴活動の充実</li> <li>②町政懇談会の実施</li> </ul>
		<p>(5)情報公開を推進し、町政の透明性を高めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①年次報告から月次報告への変更や開示請求受付の周知の検討</li> </ul>



## 2 行政運営

### 基本的な考え方

●目的を明確にしなが事業を効率的に進め、より良い運営に向けた改善を常に心がける組織づくりとスタイルの定着をめざします。また、住民に親しまれる役場であるよう、努めます。

#### 現状と課題

- 平成 20 年度に定数条例を改正したほか、平成 27 年 4 月 1 日までの定員管理計画を策定し、職員定員の適正化に努めています。
- 条例・規則等の制定、改廃事務の効率化のためのシステムを平成 23 年度に導入しました。
- 民間委託は、本別中央会館、体育館、プール、斎場、いこいの湯の管理について実施しています。
- 必要に応じて、複数の課に関連する事案については担当者で連携して協議を行っています。

- まちづくりに関する取り組みを、効率性や効果をふまえて見直し、恒常的に改善していくしくみ（PDCAサイクル\*）を定着させていくことが、行政運営に求められています。

- 職員の資質向上を図るため、渡島町村会、市町村アカデミー等の研修への参加を行っています。

- 住民の利便性を考慮し、事務手続きの簡素化、時間外での行政サービスの充実に努めています。
- 平成 24 年度から新規採用職員研修に接遇研修を取り入れ、接遇の向上に努めています。

- 庁舎については、最低限必要な修繕等を行い、庁舎環境の改善に努めています。

#### 必要なこと

- 組織機構の適正化については必要に応じて見直しを行うことが必要です。
- 行政組織の見直しと併せて事務事業の役割分担の検討が必要です。
- 状況に応じて、課を超えた連携、プロジェクトチームの編成を行うことが必要です。
- 適正な人事管理を行う上で、人事考課制度の導入の検討が必要です。

- 事務事業や施策に関する評価システムを確立、定着させていくことが必要です。

- 派遣研修については、期間や派遣先など効果をよくふまえて実施することが必要です。

- 接遇研修を全職員に拡大し、さらなる接遇の向上に努めることが必要です。

- 防災上の観点もふまえ、長期的な視点では移設や建て替えを検討することが必要です。

### 関連する個別計画 「定員管理計画」(平成22～26年度)

#### 施策

- (1)少数でも機能的な組織をつくり、事業を効率的かつ効果的に進めます。

- (2)PDCAサイクル\*によるまちづくりを定着させます。

- (3)多様化する行政職員へのニーズに対応できる能力を高めます。

- (4)住民が親しめる窓口づくりと的確で迅速な対応に努めます。

- (5)利便性、安全性などを向上し、より良い庁舎環境づくりに努めます。

#### 取り組み内容

- ①職員定員の適正化
- ②民間委託あるいは指定管理者制度による施設管理等の推進
- ③行政組織の見直しと事務事業の役割分担の検討
- ④プロジェクトチームの編成（必要に応じて編成）
- ⑤人事考課制度の導入の検討

- ①事務事業や施策を評価するシステムの確立、定着

- ①人材育成基本方針の見直し
- ②「職員研修計画」の策定
- ③IT研修など専門的知識習得のための積極的な研修参加の促進
- ④北海道、国への町職員の派遣
- ⑤民間企業も視野に入れた町職員の派遣の検討

- ①事務手続きの簡素化
- ②時間外での行政サービスの充実
- ③戸籍手続きオンライン化の検討
- ④全職員を対象とした窓口対応、クレーム処理等を含めた接遇研修の実施
- ⑤権限委譲等によるサービスの拡大（パスポート手続きなど）

- ①庁舎の維持管理（移転等の検討）

\*PDCAサイクル：計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（act）のプロセスを順に実施することです。このプロセスを繰り返すことによって、継続的に改善が行われ、内容が向上していきます。

### 3 財政運営

#### 基本的な考え方

- 安定した収益確保と適正課税に努めるとともに、効果的、計画的に事業を推進し、健全な財政運営に努めます。

#### 現状と課題

- 「行財政改革 10 か年計画」に基づき、事業の厳選、優先順位の精査、主要事業の現地調査などを行いながら、事業を進めています。
- 財政負担の高い道路や住宅については「道路整備計画」や「公営住宅長寿命化計画」を策定し、長期的な財政見通しをふまえながら整備を進めています。その他の公共施設については、管理や整備に関する長期的な計画がありません。
- 平成 17 ～ 21 年度に「行政集中改革プラン」を策定し、事務の合理化・能率化、人件費の抑制、各種経費の見直し、補助金、交付金等を見直しなどを実施しました。
- 賦課徴収事務については、滞納者に対して、夜間納税相談窓口の開設や月末、年末徴収強化によって、収納率の向上に努めています。
- 悪質・高額滞納者について、渡島檜山地方税滞納整理機構へ送致し、納税意識の低い悪質滞納者に対しては、預金・給与の差押を行っています。
- 特に滞納処分を実施した又は今後必要と思われる滞納者の個別ファイルを作成しています。
- 町外の方々に「ふるさと納税<sup>※</sup>」を呼びかけています。管内の自治体の中では比較的多くの納付がありますが、年々減少傾向にあります。
- 財源を確保するため、町広報誌や町ホームページでは、民間事業者等から有料で広告を募集し掲載しています。

#### 必要なこと

- 計画は平成 26 年度に終了しますが、情勢に合わせて見直しが必要です。
- 国の動向が見えない中、財政運営を計画的に進めていくには、公共施設管理や建て替えに関する情報を一元化し総合的に進めていく必要があります。
- 地方交付税の状況など、情勢によっては、合理化や経費の見直しを集中的に進める計画の策定が必要です。
- 滞納者の意識を変える為にも臨戸徴収から呼出型への移行が必要です。
- 滞納者個別ファイル（相談記録や誓約、差押状況を網羅）を整備し、税務課全員が対応できるようにすることが必要です。
- 全ての町税において、課税客体や現状把握することが必要です。
- ふるさと納税については、独自の P R 活動や利用しやすい環境整備が必要です。
- 広告は有効な広告手段として評価が高く、今後も継続していくことが必要です。

#### 関連する個別計画 「行財政改革10か年計画」(平成17～26年度)

#### 施策

- (1) 長期的な視点もふまえ、計画的で効率的な財政運営に努めます。
- (2) 道路や公共施設などの整備や建て替えを計画的に行います。
- (3) 限られた予算で効果的な行政運営が行えるよう、経常経費の見直しを行います。
- (4) 町税の適正化を図り公平な課税と徴収に努め、町としての収益の確保に努めます。
- (5) 税収以外の財源確保を検討し、進めます。

#### 取り組み内容

- ① 「行財政改革中長期計画」の策定
- ② 財政運営に関する分かりやすい広報の推進（単式簿記から複式簿記への転換など）
- ① 公共施設の経年状況の把握
- ② 公共施設の建て替えを計画的に進めるための計画の策定
- ① 合理化や経費の見直しを集中的に進める新たなプランの策定（横断的な組織による策定）
- ① 臨戸徴収から呼出型への移行
- ② 渡島檜山地方税滞納整理機構との連携強化
- ③ 滞納、差押状況の把握（個別ファイルの作成）
- ④ 渡島総合振興局との連携強化（共同催告、共同の滞納整理の実施）
- ⑤ 鹿部町としての組織的な滞納整理、徴収（税金、住宅料、水道料、給食費、保育料の現状把握による実施）
- ⑥ コンビニ収納の検討
- ⑦ ふるさと納税<sup>※</sup>の推進
- ⑧ 収納率の向上対策
- ⑨ 課税の適正化
- ① 町広報誌、町ホームページへの広告募集
- ② 町遊休地の把握
- ③ 電柱敷地の有料化の検討
- ④ 手数料の適正化の推進

※ふるさと納税：自分の故郷や応援したい自治体など、居住地以外の都道府県・市町村へ寄附することで、住民税と所得税から一定の控除を受けることができる制度です。

#### 4 広域行政

#### 基本的な考え方

- 町外の自治体や組織と連携することにより、効率性や効果の向上が期待できる取り組みを進めます。

#### 現状と課題

- 一部事務組合\*については、北斗市、七飯町、鹿部町で構成される南渡島消防事務組合と、函館市を除く1市9町、檜山管内7町で構成される渡島・檜山地方税滞納整理機構を設置しています。
- 広域連合\*については、渡島管内の市町で、渡島廃棄物処理広域連合、北海道後期高齢者医療広域連合、茅部地区介護認定審査会を設置しています。
- 渡島広域市町村圏内の北部5町で、広域による取り組みについて勉強会を行っています。
- 函館市、北斗市、渡島管内9町、檜山管内7町で構成される南北海道市町村連絡協議会では、定住自立圏構想について協議を行っています。
- 平成の大合併時に生じた意識の違いや、個々の市町が持つ課題によって、広域での取り組みに対する意識に差が見られます。

#### 必要なこと

- 関連自治体との連携を深め、効果的かつ効果的に業務を行っていくことが必要です。
- 新たに考えられる広域事務の洗い出しと整理が必要です。

#### 施策

- (1) 関連機関と連携し、現在進めている広域業務を円滑に進めます。
- (2) 現状の広域業務以外にも、効率化や効果が期待できる広域的な取り組みを検討します。

#### 取り組み内容

- ① 渡島広域市町村圏での広域事業の推進
  - ② 一部事務組合\*での広域事業の推進
  - ③ 広域連合\*での広域事業の推進
  - ④ 広域市町村圏や一部事務組合\*、広域連合\*以外での広域事業の推進
- 
- ① 広域事務の洗い出しと整理
  - ② 広域行政に関する勉強会や会議への積極的な参加

\*一部事務組合、広域連合：都道府県、市町村、特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織です。広域連合の方が、一部事務組合よりも権限が強くなっています。





# 資料編

## 1 策定経過

平成23年

日 程	経 緯
3月11日	鹿部町総合計画策定審議会条例制定
11月11日～15日	策定審議会公募委員の募集
11月1日～25日	第4次総合計画の検証
12月20日	第1回総合計画策定審議会(諮問)

平成24年

日 程	経 緯
1月31日	町長、教育長へのトップインタビュー 総合計画策定職員説明会
2月6日～17日	基本計画策定シートの配布、回収
2月6日～27日	住民アンケートの実施
3月12日	第1回総合計画策定委員会 第1回作業部会(ワーキンググループ)
3月21日～22日	第5次計画策定シートに係るヒアリング
3月26日	第2回総合計画策定審議会
4月20日	第2回作業部会(ワーキンググループ)
4月26日	第2回総合計画策定委員会
5月1日～7月12日	小学校、中学校へ絵画、作文の募集
5月1日～31日	住民アンケートからの意見への対応検討(各課)
5月21日～6月8日	基本計画策定シートの加筆
5月23日	第3回作業部会(ワーキンググループ)
5月30日	第3回総合計画策定委員会
6月18日	第3回総合計画策定審議会
7月3日	第4回作業部会(ワーキンググループ)
7月19日	まちづくりワークショップ事前説明会
7月23日	第1回まちづくりワークショップ
7月30日	第2回まちづくりワークショップ
8月6日	第5回作業部会(ワーキンググループ)[総務経済部会]
8月7日	第5回作業部会(ワーキンググループ)[民生文教部会]
8月10日	第4回総合計画策定委員会
8月21日～23日	基本計画に係る町長ヒアリング
8月29日	第4回総合計画策定審議会
9月11日	鹿部町総合計画の策定に関する条例制定
9月20日	第5回総合計画策定審議会
10月5日	第6回作業部会(ワーキンググループ)
10月10日	第5回策定委員会
10月26日	第6回総合計画策定審議会
11月15日	第7回総合計画策定審議会(答申)
12月6日	第4回町議会定例会において「第5次総合計画基本構想」を議決

## 2 諮問・答申

平成23年12月20日

鹿部町総合計画策定審議会 会長 様

鹿部町長 川 村 茂

### 第5次鹿部町総合計画の策定について(諮問)

鹿部町総合計画を策定するにあたり、鹿部町総合計画策定審議会条例第2条の規定により、第5次鹿部町総合計画について、貴審議会の意見を求めます。

平成24年11月15日

鹿部町長 川 村 茂 様

鹿部町総合計画策定審議会  
会長 中 川 一

### 第5次鹿部町総合計画策定について(答申)

平成23年12月20日付けで諮問された第5次鹿部町総合計画(基本構想、基本計画)について、「きらめく海・駒ヶ岳 うるおいの湯郷」をまちづくりテーマとして、10年間における本町のめざすべき姿を展望しつつ、基本構想および基本計画を総合的に審議した結果、適当であると認め、下記のとおり意見を添えて答申します。

#### 記

1. 総合計画の最も重要な点はその実効性の確保にあり、そのためにも計画の管理運営において、住民ニーズや優先度等を十分に勘案して年度ごとの実施計画を策定し、進捗状況を把握しつつ、検証と改善を行い効率的かつ効果的な事業の推進に努められたい。
2. 住民アンケートでの意見や提案を重点政策として位置づけ、各施策を積極的に実施するとともに、住民の意識高揚のため更なる情報の提供に努め、幅広い住民の参画を得ながら、より多くの人が「住みたい」「住み続けられる」と思える魅力あるまちづくりを進められたい。
3. 計画書の編集や住民への周知にあたっては、可能な限り分かりやすさや親しみやすさに配慮し、住民が基本構想、基本計画の理念や内容を理解し、まちづくりへの協力と参画を得やすいものになるよう努められたい。

### 3 第5次鹿部町総合計画策定審議会名簿

任期：平成23年12月20日～平成24年11月15日

(順不同、団体・役職は委嘱日現在のものです。)

団体・役職	氏名	備考
鹿部町議会総務経済常任委員会委員長	中川 一	会長
鹿部町議会民生文教常任委員会委員長	浦 梅 吉	
鹿部町町内会連合会会長	玉野 茂 美	
鹿部消防団団長	松本 悦 雄	平成24年4月退任
鹿部消防団団長	松本 壽 男	平成24年4月就任
鹿部町教育委員会委員長	正村 正 廣	
鹿部町社会教育委員会委員長	高島 利 康	
鹿部漁業協同組合代表理事組合長	村田 昇	
鹿部商工会・鹿部温泉観光協会会長	吉 康 郎	
鹿部水産加工組合組合長	宮本 直 志	
鹿部町防犯協会会長	吉 英 樹	平成24年10月退任
鹿部町社会福祉協議会会長	小澤 節 男	
鹿部町老人クラブ連合会会長	畑 中 繁	
渡島福祉会理事長	水越 昭 男	平成24年10月退任
鹿部郵便局局長	鈴木 昌 志	
民生児童委員協議会会長	松川 明 弘	
鹿部町女性団体連絡協議会会長	皆川 貞 子	
鹿部ロイヤルホテル総支配人	根岸 秀 典	平成24年6月就任
公募委員	大泉 三 郎	
公募委員	内山 勝 之	

### 4 第5次鹿部町総合計画策定委員会名簿

課名・役職	氏名	備考
副町長	高橋 利 之	委員長
教育長	山田 豊 司	
総務・防災課長	大村 師 正	
民生課長	佐々木 敏 郎	
保健福祉課長	鎌田 健 治	
税務課長	工藤 敦 弘	
水産経済課長	松川 佳 宏	
建設水道課長	山口 政 幸	
出納室長	佐々木 昌 子	
観光推進室長	竹 内 聖	
議会事務局長	川村 利 美	
生涯学習課長	児 玉 貢	
消防署長	伊藤 政 明	

### 5 第5次鹿部町総合計画作業部会 (ワーキンググループ兼ワークショップ委員) 名簿

部会区分	所属課	氏名	備考
1. 総務経済部会	総務・防災課係長	村田 昌 弘	
	総務・防災課係長	天満 直 人	座長
	建設水道課係長	木村 幹	
	建設水道課係長	佐藤 誠 一	
	建設水道課係長	伊藤 昌 彦	
	水産経済課係長	盛田 昌 彦	
	水産経済課係長	平井 勝 弘	
	税務課係長	川村 昌 嗣	
	税務課係長	庄内 強	
	出納室係長	川村 陽 子	
	消防署課長	荒木 保 宏	
2. 民生文教部会	保健福祉課係長	佐藤 直 美	
	保健福祉課係長	三島 拓 也	
	保健福祉課係長	盛田 智 子	
	民生課係長	松川 智 紀	
	民生課係長	藤森 進 一	
	生涯学習課係長	庄内 辰 夫	
	生涯学習課係長	渡辺 康 文	
	生涯学習課係長	原田 健	座長
	給食センター係長	野田 明 彦	
幼稚園係長	盛田 美穂子		



## 6 第5次鹿部町総合計画ワークショップ委員名簿

任期：平成24年7月23日～7月30日

(五十音順、団体・職名は委嘱日現在のものです。)

部会区分	団体・職名	氏名
1. 総務経済部会	商工会婦人部	佐藤 聖子
	商工会青年部	道場 登志男
	公募委員	古田 孝
	漁協青年部代表者	盛田 州秀
2. 民生文教部会	職員推薦	小山 登勢子
	公募委員	原田 光雄
	PTA連合会長	毛利 雅彦
	漁協婦人部代表者	柳沢 時子

### 総合計画策定事務局名簿

課名・役職	氏名
企画振興課長	佐藤 明治
企画振興課係長(企画担当)	加藤 政勝
企画振興課係長(行財政担当)	工藤 裕之
企画振興課主事補	福田 直子

## 7 鹿部町総合計画の策定に関する条例

(平成24年9月13日)  
条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 まちづくりの最高理念であり、町の将来像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 まちづくりの基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 まちづくりの具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(総合計画策定審議会への諮問)

第3条 町長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、鹿部町総合計画策定審議会条例(平成23年条例第2号)第2条に規定する鹿部町総合計画策定審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 町長は、前条に規定する手続きを経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(総合計画の変更)

第5条 町長は、社会情勢等の変化に伴い、総合計画の内容及び計画期間を見直す必要が生じたときは、計画期間内にあっても、変更することができる。

(基本計画及び実施計画の策定)

第6条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 8 鹿部町総合計画策定審議会条例

(平成23年3月11日)  
(条例第2号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、鹿部町総合計画策定審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じて、総合計画の調整その他その実施に関し必要な調査及び審議を行わせるため、鹿部町総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 町内の公共的団体等から推薦された者
- (4) 町内からの公募による者
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱されたものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、総合計画の諸事項を調査・審議するため部会を置くことができる。

2 部会の委員は、会長が審議会に諮って指名する。

3 部会には、部会長及び副部会長1人を置き、部会に属する委員の互選により定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画振興課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(鹿部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鹿部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鹿部町個人情報保護審査会委員の部の次に次のように加える。

鹿部町総合計画策定審議会委員	日額	9時から17時までの会議	5,400円
		17時以降の会議	4,200円

## 9 鹿部町総合計画策定委員会設置要綱

(平成24年1月17日)  
(要綱第1号)

(設置)

第1条 鹿部町総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、鹿部町総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について調査、研究、調整及び協議する。

- (1) 総合計画策定の基本方針に関すること。
- (2) 基本構想及び基本計画並びに実施計画の立案に関すること。
- (3) その他総合計画策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副町長とし、副委員長は教育長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 委員は、次の各号の職にあたる者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 総務・防災課長
- (3) 民生課長
- (4) 保健福祉課長
- (5) 税務課長
- (6) 水産経済課長
- (7) 建設水道課長
- (8) 出納室長
- (9) 観光推進室長
- (10) 議会事務局長
- (11) 生涯学習課長
- (12) 消防署長

(作業部会)

第4条 策定委員会は、総合計画の諸事項を調査、整理分析等のため、鹿部町関係部局等の職員によって構成される、次の作業部会（ワーキンググループ）を置くことができる。

- (1) 総務経済部会
- (2) 民生文教部会

2 作業部会の委員は、係長職及び委員長の指名する職員をもって充てる。

3 作業部会は、所掌事務を勘案し、別表のとおり構成する。

(会議の招集)

第5条 委員会及び作業部会については、必要に応じて委員長がそれぞれ招集する。

(庶務)

第6条 策定委員会及び作業部会の会議の庶務は、企画振興課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第4条第3項関係)

部 会 名	関 係 課 等
総務経済部会	総務・防災課 税務課 水産経済課 建設水道課 出納室 議会事務局
民生文教部会	民生課 保健福祉課 生涯学習課 幼稚園 学校給食センター 鹿部消防署



# SHIKABUM

HOKKAIDO



いずみちゃん

カールス君

発行

鹿部町役場

〒041-1498 北海道茅部郡鹿部町字宮浜299番地  
電話 01372-7-2111 (代表) FAX 01372-7-3086